

分権の必要性に關して、今日、一元的、完結的なコードイネートのもとの総合的な行政策が必

要とされており、自治体が権限、財源を充実し、

主体的に政策を実行する仕組みとしての地方分権の推進が求められていること、機関委任事務に關

して、その概念を含めて抜本的に見直しを行い、

新たな仕組みを構築するなど整理合理化を行うこ

とが必要であること、地方税財源の充実確保に関

して、個性豊かな町づくりを自立的に進めていく

ためには、国と地方の役割分担に応じて、現行の

税源配分を見直し、自主財源確保のための新たな

税体系を構築することが必要であること、地方行政体制の整備に関して、地方の時代にふさわしい

簡素で効率的な行政システムを確立するため、自治体もみずから変革を積極的に進めるとともに、今後の行政改革等の継続した取り組みを進め

ていくことが必要であること、地方分権推進委員会に關して、その権限内容は評価し得るものであ

るが、委員会の構成には、地方の意見を十分反映

できるよう一定数の地方関係者を加えるべきであ

ること、地方分権を推進するための法律案に関し

て、五年程度の一つの目安を設けておくことは重

要な意義があること、また、法律案の早期制定が

望まれること等の意見が述べられました。

次いで、各委員から陳述者に対し、地方分権時代に備えての人材の確保、能力向上の方策についての考え方、機関委任事務の廃止についての見解、琵琶湖条例制定上の問題点と、それを解決する過

程における教訓、市町村合併についての考え方、法律を五年間の時限立法とするのは是非等多岐

にわたる質疑が行われ、滞りなく全部の議事を終

了いたした次第であります。

以上が会議の概要であります。議事の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はそれに

よつて御承知願いたいと存じます。

なお、現地会議の開催につきましては、地元関係者を初め、多数の方々の御協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表し、報告いたしました。

ですが、本日はお招きをいただきましたので、若干意見を述べさせていただきます。

私は、地方制度調査会の会長をいたしております。まず最初に、今回それぞれの法律案をおまとめ

○笹川委員長 以上で派遣委員からの報告は終わりました。

ただいま報告がありました第一班及び第二班の現地における会議の記録が後ほどでき次第、本日の会議録に参照掲載することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

○笹川委員長 ただいま議題となつております両案審査のため、参考人の方々から御意見を聴取いたします。

本日、御出席願つております参考人は、地方制度調査会会长宇野收君、政治改革推進協議会(民間政治協調)地方分権推進委員会委員長川島廣守君、横浜国立大学名譽教授成田頼明君及び東京都立大学法政学部教授兼子仁君であります。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この際、参考人の方々に一言ございさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席を

いただきまして、まことにありがとうございます。

何とぞ忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

なお、議事の順序でございますが、まず、各参考人からそれぞれ十五分程度御意見をお述べいた

だきたいと思います。次に、各委員からの質疑に

対してお答えをいただきたいと存じます。

それでは、宇野参考人にお願いをいたします。

○宇野参考人 おはようございます。宇野でございます。

私は、地方制度調査会の会長をいたしております。まず最初に、今回それぞれの法律案をおまとめ

皆様方には深く敬意を表したいと思います。

私は、地方制度調査会の会長になる前に第三次行革審の会長代理を務めておったわけですが、この間、一九九三年の十月に出しました最終答申で、

地方分権の推進に関する基本的な法律の制定を目指すべきであるということで、地方分権の推進方

法を示したわけでございますが、このときには大

変な抵抗がございました。答申原案を決定する会

議の直前までもめたことがございます。

いずれにいたしましても、その答申が出されま

して、これから先は政府部内での合意の形成がな

ければ進まないとの総務省の判断から、まず大綱

方針をつくるのに一年程度かけて、それがまとま

りましたらば法律の制定にかかるという手順がで

きたわけでございますが、こういうことは大変順

序としていい方針を立てていただきたと思つてお

ります。

そこで、この間に独立しました地方分権推進委

員会の設置と法律案の早期提出という重要なボイン

トについて、総理がリーダーシップを発揮をして

いたいたいということについても、私どもは答申

を提出した立場で高く評価をいたしておる次第で

ございます。このたび、そうした意味で大綱方針

より一步踏み込んだ法案が政府から提出されたと

いうことと、また、この法案に対する対案も出さ

れてこのような形で審議されるということは、大

変私にとりましては感慨無量でございます。

そこで、私はただいまから、基本的な考え方と、

それからその考え方方に基づきまして、法案の中の

問題点ということについて私の考え方を陳述させ

ていただきたいと思います。

まず、基本的な考え方でございますが、政府案、新進党案について、いずれもこれは私は高く評

価をいたしております。つまり、強力な権限のあ

る委員会を新たに設置して、その委員会が行う具

体的な指針の勧告に基づいて政府が推進計画を作成、実行していくという地方分権推進の方法がど

ちらも同じであるということでございます。地方

致しておるわけでございます。この点につきまし

ては地方制度調査会の方の答申のポイントにいたしておきましたので、そうした考え方を採用い

ておる次第でございます。

そこで、現在最も重要な問題は、地方分権推進委員

会を今国会中に発足させていただきたい、これが

のための筋道をきちっとつけることであるといふ

ふうに考えます。したがつて、そういう意味から、

ますけれども、政府案であつても、新進党案であつ

ても、どちらでも通していただければ結構である

ことです。したがいまして、多少乱暴な言い方でございますが、最も

悪いことは、二つの案が共倒れになつて通らない

ということございますので、その点しかとお願

い申し上げたいと思います。

そこで、基本的な考え方方はそのようなことでござりますが、あと、個別の問題について私どもの

意識の中にある問題を多少触れさせていただき

ます。したがつて、私は、先生方が御審議

いただいたおり、この問題でござります。

そこで、私は、第三回行革審の答申、地方

制度調査会答申にも示されております基本的な線

問題点といふことを多少触れて、國の役割は限定すべきであるということを

うに私は考えます。

なお、地方制度調査会の答申では、國の役割を

考へる場合には、全国的な統一性や規模、視点が

過度に強調されることは適当でないということを

述べております。この辺については、今後の地方

制度調査会答申にも示されております基本的な線

問題点といふことを多少触れて、國の役割は限定すべきであるということを

うに私は考えます。

以上が國の役割の制限の問題についての考え方

でございます。

第二点目の問題は、機関委任事務の制度についてでございますが、地方制度調査会で答申したと

おり、機関委任という概念は改めるべきであると

いうふうに考えます。しかしながら、国の事務と

考へられているものであつても地方公共団体が執

行することが適当な事務がございますが、こうい

うものについて、機関委任という概念にかわる新

しい仕組みをどうするかということについて、地方

制度調査会でも十分論議できなかつたわけでござります。

したがつて、機関委任事務制度については地方

分権推進委員会で大いに議論をしていただきたい

といふうに考えます。その際は当然、機関委任

という概念の廃止、あるいは国選挙などごくわ

ざかな事務に限定するという実質的な廃止の方向

で論議されることになるだらうというふうに私は

予測をいたしております。

次の第三番目の問題は、時限法の問題でござります。

○篠川委員長　ありがとうございます。

○川島参考人　川島でございます。

本日は、地方分権に関する特別委員会にお招き

をいただきまして所見を述べる機会を与えていた

次第でござります。

さらに、本委員会のこれまでの審議の内容につ

きまして議事録を通読させていただきました。諸

先生方の党派を超えての連帯感による大変に御熱

心な御討議の内容をつぶさに承知することができます

まして、この御努力に対しても最初に心から敬

意を申し上げたいと存する次第でござります。

御承知のとおり、私ども政治改革推進協議会は、

俗に民間政治協調と申しておるわけでござります

けれども、平成四年の四月に発足いたしまして丸

三年間、政治・行政改革の推進に向かまして精力

的な国民運動を展開して今日に至つておるものでござります。殊に地方分権の推進に関しては、

発足の当初から、選挙制度あるいは国会制度と並んで改革の最重要課題と位置づけまして検討を続

意味で五年を主張いたしましたので、その点も御理解いただきたいというふうに思つたわけでござります。

以上、問題点として意識を持つております三點、

国の役割の限定、機関委任事務の制度のあり方、

時限法の考え方ということを申し上げたところでござります。

最後に、地方分権の法制定という方針は、一昨

年の六月の衆参両院における満場一致の決議から出発をしていることを思い起こしていただきまし

て、今は法律を通すことが最も重要であるといた

ことを重ねてお願い申し上げたいと思ひます。

さらに、今後、地方分権が大きな成果を上げる

ためには、できれば今回も与野党がこぞつて賛成

いただける形で成立を図つていただきたいという

ふうに念願をいたしまして、私の陳述を終わりま

す。

ありがとうございました。

○篠川委員長　ありがとうございます。

次に、川島参考人にお願いをいたします。

○川島参考人　川島でございます。

本日は、地方分権に関する特別委員会にお招き

をいただきまして所見を述べる機会を与えていた

次第でござります。

さらに、本委員会のこれまでの審議の内容につ

きまして議事録を通読させていただきました。諸

先生方の党派を超えての連帯感による大変に御熱

心な御討議の内容をつぶさに承知することができます

まして、この御努力に対しても最初に心から敬

意を申し上げたいと存する次第でござります。

御承知のとおり、私ども政治改革推進協議会は、

俗に民間政治協調と申しておるわけでござります

けれども、平成四年の四月に発足いたしまして丸

三年間、政治・行政改革の推進に向かまして精力

的な国民運動を展開して今日に至つておるものでござります。殊に地方分権の推進に関しては、

発足の当初から、選挙制度あるいは国会制度と並んで改革の最重要課題と位置づけまして検討を続

けてまいりましたわけであります。

その最初に、平成四年の十二月に、これまた諸

先生御案内のとおりでござりますけれども、地方

分権に関する緊急提言を世に問うたわけであり

ます。「今なぜ分権革命が必要であるか」という

表題でござりますが、大きな反響を呼びましたこ

とはこれまた御案内のとおりでござります。次い

で本年二月、地方分権基本法の制定に関します緊

急提言を世に問うたわけでござります。

そこで、本日は限られた時間ではござりますけ

れども、国会におきます地方分権推進法の審議に

関しまして、これまで私どもが提言をしてまいり

ました内容を土台といたしまして、三点について

意見を申し述べさせていただきたいと思うわけで

あります。

まずその第一は、今なぜ地方分権が必要なのか

というその根本理由についてでござります。その

第二は、さきに成立を見ました小選挙区比例代表

並立制、選挙制度、選挙法の改正との関連につい

てであります。そしてその第三に、今回御審議を

いただいております推進法の内容についての所見

を申し述べて話を終わらせていただく、かような

順序で申し上げたいと思うわけであります。

まず、その第一でございますが、今地方分権が

求められておるこの根本理由は、私どもは、あく

までも國の存亡にかかる問題である、かような

認識を持つておるわけであります。

強調するまでもございませんが、現在日本の國

力は世界のGDPの一五%にも及ぶ経済大国にな

り、いわゆる國の近代化あるいは社会の成熟化は

おおむね達成されたわけでござります。その根本

原因ましたのは、これまでの明治以来の集権構

際社会に対する対応能力というものは高まつてこない、かように考へるわけであります。

したがつて、今御審議いただいておりますこの

地方分権こそ、まさに國の國際社会に対する対応

能力を高める唯一の手段である、かのように認識のものに問題

いたしておるのでござります。その意味で、私ども

もは、明治維新、新憲法体制に次いで、第三の開

拓の検討を進めてまいつておる次第でございま

す。

そこで、大変生意氣な表現になつてお許しをいただきま

すが、私は、言葉を変えて申し上げさせていただ

きますならば、今まさに國民国家としての尊嚴と、

國際社會における名譽ある地位を保持し得るかど

うかの重大な岐路に日本の國は立つておるので

ないだろうかと考えるわけであります。

政治を見ましても、経済を見ましても、社会の

現状を見ましても、まさに時代は閉塞状況にある

これを打破する唯一の道がまさに地方分権への構

造転換である、かように認識をするわけでござ

ります。したがいまして、この問題につきましては、

あくまでも与えられるというもののではなくて、

地方自治体そのものがみずからの方と情熱を持つ

て闘い取るべき筋合いのものである、かように考

えるものでござります。

一昨年の国会における、衆参両院における地方

分権に関する決議、これまた憲政史上初のもので

あります。今回御審議をいただいておりますこの推進

法案もまた我が憲政史上初めての内容であろう、

かようによく評価をし、これまで深く敬意を表す

る次第でござります。

ただ、ここで思いますことに、先生方の大変御

熱心な御討議とはいささか乖離がござりますの

は、地方自治体側におけるその熱意の低さに、あ

るいは意識の低さを気遣うものであります。

ざいまして、決して必要なものとは考えていない
というのが、残念ながら六二一・五パーセントとい
う数字になつておるわけであります。このことを
だれよりも案するわけでございまして、少なくとも

以下、簡潔に幾つかの点について申し上げさせ
ていただきます。

どれほどの難儀に遭わなければならないか。言えますれば、まさに歴史的な大事業をこの委員会が背負うわけでござります。

御努力について心から深い敬意を表して、見の開陳を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

体並びに地方住民の地方分権に対する飽くことなき渴望あるいは情熱、そういうものがなければどうにもならないのではないかということを心から案する次第でござります。

まず、私どもは、國から地方への権限移譲の基本的な方針につきましては、いわゆる機関委任事務・補助金・地方事務官制度、國の関与・必置規制等につきましては、これを原則として廢止をさる。さらにもまた、國と地方の税財源の再配分につきましても、國と地方の責任の所在と経費の負担を一致させることができると考えますので、この際、國と地方の税源配分は見直して、地方の自主

したがって、この法案が成立しました後、国会での先生方におかれましては、相当な決意でこの推進委員会を支援をするという重大なるお覚悟をお願いを申し上げたいのあります。

さらにもう、国民各界の絶大な御支援、中でも

○篠川委員長 ありがとうございました。
次に、成田参考人にお願いをいたします。
○成田参考人 ただいま御紹介を賜りました成田参考人でございます。
本日は、当特別委員会に参考人としてお招きいたしました。

立制との関係でござりますが、この新しい選挙制度が政策本位、政党本位の政治の実現という本来の目的を果たし得るためには、地方分権を推進をして、これまでの国の関与、いわゆる規制行政といふものの根を断ち切ることが何より必要である、かように考えるわけであります。過去のこの国会におきます政治改革論議におきましても再三指摘されたところでございまするし、私どももかねて主張してきたところでござります。

財源を充実させることを明記していただきたいと思います。また、計画期間を五カ年とする問題についてでございますが、これは、ただ単に五カ年の計画だけではなくて、各年次ごとの具体的な計画の策定についてもお触れただければありがたいと存ずるものでございます。

さらにもう一つ、この推進計画の作成と実施につきまして、これを単に推進委員会及び政府に任せせるというのではなくて、国会としてどのようなものでござります。

地方自治体側が極めて具体的でかつ何物にも恐れぬない勇気と情熱を持ってこの問題に取り組むといふような姿勢と氣概がなければ、この推進委員会の活動の成否はかなわないであろう、かようにも思ひます。

私は個人的には、少なくとも、地方自治体側としては、みずからの創意、町の伝統と文化を踏まえた上で創意ある町づくり、そういうことを何より考えるわけでございまして、都市計画、建築規制あるいは農地等の土地利用等につきましての國

ただき 地方分権推進法案及び地方分権の推進に関する法律案につきまして意見を申し述べる機会を与えてくださいましたことを大変うれしく存ります。かつまた、光榮に存する次第でござります。
第三次行革審の最終答申以来、先ほどの宇野会長とともにいろいろ検討してまいりました。特に地方六団体での検討、それから第二十四次地方度調査会での検討、さらにその後、全国市長会及び町村会、東京都等におきまして、昨年六月以降現在に至るまで私がかかわってまいりました地古

着したままではありますならば、中央と地方との権限渡し役を一人の国會議員がすべてこれを背負わなければならぬ、かよくなことになるわけございまして、選挙制度の改革論議には、その当初から、地方分権の推進ということを初めから射程の中に入れて論議をしてまいつたことは、先生方始め

財源を充実させることを明記していただきたいと思います。また、計画期間を五ヵ年とする問題についてでございますが、これは、ただ単に五ヵ年の計画だけではなくて、各年次ごとの具体的な計画の策定についてもお触れいただければありがたいと存するものでござります。

さらにもう一つ、この推進計画の作成と実施につきまして、これを単に推進委員会及び政府に任せることのではなくて、国会としてどのような役割を果たすことができるか、あるいは果たすべきかを、その仕組みについて十分なる御審議をお願いいたしたいと存じます。

さらに、地方分権推進委員会のあり方についてでございますが、政府案、新進党案とともに、大変多く御苦労なされました、御苦心なされた内容と考

地方自治体制が極めて具体的でかつ何物にも恐れぬない勇気と情熱を持ってこの問題に取り組むといふような姿勢と気概がなければ、この推進委員会の活動の成否はかなわないであろう、かように思ひます。

私は個人的には、少なくとも、地方自治体制としては、みずから創意、町の伝統と文化を踏まえた上で創意ある町づくり、そういうことを何により考えるわけでございまして、都市計画、建築規制あるいは農地等の土地利用等につきましての闘争を廃止しまして、極めて独自の町づくりができるよう、下水道あるいは公園その他公共施設については地方自治体の意思に基づいてできますよう、そのような情熱を持ってこの問題に對処していただきたい、かように考へるものでございます。

たとき 地方分権推進法案及び地方分権の推進に関する法律案につきまして意見を申し述べる機会を与えてくださいましたことを大変うれしく存じます。かつまた、光榮に存する次第でござります。第三次行革審の最終答申以来、先ほどの宇野会長とともにいろいろ検討してまいりました。特に地方六団体での検討、それから第二十四次地方制度調査会での検討、さらにその後、全国市長会やひ町村会、東京都等におきまして、昨年六月以降現在に至るまで私がかかわってまいりました地元分権の推進大綱が今こういう形で法案にまとめられ、審議をいただく段階にまで参りましたことを大変感慨無量に存ずる次第でございます。ぜひこれは可決いただきまして、できるだけ早期にこれを実施していただきたいということを切に望んで、いる次第でございます。

と御案内のとおりでございまして、政治改革を進めてまいります者の責務として何よりも肝要な点であろう、かように考へるわけであります。次に、第三番目の、目下審議されております地方分権推進法案の内容についてでございますが、今回の法律は、今後の分権の推進をしてまいりませんが、單なる宣言法あるいは推進委員会の設置法に終ります。したがいまして、いろいろ御審議の中で篤と拝聴をいたしておりますけれども、改革の方向を明確かつ具体的に打ち出していただくことを強く期待をするものであります。

えるわけでござりますが、私どもいたしましたは、この推進委員会に期待されておる役割を全ういたしますためには、推進計画に伴います諸法令の改正ないしは新しい立法の場合に、この委員会に審査権をあわせてお考え願いたい、かように思ふのであります。

そして、この法案を検討してまいりますと、この法律の意図するところのすべては、この推進委員会の活動の成否にかかるつておるわけでござります。したがつて、第十条にあります總理大臣に勧告する具体的指針をつくること、これこそまさにこの委員会の、この先生方の、本委員会におかれましても先生方が大変に熱心に御討議をいただき

最後になりましたけれども、この法律を五年間で失効させることについてでございますが、この委員会で、先生方の御議論の中で、山口總務局長官は五年の前半でまととなる、確実なる成果を上げるというふうに確信を申し述べておられましたので、そのことにぜひ期待をいたすものでござりますが、我々といたしましては、國民の中にも五年で果たしてこの歴史的な大事業ができるであろうかということについて相当懸念の声がありまことにつきましても十分御審議をいただきたい、かようになります。

最後になりましたが、本委員会については、冒頭述べましたように、与野黨の党派を超えて、士

今回のこの二法案は、全体としては法文の表現方法等につきましてはいろいろ違つた御意見があるうかというふうに存じますが、大筋では私どもがこれまで検討してまいりましたフレームに十分沿つたものであるということでありまして、特によりたてて異論を差し挿む余地はないとうとうに考えております。

戦後五十年以上主張されながらもこれまで実現されなかつた数々の宿命的な課題につきまして、こういつた難問の解決に大きな新方向が國の基本政策として示されるといふことは、まことに結構なことであろうかというふうに存じております。私は、この法案は歴史的で画期的な意義を持つもの

であるということでは評価申し上げたいということは、うに思つておる次第でございます。これは一昨年六月の、日本憲政史上初めてと言われます衆参両院の全会一致による分権決議というものが今日その大きな原動力になつてゐるということであったと思われます。

本日は、この二つの法案の相違点を中心としてお話をしたいということですかねがね考えてまいつたわけでございますけれども、昨日新聞で、この法案が一本化された、そういう調整ができたという記事がございましたので、もう申し上げることはないというのでいさかがつかりして本日出でまいったわけでありますけれども、それにいたしましても、論点を以下五点に絞つてお話を申し上げたいというふうに思います。

第一に、地方分権の意味、内容というものでござりますけれども、これまで地方分権の大合唱といふのが沸き起つてまいりました。これでもう数年になるかと存じます。ただ、具体的な内容が余りはつきりしないままにいろいろと次元の違つた話がかなり一緒にになって議論されてきたのではないかというふうに存じます。

私は、地方分権の意味、内容については三つの異なる考え方といいますか局面があるのでございまして、第一の意味は、地方公共団体の自主性、自立性というものを確立するために、国からの権限の移譲あるいは財源の移譲、あるいは地方事務官制度の廃止、出先機関の廃止、補助金の合理化、こういったことを求めるときに、いまだ根強く残つております國からの監督、介入というものを断ち切るという問題でございます。これは、地方自治体が団体として自立をするということからのお権力であります。

それから第二には、現在の地方公共団体の区域、規模というものが現実の生活圏や経済圏の広がりから非常に遊離している、そこで、市町村も都道府県も抜本的に再編整理すべきである、そういう観点からの受け皿分権論というものがあるわけであります。

ございます。

それから第三は、これは生活者重視あるいは住民重視という立場から、また地域における草の根の民主主義というものを拡大するという立場か

ら、住民本位の地方政府あるいは地方の政策というものを確立すべきである、こういう立場の地方分権であります。

私は、今回の分権推進は、今申しました第一の視点に重点が置かれるべきであるというふうに思つております。これを通して、これを実現する過程で、今申しました住民本位の第三の分権といふのを実現していくことが肝要であると

いうふうに思つておるわけでございます。

第二の視点、受け皿として地方公共団体を再編成するという問題は、現在の時点では率直に申しまして非常に実現が難しい。私見では、それによつて得られるメリットよりも、むしろかかるコストやデメリットの方が大きいのではないかというふうに思ひますので、当分は現状の姿を前提にして権限、財源の移譲あるいは國の関与、監督の是正というものをする方が現実的であろうというふうに思つております。

住民自治や地域民主主義の発展といふものは、その改革が進む中で地方自治体や住民といふものがそれぞれに自主的に考えていくべき問題であつて、國が法律でそれを押しつけるというふうな問題ではなからうといふふうに思つております。

それから第二の大きな問題といつてしましては、機関委任事務の存廃や國の出先機関の統合、廃止といふことでござりますけれども、これにつきましても、私も究極的には、前から御意見ございましたけれども、私は、そもそも概念といふものは廢止した方がよろしいというふうに考え、そういう主張をしてまいり

ました。

しかし、これを廃止した場合に、それでは國が

出先機関を設けてそこに仕事を吸い上げるということがあつても困りますし、それからまた、旅券を超えて、連邦制、道州制等々國家構成そのもの再編成にまで議論が發展をしていつている、こ

ういうふうな感じがいたします。

それからさらには、國の事務でありましても地方公共団体が担当して処理した方が妥当であると思われるものもござりますので、やはり機関委任事務を廃止する場合には、これにかわる方式、処理

方式をどうするかということを考えていかなければなりません。これについては時間がございませんので、後に御質問があればまたお答えしたいと存しますけれども、私は私なりにこういった問題を考えています。したがいまして、この問題は、國と地方の間の事務運営に関する制度的な検討というものをもう一段深めて議論をしなければならない、そういう中で解決すべきものであると

いうふうに思つております。

それから、國の出先機関につきましても、やはり残さなければならないものと廃止、統合すべきものとを振り分けるという必要があると思います。この議論にはまだ入っておりません。それから、残るものにつきましては、管轄区域の統一化といふふうな問題等の検討もやはりする必要があるというふうに思われます。

それから第三に、移譲されるべき権限の中身について、現に福祉の問題等でもかなり人材の確保には苦労しております。これについては、都道府県などが人材の派遣等について考慮をすると、あるいは國が若干で入れをする、訓練をするというふうな対応が必要であろうかというふうに思われます。

だから、残るものにつきましては、管轄区域の統一化といふふうな問題等の検討もやはりする必要があるというふうに思われます。

それから第四としましては、都道府県と市町村の関係でござりますけれども、これにつきましては、同じ地方公共団体としてお互いに協調し、協力し合つて分権を推進し、分権の主体になるべきであるといふふうに思つておりますが、ただ今

予定であります地方分権推進計画で処理される問題であるかというふうに思ひますけれども、先ほ

ど川島参考人からも御意見ございましたように、

土地利用、町づくり、それから福祉、特に福祉のサービス、そういうところに重点を置くべきものであるというふうに思われます。

地方公共団体がこれから独自の地域政策というものを行うということは必要になつてしまりますけれども、そのためには、特に大都市周辺等につきましてはやはり運輸、通信、情報、こういう関係の権限の移譲も必要であるというふうに思つておけでして、今までの議論では運輸省、郵政省の権限についてはほとんど触れられておりませんけれども、これは私は、やはり重点的に考えていくべき必要があるのではないかというふうに思つております。

それから、教育につきましても、中央から強い指示はやめて、地方の総合行政の一環として教育について、はとんど触れられておりませんけれども、これは私は、やはり重点的に考えていくべき必要があるのではないかというふうに思つております。

それから、教育につきましても、中央から強い指示はやめて、地方の総合行政の一環として教育について、はとんど触れられておりませんけれども、これは私は、やはり重点的に考えていくべき必要があるのではないかというふうに思つております。

ただ、権限の移譲に伴つて非常に大きな問題は、人材の確保をどうするかという問題でございまして、現に福祉の問題等でもかなり人材の確保には苦労しております。これについては、都道府県などが人材の派遣等について考慮をすると、あるべきものとを振り分けるという必要があると思ひます。この議論にはまだ入っておりません。それから、残るものにつきましては、管轄区域の統一化といふふうな問題等の検討もやはりする必要があるというふうに思われます。

それから、第四としましては、都道府県と市町村の関係でござりますけれども、これにつきましては、同じ地方公共団体としてお互いに協調し、協力し合つて分権を推進し、分権の主体になるべきであるといふふうに思つておりますが、ただ今までお一方から御意見ございましたけれども、私は、私も究極的には、前から機関委任事務の制度あるいは概念といふものは廢止した方がよろしいというふうに思ひますけれども、先ほど川島参考人からも御意見ございましたように、

非常に多様

化しております。しかも、行政内容も住民の二、三のも、やはり地域によってさまざまです。

そこで、私は、府県と市町村の問題というのは未検討の問題でございますけれども、やはり意欲と力のある市には思い切ってその要望に応じた仕事を県から移譲していく、もちろん国からいうことも含まれますけれども、仕事を移譲する。それから、それにたえない弱小町村につきましては、むしろ都道府県や中心都市が肩がわりをする。事務的に仕事を押しつけるということではなくて、逆に府県の方に仕事を吸い上げるというふうなことを考へてもいいんではないか。つまり、一律の事務分配ではなくて、傾斜的な事務分配というものを行うような仕組みを考えていくべきであるというふうに思つております。

そういった意味でも、都道府県にます優先的に事務を移譲する、その後で、各市町村の要望に応じて、意欲のあるところにはなるべく多くの仕事を与えていくというふうにすべきだろうと思うんですけれども、都道府県と市町村とは対等の協力し合う関係であるといいましても、実際、市町村の立場から見ますと、都道府県の市町村に対する関係というのは、国が地方自治体に対する関係と全く同じであるというふうに見ている面がござりますので、そういうふうに思つておられるのは、非常に大事なことだと思います。

それから第五に、地方税財源の充実確保というものは、非常にこれは大事なことでありまして、限だけ來ても財源が来ないということであれば、これは絵にかいたものになるわけあります。これは、非常にこれは大事なことであれば、それを充実確保するにはどうしたらいいかといふことでありますけれども、これは国の税財政制度との調整の問題がございまして、これは事務権限の移譲以上に難しい問題ではないかといふように思われます。

これにつきましては、今までいろいろな答申、提案、今度の法案等拝見いたしましても、具体策が余り書き込まれておりません。これはやむを得

ないと思うんですけれども、これにつきましては、やはり一つの考え方としては、常設的な「政府・自治体調整会議」というふうなものを設けまして、あるいは中長期的な財政計画をつくるとか、そこで知事や市町村長の代表と國の大臣とが協議を行つて、やはり話し合いをして解決していくべきではないかというふうに思つてあります。

この分権推進法は、やはり分権化の第一の幕あけであり、本当の分権化とはこれから始まるということになりますけれども、何分ここに含まれている課題というのは非常に膨大でございまして、これは五年間という短期にやつていかなきやならないということです。非常にこれは、ある意味ではマッカーサーの時代に戦前の地方制度を根本的に改めたと同じ程度の仕事の量が必要なのではないか。ですから、引き続き、これは分権推進法を補う意味でのいろいろな法律をこれからどんどん立法府としてこなしていただきたいというふうに思つております。

さらに、分権推進の問題は、やはり住民の自ら見ますと、役所同士の中、コップの中の権限の争いであるというふうに見る向きがござります。下手をするときは自分らの負担だけがあふれるんじゃないか、税金が高くなるんじゃないか、こういう危惧があるわけですので、やはり住民の立場に立つて、どういう形の権限なり財源なりのおろし方をすれば一番住民にわかりやすく、住民生活に役立つか、こういうことをもう少し住民の立場から詰めて、これは地方公共団体が考へるべき問題かと思うんですけれども、やはり住民の理解と支援というものを求めなければ本当の意味の分権を上げる方策として適当であります。

第一に、分権推進法というものの法的意義でございますが、本来、自治省が地方自治を確保推進する国役所のはずでございますが、分権推進法は、自治省所管の地方自治法などとも異なりまして、実質上内閣の直属的法律として各省庁を実効的に規律していく一般法律であるという点に特別な意義があると存じます。元来、地方分権の抜本的で実効ある推進につきましては、自治省対他の十一省という中での取り組みでは至難であると見られまして、この際、国会をバックに、内閣直接受けの取り組みが不可欠であると考えられるのであります。今回の五年期限立法なし五年めどの定めということも、今の世紀中に集中的に分権の実現を上げる方策として適当であります。

二つ目、国と地方自治体との役割分担、事務配

ざいますけれども、これをもちまして私の陳述を終わさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○蛭川委員長 ありがとうございます。次に、兼子参考人にお願いをいたします。

○兼子参考人 東京都立大学法学部の兼子でござります。

東京都も一自治体でございまして、その設置する公立大学の法学部で行政法を専攻しておりますので、地方自治法をとりわけ重視して研究してまいりました。そこで、本日この地方分権に関する特別委員会にお招きくださいまして、大変感謝を申し上げております。

まず、結論から最初に申しますと、今回の両法案に共通の内容につきまして大賛成でございます。こうした分権推進法が今回確実に成立するこれが肝要であると考えております。

以下、大別しまして三点申し上げます。

第一に、分権推進法というものの法的意義でございますが、本来、自治省が地方自治を確保推進する国役所のはずでございますが、分権推進法は、自治省所管の地方自治法などとも異なりまして、実質上内閣の直属的法律として各省庁を実効的に規律していく一般法律であるという点に特別な意義があると存じます。元来、地方分権の抜本的で実効ある推進につきましては、自治省対他の十一省という中での取り組みでは至難であると見られまして、この際、国会をバックに、内閣直接受けの取り組みが不可欠であると考えられるのであります。今回の五年期限立法なし五年めどの定めということも、今の世紀中に集中的に分権の実現を上げる方策として適当であります。

第二に、地方分権推進委員会の法的評価でございまして、これも私は両法案に賛成でございます。地方法團体が求められておりますような独立の行政委員会ではなく、総理府内の審議会の一種と法案では予定されておりますが、総理大臣の直下で分権推進計画づくりやその実施状況の調査、監視を行い、その勧告が総理大臣により尊重される

という第三者的な参与機関でございますから、問題は、その推進委員会の活動として、推進計画がつくられていくその内容及びその実施方にかかるてございます。なお、委員会事務局の人的編成も、当然重要な考えられます。

さて、第三は、地方分権推進計画の内容についてございます。こうした計画は、実効ある分権推進のために不可欠の制度と存じます。

若干、計画内容関連の課題を五つ申し上げます。まずその一は、先ほど来お話を出ておりました、国の機関委任事務の廃止があるは抜本的縮小かまことにございますが、確かに国の機関委任事務というものは、憲法で言う地方自治の本旨に本質的には沿いがたい制度でございます。そこで、今回の議員提出法案や地方制度調査会の答申で機関委任事務の廃止が唱えられているようでございました。

しかししながら、機関委任事務を一般に認めております地方自治法の規定の廃止だけでは立ち行かないのでございまして、各省庁所管法律上の機関委任事務規定を全部改正しない限り全廃にはならぬ道理でございます。つまり、機関委任事務はそれぞれ個別に法律の根柢を持つておりますから。そうなりますと、推進法の上で廃止と書きまとめてございます。

しかも、それは立法方針、計画方針の意味合いにあります。元来、地方分権の抜本的で実効ある推進につきましては、自治省対他の十一省という中での取り組みでは至難であると見られまして、この際、国会をバックに、内閣直接受けの取り組みが不可欠であると考えられるのであります。政府法案の方の五条で権限委譲の推進と定められておりますが、これも、国の事務を自治事務にすることを高めるために、もう少し多方面の努力をすべきではないかというふうに思つております。この問題でございましょう。これまでの機関委任事務整理法のレベルでは足りないのは当然でございます。

二つ目、国と地方自治体との役割分担、事務配分原則の定めについてでございますが、本来国が果すべき役割と住民に身近な行政の自治体処理という原則規定は、これは有意義でございましょ

う。ただし、政府法案の四条に見えております全く國的な視点に立つ施策、事業、これを國の事務とするという場合には、國家事務と自治事務の中間領域の取り扱いが大いに問題になりましょう。そこで、その大幅な自治事務化の実を上げ得るようではなくてはならないと存じます。

福祉行政は既に大いに自治事務化が進んでまいりましたが、先ほど来もお話をありましたように、そして地方六団体が強く求められておられるような都市計画決定の府県事務化あるいは建築確認の市町村事務化といった大きな問題にどれだけの実績があるかも、私は注目させていただいております。

三つ目、地方自治体の税財政自主権の確立の問題でございますが、両法案とも地方税財源の充実確保と国庫補助金等の整理を挙げております。税源再配分の税制改革、これは本来税制調査会の方でございましたが、この問題にどれだけ切り込めるかが問題の根幹であります。私は、その至難さにかんがみまして、先般地方消費税が創設されまして、これは地方税であるけれども国の役所が徴収するというこの方式もこの際の所管であろうかと思いますが、この問題にどれだけ切り込めるかが問題の根幹であります。私は、その至難さにかんがみまして、先般地方消

費税が創設されまして、これは地方税であるけれども国が徴収するというこの方式もこの際の所管であるかと思いますが、この問題にどれだけ切り込めるかが問題の根幹であります。

それから、自治体の自主一般財源の充実がもとより肝要でございますが、当面は、地方自治をサポートするため法律上の義務であるはずの国庫負担金制度につきましては、補助金とは区別する考え方方が重要であるように存じます。つまり、これまで国庫負担金は法律に基づく國の負担義務の制度であるわけですが、その義務履行の手続が、御存じのとおり、補助金等適正化法によりまして獎勵的補助金と同じ交付手続になってしまっているわけでございますね。そうではなく、義務的な國庫負担制度はそれとして、國の負担義務履行の法

めがございませんけれども、推進計画関連の事柄として先ほど成田参考人も話されたところでござります。そして昨年の地方自治法改正によります広域連合や中核市の制度、これらは役割もさりながらでございますが、私はやはり、現行の都道府県、市区町村は、特にこの二十年ほどの間に、各地域でその需要にこたえる責任行政主体として成長してきていると見られますので、個別合併の余地はもちろんござりますけれども、現行のこの二層制の地方自治体への分権が実効的に行われることが望ましい、それこそが戦後日本の地方自治、ほぼ五十年の歴史の上に立つ実のある地方分権の推進になるのではなかろうかということでございます。

最後に五つ目、分権に伴う住民自治の強化策の必要でございまして、これは両法案たまたま七条で、地方公共団体の行政体制として住民参加の拡充が書かれております。確かに地方分権は、住民自治につながってこそ真の地方自治の本旨の実現になるはずであります。

ここでも私は、特に現行地方自治法の都道府県の直接請求の中、リコール等の場合に法定署名数が有権者住民の三分の一以上となつておりまして、これが現実離れしてしまっているようございます。六分の一ぐらいたいに、この際地方自治法の改正をお考えいただく必要があるのでございと考えます。

それから、参考人からも同様の御意見を承りました。

○笛川委員長 ありがとうございました。

以上で参考人からの御意見の開陳は終わりました。

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野田聖子君。

○野田(聖)委員 おはようございます。自由民主党の野田聖子でございます。

本日は、参考人の皆様、お忙しいところお出かけいただきまして、また、大変有意義なお話を賜りまして、まことにありがとうございます。私は、二点ばかりお尋ねというか御意見をお聞かせいたしました。

まず第一点ですが、衆法、閣法とともに意見が一致している点は、地方分権推進委員会の設置、

また、この推進委員会といふのはかなり権限のあるもので、これが軸となつて、核となつてこの五年のうちに具体的な成果を上げるというかなり権限が大きいもので、これに関しましては、各参考人の皆様方のお話の中にも、宇野参考人、権限なり委員会の設置は喜ばしい、また川島参考人、委員会のあり方がこの活動精神にかかるとしている、兼

子参考人からも同様の御意見を承りました。

私自身、この政府案の方の第四章「地方分権推進委員会」、ここに出ているわけなんですかけれども、これは法律案だからこういう書き方が適當なのかなと思うのですけれども、非常に具体性を欠くなという表現の中に、第十三条「委員は、優れた識見を有する者のうちから、」ということがござります。

今お話の中に、具体的にいろいろやつてほしいと、この法律の中に具体的にその方向性を示してほしいのですが、機関委任事務の問題にしても、とても地方事務官制度の問題にしても、今後の取り扱いを託すその委員の条件というか要件に関しては、非常にあいまいなことがあります。たとえば、中央とのいわば綱引きがそこで行われるわけですが

クエストがございました。

そこで各参考人にお尋ねしたいのは、皆様方の頭の中で、具体的にどういう人がこの委員会に入つていればこの推進委員会が活発に、そして、五年の时限立法のうちに具体的な成果を上げられる

ことができるかどうかというアドバイスをいただきたい。これはまた、総理が聞いていただけれ

ば、いい人材がそろつて、なおかつ有効な推進計画ができ上がりてくるのではないかと思うので、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○宇野参考人 ただいま野田先生からお話をございました。全く私、同意見でございます。

それで、特にこの地方分権の委員会といふことになりますと、委員の中に地方在住者にも入つていただくというのが絶対条件だと私は考えており

ます。大体いまして、こうした委員会制度がで

きますときは、いわゆる学界あるいは経済界といふことも出ますけれども、官界のO.B.の方が出られるという構成になつております。今回、またそ

ました。全く私、同意見でございます。

五年の时限立法のうちに具体的な成果を上げられる

ことができるかどうかというアドバイスをいた

だときたい。これはまた、総理が聞いていただけれ

ば、いい人材がそろつて、なおかつ有効な推進計

画ができ上がりてくるのではないかと思うので、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○川島参考人 ただいま野田先生からお話をございました。

今まで五十年間にわたつて地方は、ただ、先ほど申しましたように地方が熱意がないということは

ありますね。たしかに、この委員会で勝負が決まるわけですから、これは大変な、この委員会

の代表者を必ず入れてほしいという、明記のり

は歴史的な大事業を背負い込むわけでござります。そこで、今のお尋ねに率直に申し上げますれば、ともかく地方自治に深い体験と御見識を持たれる方がまず何より第一に必要でありますことは、もう申すまでもございません。

ただ、しかし、地方分権の推進派の方々だけでこの委員会が構成されますが、在来のいろいろな審議会の実績等を見ましても、なかなか成果は上げ得ないのではないか。これは、事務局の方も強力な事務局でございませんと当然できないわけでござりますので、その辺は、いわゆる国会の同意人事でござりますから、先生方の御判断が適正な御判断で、七名という限られた委員の選考でござりますから、これは重ねて申しますけれども、この人選こそがまさにこの委員会の生死を決めるのだろう、こう思います。

○成田参考人 一般的に申しまして、こういった委員会の適格者がだれかということについての規定は大体一定の書き方がありまして、大体今の法律の書き方になるのではないかと思うのです。今御意見でございましたように、全体七人でございまして、どういう割り振りをするかということは非常に問題がありますけれども、いわゆる一人か三人程度は地方の代表がぜひ入るということにならなければいかぬだらうと思います。

なお、この問題、かなり役所の抵抗が大きいと想いますが、やはり政府、各省庁を抑えられる、にらみのきく方がやはりそのキャップになられる必要があるだらうというふうに思います。

さらに具体的な問題については、現実の地方に関する知識と制度に関する知識、それと専門的な知識を持つ人も必要であるというふうに思いますが、女性の方も必要なのじやないかというふうに思うわけですが、七人というのはそういう形になるとたちまちいっぱいになつてしまいますが、この委員会の方が参加されておりますので、女性の委員の方も必要なのじやないかというふうに思つております。最近、細川内閣以来でございますが、女性の方選は非常に重要でございますので、政党で取り合うというようなことがないよう、國民が納得

いくような人を選んでいただきたいというふうに思っています。

○兼子参考人 私は、かねてフランスに留学生として行っていたことがあります。フランスでは、大方の政府の審議会、合議制機関は法令上利益代表制が保障されている。これでいきますと、今回の場合、地方六団体の推薦代表の方が当然法令上その委員たることを保障されるというようなことになります。しかし、日本の場合はそういう利益代表審議会という方式ではなく、広い意味の学識経験者方式が一般的なのでございますね。ですから、今回の推進委員会について新たに、やや利益代表的な構成をお考えになるのかどうかというのは、これは日本の政治の選択の問題にもかかわるぐらいいだと思います。

別の利害もあるということもありますし、この地方六団体の代表委員と国、各省庁とが、地方分権の場合には、そういう意味では当事者のであるということもございますね。ですから、今申ましたように、地方六団体の方がこの委員会に入られるべきかどうかは日本の政治的選択の問題でございまして、しかしこれらのことは、た場合には、最たる当事者として地方六団体に対するそれなりの推進計画策定手続上の位置づけがあつてかかるべきではないか、地方自治法上の意見申し出権も既に法定されていることでもござりますから、というふうに申し上げます。

○野田(監)委員 私はかねてから、この推進法案の一番の魂は、推進委員会がどのような権限を持つべきか、そしてどういう人材によって、今お話をあつたような、それが一番重要ではないか、それでやつて初めて、今問題になつてゐる機関委任事務の問題、地方事務官制度の問題がきちんと議論されるのではないかと感じております。大変有意義な御回答をいただきまして、ありがとうございます。

もう一点は、先ほども少し懸念の声の中で、地方分権をするに当たって、やはりその受けとめる側である地方自治、住民自治の成熟というの非常に重要なある。ただ、ややもすると、まだそこまで至っていないところがあるのではないかといふ御心配の声もございました。

実は、新聞の記事に出ておりましたのですが、これは読売新聞なんですが、地方分権に明確に反対している地方自治体もある。これは茨城県の調査で、県内の八十七市町村中、七市町村が分権反対と言つてゐるそなうなんです。また、コメントの中には、「農地転用などは國にやらせた方がいい。うまくいかない場合に國のせいにできる」これは茨城県幹部、という責任逃れがあつたり、「水産行政の実権を市に下ると「市役所なら何とかなる」という漁民のエゴに抗しきれるかどうか。職員と市民との人間関係が濃いから、よほど身を律しないと腐敗の温床になる」、そういう後ろ向きな、これは北海道根室市の行政マンが言つているわけですから、そういう意見があることも事実でございます。

また同様に、地方分権が進むということは、まず一番明確なのは、首長さんの権限が非常に大きくなる。そしてまた、その首長さんの動向をきちんと監視する地方議会の役割がますます重要になつてくる。ところが、この地方分権の議論の真っ最中にある統一地方選挙が、前半戦が終わりましたけれども、どうもそういう争点になつていなかつたのではないか。一番問題なのは、やはり無投票で選ばれる人が多い。これは首長さん、地方議員さんとかわらず、非常に多くなつてゐる。

また知事さんが四十七都道府県の半数を超えている。むしろその中央集権の中の担い手が地方のトップになるということに懸念をする声はあるわけですけれども、実態としてはまだそういう状況がいまだ続いている。そういう現実の中での、今後

の住民自治の成熟とか、意見の発表の場というのは、やはり今選挙でしかあらわすことができないと思うのです。現実。

その中で、こういう状況をかんがみて、どういう方策をもつてすれば地方分権を投げかけた地方自治、住民自治が選挙活動、運動を有効に利用して、両輪相まってという活動ができるかどうか。私個人的な意見とすると、やはり無投票というのではなくすべきではないか、一人しか出なかつた場合は信任投票という形で必ず住民の意向を確認する手立てが必要ではないかということを感じていますが、それについてコメントをいただければありがたいと思います。宇野参考人と川島参考人、ぜひお願いします。

○宇野参考人　ただいまの地方自治に関する基本的な問題を指摘されたと思います。そういう意味で、地方の本当の自治というのが日本の場合には成熟しているかというと、これは残念ながら私は成熟をまだしていないと思います。

したがつて、今回議論が随分出てまいります過程で私どもが非常に悩んだことは、やはり中央から見れば地方に対する不信、それから地方の方もこれだけ議論があるのに、本当に自治をくれという地方からの強い声がそう強く出ないというところが悩みでございましたが、しかし、これをいつまでも、だから地方に分権できないというふうにほつておいていいのかという一方の非常に大きな悩みもございました。そんな意味で、今当面の、無投票で何となく出るなんということは甚だこれは残念なことでございますから、今お話をありましたように、無投票が出る場合には信任もするかねというふうな方法もとるべきかと思ひます。

それからもう一つは、地方の今の不信の問題について、私は地方不信の問題が言われますときに、いつもある種の反論をしておるわけであります。が、なるほど中央から見れば地方の自治意識は低いのではないか、あるいはもつと言うと、地方の今的能力で財源と権限をもらつて、果たして本当の自治ができるかねという問題もございましたけれ

ども、それはやはり権限と財源を本当に渡して地方でやつたら恐らく何回か失敗するでしょう。しかし、失敗することに地方は勉強して成長いたしますよ。

例えて言えば、大変具体的な例で申しわけないのですが、先般、宮城県あるいは茨城県で起こりましたような問題が出ましたときは、そのときの責任者の首長さんはおやめになつておられます。こういうことは、その都度その都度地方の選挙民が大変自治を学び、責任をどうとるかということができるわけありますから、私はあえて現状にこだわらないで、地方分権の流れの中に乗っていくべきだというふうに思うわけでございます。

○川島参考人 先ほどの野田先生のお尋ねに対するお答えでございますが、先ほど私が申しました市町村の側では地方分権を日常の業務の中でそう必要性を感じないというのが六二・五%あるということを申し上げたのでございますけれども、それから今先生がお示しになりましたように、市町村の段階では恐らくそういうふうなところがかなりあるのだろうと思うのですね。

これは実は受け皿論になるわけでございますけれども、実際に申し上げましたように、自分の町を自分の手でつくるという、国の干渉がない、そういう規制がない、外れたというので、自分で自分の、自由に道路もつくり、下水道もつくり、公園もできるというふうになりますれば、次第に住民の意識は変わってくるに違いない。それから、現に、また現在の大きな流れといいたしましては、地方分権に対してかなり住民の間でも関心が高まっていることはもう間違いないがございません。したがいまして、そのような意味から申しますと、私は将来やはりこれは一つの国民運動と申しますようか、先生方お一人お一人の地方に対するいろいろな意味の御説得と申しましようか、教育指導と申しましようか、そういうものと相まって、我々のような団体も含めて、地方六団体も熱心にやつておられるわけでございますし、関係の方々がそれぞれ力を合わせて、今こそまさに地方政府も含めて、地方六団体も熱心に

分権だという、この現在の地方分権の持つ意味をわかりやすく住民の方々に説明をして、そして取り組んでいく、こういう方法が適切ではないかと思います。

それから最後の、今先生がおつしやいました候補者が一人しかいない、無投票というのには、私はやはり信任投票ということはぜひとも必要である。これは一つの民主主義の訓練の意味から申しましても、あるいは地方住民の意識の改革がますますよりも前提でございますから、いろいろな手立てがそういう意味合いで工夫されるべきであらう、かよう考へる次第でございます。

○野田(聖)委員 どうもありがとうございました。

地方分権の推進というのは必ずしも地方のためではなくて、私たち国会議員の一つの解放運動だと思います。小選挙区になりますと選挙区範囲が小さくなります。そうしますと、ややもすると、選挙区のエージェントに成り下がってしまう可能性が非常に大きい中で、やはり今のお話を承って、私たち自身も今後、国内政治家はたくさんいても国際政治家がない日本の中では、やはり将来向けて地方と切り離して仕事ができていくような土壤をこの法律案ができることによって促進していくたいと思つていますので、御指導のほどよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○笹川委員長 山崎広太郎君。
○山崎(広)委員 新進党の山崎でございます。
きょうはどうも先生方ありがとうございます。
川島会長が非常に御心配されておられます地方からの熱意あるいは自覚が足りない、私どももきのう地方公聴会に参りましてそういうことを感じました。やはり、この法律案が成立した後、自治体に非常に大きな責任が生まれるのだという御自覚、あるいはその地域に住んでいる方々の自覚を強く求めていかなければならぬと思っておりまます。ただ、こんなに早く法律が提案され、あるいは成立する運びになるというふうに地方の方はほ

とんど考えておられなかつた。だから、今非常に戸惑いがあるといふことも非常に強く感じます。

私は、戸惑いがあるといふことが、ちょうど地

方議会改選期ですから、各地方議会に地方分権推進の特別委員会をつくるべきだ、そしてそこでやはり分権の地方での受け皿議論というか、それをやつてもらうべきだということも言っておるわけですけれども、ぜひそういう方向で提案していくべきだ、このように思つておるわけでございます。

私は、二点についてだけお尋ねをさせていただ

きたいと思うわけでございますが、一つは機関委

会事務制度の廃止についてでございます。

きたい、このように思ひます。それと、民間政治臨調、川島会長の方はこれまた機関委任事務制度の廃止を明確に示されておられる、この辺についてのお考へをお尋ねをさせていただきたいと思います。それから成田先生、先ほどちょっとお触れになりましたけれども、東京都の地方分権検討委員会の答申で機関委任事務制度の廃止をうたわれて、それにかわる新たな制度ということを、簡単で結構ですから、どういうお考へかをお示しいただきたい、このように思います。

○宇野参考人 ただいま山崎先生から御指摘のありました点は、私もいろいろ考へたわけでござりますが、地方制度調査会がこういうふうな機関委任の概念をやめるという手前のところで、その少しへ前で第三次行革審の、私は会長代理の中で地方分権問題を担当いたしましたが、そのときの答申は、機関委任事務は廃止ということを答申の中に書いておつたと私は思います。

その心はどういうことかと申しますと、やはりこの機関委任事務制度そのものはこの際廃止をする、だけれども、そのときの議論は、廃止はいたしましたけれども、今先生がまさしくおつしやったように、これは残るよというのは幾つかあるといふ意識がございました。

そういうものを受けまして、地方制度調査会では、機関委任事務の概念というものはやめろ、しかししながら残るのはあるね、これを全部ずっと詰めていくというのを一つ一つやるほどの時間は私たちには持つてないよということがございました。ですからこれは、新進党の方のお考への、原則的なには大変よくわかるわけでございます。しかしながら、一方、現実をお考へいただきまして、先ほど兼子参考人からお話をありましたよう

に、自治省を中心とした地方自治法によって言われているところの機関委任事務以外の事務が非常にふえておる現状がございます。これを洗つていただきたいと思います。それから成田先生、先ほどちょっとお触れになりましたけれども、これは整理合理化され、この辺についてのお考へをお尋ねをさせていただきます。

くということを考えると、やはり整理合理化とは残らない、別の形で残すということを考えると、しかし、残るものは機関委任事務制度という形でいう意味で、今回の提案が一つでござるんだと、いうふうな理解をいたしております。

○川島参考人 山崎先生のお尋ねでございますが、私ども民間政治臨調といったましては、新進

党の案を高く評価をいたすわけでございます。したがつて、原則的に機関委任事務を廃止をする、こういう基本的なスタンスをとつておるわけでござります。しかしながら、当然のこととござりますけれども、現在多数ある機関委任事務の全部をやはり選別いたさなければならぬ時期が必ず来るであろう。これは一応、これから推進委員会の中でそれが行なわれなければならないというふうに考えざるを得ないのではないかと思うのでござります。

したがつて、これは先生方の御所論の中にもあつたように拝聴いたしておりますけれども、これこそまさに大変な難事業でございまして、ただ単に廃止をしろといった言いつ放しで問題は済ましましては、やはり国の事務と地方の事務というふうに仕分けをするということは、どうしてもこれは避けられないことだらうと思うわけでござります。

したがつて、我々も、ただ単に廃止をして、このままに中身を洗つてもいたいというのを、私どもの、地方制度調査会の考へでございました。ですからこれは、新進党の方のお考への、原則的なには大変よくわかるわけでございます。しかしながら、一方、現実をお考へいただきまして、先ほど兼子参考人からお話をありましたよう

していくことになる、実はかように案じて、それで先ほど来申しましたように、これは先生方の御支援がなければとにかく処理できない課題である、かように考へる次第でございます。大変恐縮でございます。

○成田参考人 機関委任事務を廃止した場合の代替措置をどうするかという御質問でございますけれども、これは一般的に申しましていろいろなやり方があると思います。

一つは、非常に限られた形で機関委任事務を存続するという考え方もあるかと思われます。それから第二に、国が地方公共団体に委託をするというやり方もあり得ると思います。それから第三は、こういう基本的な分類をとつておるわけでござります。事務そのものを新しい分類を直す、こういう三つの視点があるかと存じますけれども、東京都では、一応いろいろ検討いたしまして、事務そのものが新しく分類すべきではないかという立場をとつております。現在地方公共団体が国から任せている仕事は、機関委任事務と団体委任事務とがあるわけですが、これども、これは新しく再編成をいたします。

その機関委任事務の中には国が直接に実施するのが好ましい事務もあるのではないか、それはむしろ国にやつてもらうという前提に立ちながら、事務の種類を特定事務、必要事務、随意事務といふこの三つに分けてはどうかということでありまして、特定事務というのは、現在の機関委任事務にかかるものでありますから、実際の現実論といたしましては、やはり国の事務と地方の事務として、特定事務といふのは、現在の機関委任事務にかかるものでありますから、実際の現実論といふふうに仕分けをするということは、どうしてもこれは避けられないことだらうと思うわけでござります。

したがつて、我々も、ただ単に廃止をして、これが国がコントロールするというふうな非常に限定された形で、特定事務という形で取り出して執行してもらう。しかし、これは機関委任事務とが行う事務のうちでも、全国的な標準や最低基準に基づいて必ず行わなければならないという仕事

があるわけであります。これは、現在機関委任事務と団体委任事務と両方重なって存在しているわけでありますけれども、これにつきましては、この制度の存続に必要性があるのでないかといふような反論が出て、必ずや重立つた従来の機関委任事務の事例に応じた検討のような論議が展開されるのではないか。それで、廃止論も結局それがクリアしなければならないということにならう

と考えますので、私は、そのような論議の展開がいずれの法案を可決された場合でも推進委員会であり得るであろうというむしろ予想を持つております。

例えば外国人登録ですね。これは今現在市区町村の窓口で行われている国の事務でございますが、これは国の事務だけども、同時に、先ほど定住外国人の処遇などもかかり、地域性、自治体の自治行政とも深いつながりを持つ國の事務である。こういうふうに、従来の機関委任事務の中には国家的性格と地域的性格が入りまじっているものもかなりあるようと思われるのですね。この場合に、国が余り関与、統制をせずに、それ本当に地域的裁量にゆだねていくという機関委任事務の今の両面性に応じた運用も既にあり得たわけございまして、こういうような事例をどう考えていくか。

いう格好で委託をするというような格好にならうか。そういう意味だとすれば、受託側は、これは自由なわけですから、委託をしないというようなときは一体どうなさるのか、それにはかわる何かの方策が、お考えがあるのか、その辺のところをお伺いしたい。

○川島参考人 今、畠山先生のお尋ねは、先ほど成田参考人から御答弁がございましたけれども、私どもいたしましては、原則廃止ということでございますので。しかしながら、現在五百幾つかある機関委任事務の内容を精査をいたします。

成田参考人からも御答弁がございましたけれども、私どもいたしましては、原則廃止ということがある。その場合に、改めて国の出先機関をつくつかるというふうなことは、これはいかにも行政改革の趣旨に反するものでございますから、その場合には地方公共団体との間に、委託をするといいますか、契約をするといいますか、そういうような方法が別途講ぜられていいのではないか。したがって、先ほど来もちょっと申しましたけれども、団体委任という方法でありますとか固有事務に切りかえるとか、いろいろな方法が考えられるだろうと思いますが、今先生のお尋ねの点に關して申しますれば、私はやはり国と地方公共団体との間において契約をするといいますか、そういうふうな方途によって問題を処理する、こういふふうに考えておるわけでございます。

○畠山委員 次に、成田参考人にお伺いをいたしたいと思います。その場合、これら能力や責任を立案と執行能力の向上、行政責任の強化が求められると考えます。その場合、これら能力や責任を立案が進みたしますほどに自治体の政策が独自で果たしていくことはもちろんでございますが、自治体間の協力関係も強化が大変大事なことだろうというふうに思っております。そこでお伺いをいたしますが、広域連合に関する地方制度調査会答申は、ECをモデルとする成田私案が基本と承っております。しかし、私案と昨年の地方自治法改正で制度化された広域連合と

は少し乖離があるのでないだろかというふうな気がいたします。

と申しますのは、ECモデルの核心は、域内共通政策の策定と実施にあると思いますし、これが方針を進めていく場合の自治体の政策展開との関係で、参考人はどのようにお考えなさつていらっしゃるのでしょうか。

第二の点は、ECに見る共通政策の策定と実施は統合のためのステップであり、この視点から広域連合制度の発展を考えた場合、府県レベルの境界変更あるいは合併または道州制というような問題が出てくるのではないかというふうな点もあるかと思います。その点についての御見解を承りたいと存じます。

○成田参考人 広域連合につきましては、議論の過程でECモデルを中心とした一つの私案を出したわけござります。それでいろいろ議論が進んでまいりましたけれども、最終的にでき上がりました法案は、政府各省とのいろいろなすり合わせ等もございましてただいま御指摘のようなものになつたわけでございまして、これは正直申しまして、私個人としては若干不満を持っておりますぐれども、しかし、制度ができました以上はやはりこれを有効に活用されるということを望んでいます。私は共通政策というのが非常に大事だと思うわけですが、これは連合の仕組みを使わなくとも、例えは、現在東京三十キロ圏の中で七つの都県市で東京サミットと言われる会議も開いておりますけれども、それでも、例えば環境問題なら環境問題について東京湾を対象にした共通の一つの基準を示している。モデル条例のようなものをつくるて、みんながそれを受けてやつたらどうかというような提案も出ておりまして、そういうたたかい方もあると思うのです。ですから、計画は計画といたしまして、そういう形で共通政策を実施する余地というものは考えられるのじゃないかと思われます。

それから、ECは御存じのようにEUの方に統合されまして、外交とか防衛とかいう問題についても、あるいは通貨についても共同の政策をとるという方向に行つたわけでござりますけれども、ただこれは、本当にEU全体が統合されて一つの欧州合衆国みたいなものにすぐなるかどうかといいますと、これは実際にいろいろ話を聞いてまいりますと、EUの力と個々の国が持っております。そういう中で、やはり将来は、いつかの時

点では欧州合衆国になるのかもしれませんけれども、そう簡単にはいかないと、ことなります。そのため、非常にぎくしゃくしているわけであります。そういう中で、やはり将来は、いつかの時に通貨統合などもそういう問題に直面しているようになりますし、そのほか環境保全問題とかいろいろな問題で国家主権とEUの強い力との対抗関係というのが非常にぎくしゃくしているわけであります。そういう中で、やはり将来は、いつかの時に主権、これが至るところでぶつかっております。

あります。そのほか環境保全問題とかいろいろな問題で国家主権とEUの強い力との対抗関係というのが非常にぎくしゃくしているわけであります。そういう中で、やはり将来は、いつかの時に主権、これが至るところでぶつかっております。そのため、非常にぎくしゃくしているわけであります。そういう中で、やはり将来は、いつかの時に主権、これが至るところでぶつかっております。

ていくことが一番現実的ではないかといふふうに思つてゐる次第でございます。

上げたいと存じます。

○畠山委員 最後に、兼子参考人にお尋ねを申し上げます。その点について特に法制度において多くの法改正では計画連合体制になつてござります。今後、地方分権を進めていく場合の自治体の政策展開との関係において、特に法制度において多くの法改正が必要となることは既に御案内のとおりだと思います。その点について御見解をお聞かせください。

○兼子参考人 分権推進法が施行されていく過程で、それから第十一章に定める国と普通地方公共監督等を規定する第百五十条以下の幾つかの条文、それから第十四条、それから國の事務の指揮も考へられるわけでありますけれども、どうも道州制ということがありますと、道州制の問題といふのはいろいろな弊害が予想されます。しかも、どういう道州制をとるかによつては、場合によつては地方自治の本旨に反するような結果になりかねないと思うのです。

かつて提案された道州制は、そういう性格のものであります。最近の道州制は、幾つかの府県が合併して北海道のような広い地域をつくるべきだというような道州制もあるわけでありますけれども、これは逆にまた、北海道の場合にはもう少しも、これは逆にまた、北海道の場合にはもう少し分権をしておいた方がよかつたのではないかといふふうな意見も地元ではあるというふうに伺つております。

いずれにいたしましても、府県の区域を変更す るということは大変なエネルギーそれからコストが必要であります。いずれはそういうことを考へる時代が来るかもしれませんけれども、それは私 が生きている間にはそういうことはないのではないかといふふうな問題はあります。そこで、やはりそういう不合理な問題は協定権の範囲が広がりますが、依然として「法令に違反しない限り」という条件は、「これは憲法九十

四条で法律の範囲内で条例を制定できるというとのあらわれでございますので、むしろ解釈の問題として残つて行く。その場合に、従来、国の機関委任事務に自治体条例で上乗せ、横出しなどができるのかという問題、これも最高裁の判例で既に事項とその法令の趣旨次第であるということになります。

なつてござりますが、条例制定権の範囲を地方分権的に拡充できるような法解釈が国、各省庁との間でも調整上詰められていく。ですから、これも自治法改正で済む問題ではないというふうに存じます。

ほかの点も御質問がございましたが、応用問題と申しますか、分権推進の過程で国と自治体との間の組織的な関連の問題も検討がなされるべきでありますから、その成果が地方自治法に改正反映されていくべきであるというふうに考えます。

○畠山委員 終わります。ありがとうございます。

○鷲川委員長 田中甲君。

○田中(甲)委員 さきがけの田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

実は、地方行政委員会の方で銃刀法、サリンの問題で急ぎ上げる法案の質疑を行つてしましました。皆様方の意見陳述をすべて聞いていたいというのが正直なところでありまして、御無礼のはどをお許しいただきました。私の質問の観点は少し長期的なスパンで、今法案が云々ということではなくて、ぜひ皆様方の御所見をいただきたい。今後の流れ、トレンドというものを示唆していただければありがたいと思っております。

投票率、大変に低い。統一地方選挙においても投票率が低下していくという、こんな現状の中でお受けとめになられているか、川島先生の方からぜひお聞かせいただければありがたいのですが。

○川島参考人 私は、先ほど申し上げた経緯がござりますけれども、やはり地方分権ができるかできないかというものは、かかつて國、中央と地方の意識の改革が何よりの前提だと思うわけであります。

在來のことは今先生のお尋ねの中にも入つておりますけれども、地方分権というのは中央から地方へ権限を譲るのだ、こういう流れでとらえられておるわけでござりますけれども、そうではなくて、本来、地域があつて、都市があつて、国があるわけでござりますから、國といふものは委任に基づいて生まれたものでございまして、本来の権限は地方にあるべきなのだ。したがつて、地方自治体と國といふものは常に對等の關係にあるわけでござります。

今回の焦点でござります機関委任事務一つをとりましても、これはあくまでも上下の關係において問題をとらえられておるというのが一般の国民の共通した理解ではないか、こう思うわけがあります。したがいまして、先生のお尋ねのお答えになるかどうかわかりませんけれども、何よりも大事なのは、國民全体の中にそういう自治意識というものを盛り上げるためにどうすればいいのか。

実は、先生方の御熱心な討議の中身が新聞の中に報道されておらないのが多いのでござります。あれだけ熱気のこもつた先生方の討議の中身が一般的の国民には全然映つてないと私は思います。したがつて、国会の改革の中でテレビの問題とかいろいろな問題が今方法論として議論されておるようございますけれども、そういうふうな小さな努力の積み重ね以外には特段これが妙手だというふうなものはなかなか考えにくいのではないか。やはり、ただいま御審議願つておりまするようなものはなかなか考えにくいのではないか。

こういうような積み重ねを一つ一つ積み重ねていく。それから、地方に帰つて先生方がそれぞれ政報告をやられる。

あるいはまた、地方の首長の方々あるいは議会の方々、先ほども話がございましたけれども、特に地方議会の候補者になり手がないでありますと

か、一・一倍しかないでありますとか、これは大変に寒心にたえない現状だと思うのでござります。これは、やはり一つは政治に対する失望感と努力をする、これ以外にはないのではないかというふうな感覚に似たようなものが漂つているのではないか、そんな感じが大変心配でございます。

何よりも、先生方を初め我々いろいろ公民運動をする立場にあります者が一生懸命力を合わせて努力をする、これ以外にはないのではないか、大変生意氣でございますが、そのように考えております。

○田中(甲)委員 関連で宇野会長に御質問させていただきます。

受け皿論がかなり審議されました。地方分権を進めしていく、いや地方主権という形をつくり出していくふさわしい地方自治体が今つくられていらるのかということあります。また、地方議会の問題もそこには含まれて審議がされました。これと関連して、分権あるいは地方から見て主権といふことが進められることによって、自治意識の高揚、あるいは地方の選挙において投票率が現在よりも上昇してくるという現象が出てくるだろうかと、いうことをちょっと考えておるのですが、御意見をいたければありがたいと思います。

○宇野参考人 田中先生のお話、私も本當を言うとわかりません。わかりませんが、地方分権をいたしまして、その結果地方の自治意識が高まってくるという期待を持っております。そうしなければ、我々のためにこれをやつたかということでござります。

先ほど冒頭にお話がありましたように、少し次元を二十一世紀の方に目を移して考えるというお話でございましたが、二十一世紀の日本というのでは、先ほど川島参考人がおっしゃったように、自治というのは原点は全く主権在民でございまして、その中で私たちの生活を律していく、それができないものはその上の団体がやる、その上の団体ができるないものは国がやるというようなことが

発想の原点であろうと思います。そういう意味で、二十一世紀に入るこの五年の間にそうした大きな変革をやりおせませんと、先ほどおっしゃつたように、地方へ行つても、投票率上がるかねどいなかぬような状態が続くと思います。

ですからこれは、だからほつておけといふの方向に向かつておけるのだという期待を込めて、地方分権法の成立をぜひお願いをいたしたいとうふうに思います。

○田中(甲)委員 ありがとうございます。

兼子先生にお伺いをしたいと思います。

先ほど、陳述の中で地方消費税のことに触れられておりました。財源の基盤づくりという意味でますよという、両方の問題に期待をかけてやる以外には方法はないのではないかとうふうに思いましたし、私は悲觀はいたしませんで、これはその方向に向かつておけるのだという期待を込めて、地方分権法の成立をぜひお願いをいたしたいといふふうに思います。

○宇野参考人 ありがとうございました。

兼子先生にお伺いをしたいと思います。

先ほど、陳述の中で地方消費税のことに触れられておりました。財源の基盤づくりという意味でますよという、両方の問題に期待をかけてやる以外には方法はないのではないかとうふうに思いましたし、私は悲觀はいたしませんで、これはその方向に向かつておけるのだという期待を込めて、地方分権法の成立をぜひお願いをいたしたいといふふうに思います。

○兼子参考人 私が先ほど地方消費税を申し上げましたのは一つの類型としてでございまして、地方税でありながら専ら國が徵収してそれを自治体が、よろしくお願ひします。

○兼子参考人 私が先ほど地方消費税を申し上げましたのは一つの類型としてでございまして、地方消費税の交付基準その他、地方消費税を地方に交付をしていく基準というのにはまだあいまいな点があるうかと私ども、いや私個人かもしれないが、よろしくお願ひします。

観点で、特に地方消費税に関しまして御意見がございましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○兼子参考人 私が先ほど地方消費税を申し上げましたのは一つの類型としてでございまして、地方税でありながら専ら國が徵収してそれを自治体が、よろしくお願ひします。

地方消費税につきましては、今御指摘のよう交付基準と申しますか、今の私の言葉ですと配分の基準ですが、これは御指摘のような問題があろうかと思います。地方税が都道府県の税目である以上は、都道府県間で適正に配分されるということが当然制度の本旨であるとを考えます。であり

り、運動だと私は思っています。したがいまして、
國のあるべき姿が先にあって、その反射物として
の地方分権ではないと私は考えております。こう
いう立場から参考人に伺いたいと思います。

これは既に皆さん方も、それぞれ若干のニュアンスの違いはございましたと私は感じたのですが、御存じのように法律上の建前は、国と地方自治体は対等、平等ということになっています。しかし、この制度があるために地方は国家行政組織法上の国の下部機関となつて國の指揮監督を受けていることになつてゐるわけです。私は、皆さんもお話をあつたように、究極的にとかいろいろございましたが、廃止すべきという話は大体共通ではないかと感じました。

そこで、皆さんにお聞きしたいのですが、廃止するためには法案にしつかり明記すべきではないかと私は考へておるところです。といいますのは、かつて整理合理化一括法案で一年間に一割という機関委任事務を減らしましたけれども、その後またふえ続けたという事実があります。したがって、廃止を法律に明記するということが必要だと思ひます。それについて、兼子先生は別な角度からお話を既にございましたので、兼子先生を除くお三方に御意見をお聞かせ願えればと思ひます。

○宇野参考人　今穀田先生のお話は、先ほどから大分いろいろ議論もいたしたわけでありますが、要は、原則廃止、例外残すというお考えだと思います。思ひますが、しかし、例外がいかにも複雑になります。わかつておつて、容易にその整理がつかないと、いう現状があることも事実でございます。

先ほど参考人から御意見ございましたように、
地方分権については多くの方がそれぞれの立場
から持論を展開している。ただし、そういう場合
に、地方分権という場合、欠かせない条件とい
るものがあるのじやないか。その点はどういうふ
にお考えなのか。やはり地方分権の中心は地方自

そういうふた意味で、私は、究極的には廃止に反対でございますけれども、これからは分権推進委員会なり、あるいは分権推進計画の中で、その占はいろいろな角度から検討されるべき問題であろうというふうに思っております。

えなければ、方向つけどしても誤った約束を国民にすると、ということになると思います。実際にこれを本当に廃止するためには、単に機関委任事務に関する自治法の規定を削るというだけでは足りないわけでして、やはり五百何十に及ぶ法律を全部総まくりで変えなければならない。その場合には廃止した後、それではどういう仕組みにするかと、いうことを当然検討しなければならないわけでありまして、これは大変な作業になるというふうに思うのですね。

仰せはござりますでしようが、そういう方向で着実に進んでいくという方向をとりましたというふうに、私どもの答申はそうなつております。今の法案の御検討もそういう点を御検討になつておられるかと思います。

○川島参考人　ただいまお尋ねの問題でございまですが、今も宇野参考人からお話をございましたように、私ども民間政治協調といたしましては原則廃止ということを申し上げたわけであります。したがつて、今回の法案で申しますれば、整理合規化その他所要の措置をとる、こうなつておりますので、その中に当然廃止というものが含まれておる、かよう理解をしておるわけであります。

○成田参考人　この問題につきましては、いわゆる廃止をした後どうするかというような問題を考

題を誤ることになるのではないかというふうな気がするわけです。
ですから、受け皿分権論で、先ほど市町村の合併とか府県合併とか道州制という話が出ましたけれども、受け皿論というのは、これは実はシャウブ勧告のころからやられているわけです。シャウブ

私は、やはり地方分権といふのは、究極は団体自治と住民自治という意味で、地方自治を確立するということは、イコールだといふうに実は考へております。分権の方策というものもそういう方向に向けてやはり考えなければならないというふうに思つてゐる次第であります。ですから、分

話がございました。
私もそう思うのです。ですから、二つ目に、そのデメリットのあたりについてもう少し詳しくお話ししただければと思ひます。
○成田参考人 私は、地方分権というのにはやはり国から見た立場というふうな発想だという批判もあるわけです。そういう観点から、先ほどお触れたになつたように地方主権とか、逆に富山県の知事には地方集権というような言葉を使われてゐるわけですね。

治の拡大というところになければならないと私は考えてゐるのですが、その辺のところをお聞かせ願えればと思つてゐます。

そして、先ほどお話もありましたように、意味合い、内容におきまして、三つの傾向についてお話をございました。特に、一番目にお話がありました受け皿分権論ということで言及がございましたが、私もそういう点について、拝聴いたしました。本当に大切な御意見だなと思いました。(つま)り、地方への権限移譲の前提として、先ほどお話をござつたように、その権限を活用できるだけの行政能力だとか財政能力を持つたあるべき自治体を想定して、そういう自治体をつくるために現行市町村の合併などを求める意見だと私も思うのですが、それはちょっとデメリットが大きいというお

と、そういう共同意識さえも壊れてしまうということになりますから、地方自治という立場からいいますと、それは非常に大きな問題じやないかと、いうふうに私は思つてゐるわけです。

も、やはりここでもバランス判断が非常に必要だ。そういうふうに思うわけでして、確かに日常生活圏と行政区画とは一致しております。しかし、同時に他方では、住民の共同意識それから地城の連帯意識、これはアイデンティティーという言葉で表現できると思いますけれども、これがやはり地

この経験から見ましても、やはり第1次的な議論でありまして、まず権限をおろす。それでは、その権限をうまく使って住民のためになる行政をするためにはどうすればいいかというところで初めで第一次的に受け皿論というものが出てくるといふに考えられるのじやないかと思うのです。

私は、先ほどの御質問にもございましたけれども、市町村合併についていろいろ研究会、地方制度調査会でもかわってまいりまして、幸いこの法案を通していただいたわけでありますけれども、

ブ勧告というのは、昭和二十五年でありますけれども、市町村優先で事務を自己完結的に配分をする、三段階にそれぞれ固まつた事務をそれぞれ配分して行政責任なり能率なりを發揮させようということだったと思うのですね。

ついては、それでは現在の市町村は小さ過ぎますからやはりもっと大きくならなければならぬといふので、昭和二十八年から三十一年にかけて、いわゆる昭和の大合併が行われたわけであります。ところが、肝心の事務の移譲の方は実現しなくて市町村の合併だけが行われてしまつたということです、当時諸々合併した地方自治体からますと、裏切られたということになるのじやないかと思うのですね。

それで、受け皿分権論というのは、そういう過

んでいたりも住民が望んでいるという場合には、やはり住民の意向によつて、合併していくという方が一番いいのではないろかということで、いわゆる平成の大合併というものを国が首頭をとつてすることはすべきじゃないというふうに考えて、先ほど宇野会長からお話をございましたけれども、そういう立場で今度の市町村合併の答申をした次第でございます。

○穀田委員 引き続いて、もう一点だけ質問をさせていただきます。

今お話をありましたように、まず権限をおろす、それを活用するということをございましたが、私はその場合に、結局のところ、財源の問題というものは、権限、財源ということことで、極めて大事だと思います。大体これまでにも機関委任事務を団体委任事務にするという国から地方への権限移譲があつたことはあつたのですね。ところが、それに伴う財源については必ずしも明確ではありませんでした、財源手当をした場合でも地方交付税で財源措置をするというのが従来の方法でした。今後もこの方法が踏襲される可能性は強いと私は見ています。こういう交付税で措置するという財源手当について、どう思われるのか。

また、本来、基本的には地方の歳出に見合った國から地方への税源自身の移譲が必要だと私は思っています。その点は、参考人としての御意見をお聞かせ願いたいし、どのような税が適当であるかという具体的な考えがございましたら付言していただければと思います。

○成田参考人 私は財政の専門家ではございませんけれども、やはり地方公共団体に自主的な財源を付与するという意味で、地方税を拡充していくということ是非常に大事だと思うんです。ただ、これは、御承知のように、日本全土の中の格差が非常に大きいわけとして、大都市はそれはそれなりにそういう自主財源を与えられることによつて、地方消費税を与えることによって潤うということになると思ひますけれども、現在、千九百もあると言われます地方の過疎市町村の場合に

は、そういう措置ではとてもこれは切り抜けられないわけですね。

そこで、どうしてもやはり交付税というものがございまして、いわゆる平成の大合併といふのを国が首頭をとつてすることはすべきじゃないというふうに考えて、先ほど宇野会長からお話をございましたけれども、ただ、これは、交付税につきまして、現在非常に細かい算定基準で、補正をしたりしてやっていますが、やはり町村にとつては人口よりもむしろ面積というものを重視してくれないか。日本の国土の八割は山であるわけです。町村の面積というものは都市の面積よりはるかに広いわけですね。そういう面積要件というものは余りカウントされていない。そういう点を直してくつているという開発要綱は、大体全国で四十数%あるんじゃないかと思うんです。それぐらいたくさんつくられています。そして、自治体が自らしてやっていますが、やはり町村にとつては

人口よりもむしろ面積というものを重視してくれないかというふうな要望もあるわけでござります。

ですから、これは地方税源の充実と交付税、両者相まって一步ずつ財源を確保するということにしていかなければならぬわけですから、実際は、先ほどお話をございましたように、地方分権が迷惑だと言っているのは、やはり国庫補助金を整理されると困るということだと思うんですね。

私は、国庫補助金は、機関委任事務より以上にいろいろな形で国が監督するそのよりどころになつてゐるというふうに見ているわけですが、これを一般財源化することは、ぜひ大事なことだというふうに思つております。そのためには、交付税の比率なども國の税制全体の中で上げていかなければならぬというふうに思うんですね。

ただ、これに対しては各省庁が、交付税に入れることはいいけれども、交付税に入れられると、自らの行政分野がどれだけ充実するということの保障はない、こういうふうな反対もあるわけでありまし

題が先ほどのところでございました。私もその点について若干質問したいと思うんです。

ですから私は、情報公開との関係で、そういう大きな財源にならざるを得ないというふうに思うんですけども、ただ、これは、交付税につきましても、現在非常に細かい算定基準で、補正をしたりしてやっていますが、やはり町村にとつては人口よりもむしろ面積というものを重視してくれないか。日本の国土の八割は山であるわけです。町村の面積というものは都市の面積よりはるかに広いわけですね。そういう面積要件というものは余りカウントされていない。そういう点を直してくつているという開発要綱は、大体全国で四十数%あるんじゃないかと思うんです。それぐらいたくさんつくられています。そして、自治体が自らしてやっていますが、やはり町村にとつては人口よりもむしろ面積というものを重視してくれないかというふうに思つてますが、その辺の御意見を入れる、そういう特別な体制を保障していく、担保していくことが、できれば必要じゃないかなといふふうに思つてますが、その辺の御意見をお聞かせ願えればと思っています。

○兼子参考人 まず第一点の方でございますが、

今の國の実際の地方自治体に対する関与とい

ますか、それは、例えば開発指導要綱の例など

ように、何度もこれは通達文書を出してしまって、そ

れで地方自治体が乱開發を防ぐためにいろいろつ

くついているという開発要綱は、大体全國で四十

数%あるんじゃないかと思うんです。それぐらい

たくさんつくられています。そして、自治体が自

然的に条例や要綱などを定めており、そして環境

保全のために努力しているわけですが、それが國

が気に入らないということです。自治省と建設省が

一緒にになって通達を出すとか、九三年にもまた建

設省が通達を出してやめるとか、こういうふうな

ことが間々あります。

ですから、こういう現実をそのままにしてお

いて幾ら地方に権限移譲しても、その権限が自治体

で有効に活用される保障が全くないことになるん

じやないだろかと思うんです。したがいまして、

國の先ほどあつた許容の範囲内だけ

いうことになりかねない。

私は、そういう意味からいって、この國からの

関与なり介入というものを規制する意味で、委員

会でも提起したのですが、一つの方法として、國

から出される通達については、何を根拠とする通

達なのか、それぞれの通達に明記することが必要

じやないかなということを一度提起したことがござります。

そういう意味で、國から地方への介入や干渉について規制する具体的な考えがありまし

たら、お聞かせ願いたいということが一つです。

それから二つ目に、先生は情報公開の問題を

の権限というのも、本来あるはずなんできましたね。

ですから、これの運用実態についての調査、監視というふうなテーマになつてこようかと

いうふうに考えております。

それから、この機会にちょっと申し上げさせて

くださいたいことがあります。それは、國、各

省はもとより霞が関がセンターですけれども、全

国各地方に地方支分部局、いわゆる地方出先があ

りますが、この各地方支分部局は、近時相當に地

元の府県あるいは市町村と連携して行政をやつしていくという実態も目立ってきたようと思われるわけですね。であります、国、各省がそうした場合の関与といったようなことを再検討される場合に、地方支部局の職員の人たちの実感を籠が聞にもつと寄せてもらうようにするといったことが重要ではなかろうかと思ひます。

○ 笹川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいま議題となつております両案について質疑を続行いたします。

利益誇導型の批判を受ける今の政治のありようといふものを分権型にすることによって、政治改革、信頼の置ける政治の確立になる、そして行政の確立ができる。そういう三点から改めて分権の必要性を感じているところでございます。

害の特殊性などによってこの厚生省の告示による基準では合わない場合があるわけです。

ただいま議題となつております両案について質疑を続行いたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。今井宏君。
○今井委員 質疑をさせていただきますが、一般
国の中といたようなことを再検討される場合
に、地方支分部局の職員の人たちの実感を電が開
にもっと寄せでもうようになりますといったことも
重要ではなかろうかと思ひます。

信頼の置ける政治の確立になる、そして行政の確立ができる、そういう三点から改めて分権の必要性を感じているところでございます。
それでは、御質問をさせていただきたいと思うのですが、先日、野田聖子理事の方からありましたね、陳情、県会議員のときに何遍も来て、これ近な職員が、その首長が判断すればいいわけで、そうしますと、これは厚生大臣と協議をして、承認を得て交付することになりますから、そのため大体六ヶ月程度かかっているのですね。こんなもの、なぜ厚生省の承認、協議が必要なのか。地元の、地域のわかつて、その障害の身近な職員が、その首長が判断すればいいわけで、

は分権すればそんなことしないで済むよと。当然

いうのはたくさんあるわけでございます。あえて
その事例を申します。

いらないなことを感じているのですか。だから
申し上げたいと思うのです。國からの関与の問題

先ほど午前中、参考人の皆様は全員そろつてこの

と取り上げてみたいと思うのであります。

述がございました。例えば宇野会長は、概念は改めらるべきだから云ふ。

「とにかく時はねで仕事を行なっているわけではありません。これは地方公務員がやるわけですが、その

度の概念を廃止するべきであると。それから兼子

はなつておるわけでござります。そして、身分だ

廃止するべきだと。参考人の皆さんかそれぞれこの機関委任事務制度の善し、こういう方向で御意

とその仕事には従事できないといふことでは地方の人事配置上、大變不都合も生じておるわけで

既に御報告があつたかと思うわけであります。

うところもあるわけでございますが、とりわけ障

会でもう何度も議論されてきているところであります、致りて、開港など三つの地方公共團

のであります

び合理化の意味するところをぜひいま一歩踏み込

が多いわけです。高齢者社会への対応は障害者の

二十四日、私とのやりとりで、議論の結果、機関委任事務制度というものを発表する二点の結論も

でござい。
よ。

私に答弁しているわけですが、さらに踏み

制度として、身体障害者福祉法に基づく基幹的な

第あります。
の山口国務大臣 沿答え（シテ）ます。

ば、補聴器だとか義肢だとか車いす、これらは各

方分権に熱心で、機関委任事務の整理に関して考

価格によって交付されるわけでございますが、隨

第一類第八号

ういうふうにやつていくんだよ、こういう計画なんだと、ということを当然お持ちの上で法案を出していると思いますので、誠意のある御答弁をお願い申し上げたい、かように思います。

○山口国務大臣 たびたびお答えいたしておりますが、地方分権推進委員会は極めて重要な役割を持つものでございます。したがいまして、その事務局も当然それにふさわしい事務局を構成するということは、当然のことであると思ひます。

法案の成立後、委員会の発足に向けて具体的には検討することになると思いますが、国会における御議論というものを十分踏まえまして、もちろん簡素化というものを旨としなければならぬことは、当然ではありますけれども、委員会の任務を補佐する上でも最も適切な人材を配置する、委員会の業務に支障のない体制を確立するということについては、当然なさなければならないといふうに考えておる次第でございます。

○今井委員 簡素化を目指す、まあ当然なんですが、これだけのものをやつて、前回申し上げました初期投資は経費がかかるのです。それが結果的に、分権が進めばこれは行革になるわけですし、最小の経費で、税金で最大の効果を上げていくわけですから。それを、行革の時代だからといって、初めてからちびることによって、中途半端になつたら元も子もないのですね。それなら全然やらぬ方がいい。結果としてよくなることといふのは、幾らでも事例がございますものですから、ぜひ取り組んいただきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、本来ならばその用意がされていると思ひますけれども、事務局体制の全体のイメージな指針が大臣からされないと、この大変残念なんですね。

大変長いキャリアを持っている大臣、ここでどうなんでしょうか、どの程度のイメージなんですか。数百人のイメージなんですか、それとも、大変長いのこ

も数十人のイメージなんですか。そのぐらいのことは、ちょっと、もうやらなければならぬ仕事の内容というのはわかっていますし、どのぐらいだ

ういうのは、事務量はもう専門家がついているからわかっているはずなんですね。どういうふうに私たちは理解したらよろしいのでしょうか。

○山口国務大臣 第二次臨調におきましても、また行革審におきましても、聞きますと、発足いたしましたときの事務局といふものは、そんなに大勢の体制ではなかつたそうであります。しかし、具體的にこの審議を進めていますと、調査もしなければならぬ、あるいは各地区のあるいは各階層の意見も聞かなければならぬということで、次第にスタッフの数をふやして、そして活動が最も盛んな時期には相当な大世帯の事務局ということになります。しかし、最終段階ではまた、今度はこの答申の取りまとめという段階になればおのずから事務局体制といふものは簡素なものになるというような経過をたどつたそですあります。

いずれにいたしましても、歴史的な地方分権を推進するための事務局でありますから、私はその任務にふさわしい事務局といふものを構成するこ

とは、当然であるというふうに思います。

ただ、私も事務方のことには詳しくありませんので、臨調のとき何人ぐらいであつたかとか行革審はどうぐらいであつたかといふことは存じませ

んで、必要とあらばそれらの問題については事務当局からお答えをさせて結構ございます。

○鷗山政府委員 ただいま大臣から申されたことを補足して申し上げたいと存じますが、まず法案を国会で成立をさせていただきました後、私どもとしてはできるだけ早くその準備態勢をつくりた

いと考えております。ただいま自治省とも御相談をしながらその検討を始めたところでござります。

なお、今井先生からどの程度の規模かというお尋ねでございますが、これはあくまでも委員会の審議の状況に応じた、それを補佐するためには必要な体制ということでおれば規模が決まっていく

ういうふうな性格のものであろうと思ひます。

臨時行政調査会の例を大臣お挙げになりましたが、臨時行政調査会、随分前の話ではござります

けれども、いわゆる一般の公務員、国家公務員、地方公務員あるいは民間会社からの派遣された職員等々すべてを含めまして、最大のピーク時で百名を超す人が事務局に籍を置いていたと承知をいたしております。しかし、それは最大時でございまして、業務の状況に応じて事務局の体制、規模は変化をしていったというふうに承知をいたしております。

○今井委員 機関委任事務は言われているだけでも五百六十二ですからこれは一本一本ヒアリングをするだけでも大変な時間だと思います。それから、二十省庁一人ずつ受け持つてみたって、

何百本の法律をやるわけですからそう簡単なものじやないということで、審議の状況に応じてどう

は大変不安を感じるんですね。結果として、再三申し上げておりますように、徹底した分権になりはぐつてしまつたのではなくでもないことに

なる、こう考えておりますので、あえて申し上げておるわけでございます。

それから、次に时限立法について、時間がありませんのでちょっとお聞かせいただきますが、当然監視の結果に基づきまして内閣総理大臣への意見の提出が委員会からあるかと思うのです。その場合に、監視の結果、地方分権が指針どおり進んでいない、時間の延長が必要である、このようないくつかの意見もある、このように理解してよ

うございます。

○今井委員 それでは、次の御質問をさせていただきますが、実はこれもどういう形の姿になるのかちょっとお聞きしたいのですが、どちらも、

かちよつとお聞きしたいのですが、私はこれもどういう形の姿になるのかちょっとお聞きしたいのですが、どちらも、

いろいろな専門書を読みますと、分権をやると数

百本、六百本とも七百本ともいう法律の改正が必要だという御指摘もあるわけでございます。

そこで、地方自治法が今言うなれば地方自治体の運営その他の基本法的なものになつておるのでありますけれども、これが廃止して分権基本法みたいなものを

制定しようというふうに考えていらっしゃるの

であります。私がこうしてお話を申し上げるということにつきまして、今私がこうな

ういうふうな性格のものであろうと思ひます。

したがいまして、その後地方分権推進委員会が

どのような御議論をし、どのような意見をお出し

すか。それとも、従前のように、機関委任事務で大事なことでございまして、地方自治法を改正

いえ、一括整理法案で整理合理化をするんで

すが、そんなんような形で一括して法律をばんと出しちゃうのか。それはどちらなんですか。

そこで、全部今まで失敗してきてるわけですが、そんなんような形で一括して法律をばんと出しちゃうのか。それを抜本的に改めて、

度にしてしまうのか。それを抜本的に改めて、

難しい問題が山積しておるのではないだろうかと
いうふうに理解をいたしております。

そこで、お伺いいたしますが、本法第五条に規定する「その他所要の措置」には、機関委任事務制度の廃止と、廃止する場合の具体的な措置の検討が当然含まれるものと理解したいというふうに思いますが、明確にお答えをいただきたいと存じます。

○山口国務大臣 法案の第五条におきますところの「その他所要の措置」云々という内容につきましては、御指摘のとおり、政府における検討の結果、機関委任事務制度の廃止について具体的な結論が得られる場合には、これを廃止することを含むものであるというふうに考えております。

○畠山委員 法律の期間を五年と規定したことには、この期間内に政府は地方分権の実効ある推進を国民に積極的に約束したものとして私は高く評価をいたしたいというふうに思っております。それだけに、政府は限られた時間の中で本法律案を速やかに執行し、実のある成果を上げなければならぬと存じます。

そこで、お伺いいたしますが、政府は、今国会中の法案成立はもちろんのことですが、地方分権推進委員会の早期の発足を図るべき、委員の国会承認もやれるよう努力し、また、発足後は、積極的な調査審議による指針勧告をお願いするとともに、指針勧告が示されたならば、期間の前半を目途に国民に推進計画を示すことができるよう政府は格段の努力を払うべきだと考えます。決意のほどをお伺いいたいと存じます。

○山口国務大臣 今精力的に御審議をいただいておりまして、感謝をいたしております。

政府といたしましては、なるべく速やかにこの国会の御審議をいただきまして、この法案を今国会で成立を期することは当然でありますし、さらに、成立いたしましたならば、内閣総理大臣が最も適切な方はどうなたであるかということを十分検討の上で、衆参両院の御同意を得まして地方分権推進委員会を発足させる、今国会において御同意

を得て発足させる、こういう手順でぜひお願ひを申し上げたい、そのような決意でありますことを申します。

次いで、五年間に集中的な取り組みを行うことによりまして成果を上げようということを期待をいたしております。委員会におきましても、その点を十分踏まえまして適当な時期までに勧告をいたげるものというふうに考えております。

政府といたしましては、法案の考えに沿いまして、五年間の期間の前半に地方分権推進計画を策定いたしまして、委員会からの督励をいただき着実にこれを実施してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○畠山委員 地方分権の推進内容をどれほど実現するものにするかは、一に政府の努力も必要であるわけありますが、さらには推進委員会の委員の人選のあり方にも大きく影響されることは当然あります。そのためには、これに十分配慮した委員の任命が必要と考えます。委員の任命に当たつての政府のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○山口国務大臣 歴史的なこの地方分権を推進するための地方分権推進委員会でございます。したがいまして、委員の人選につきましては、同委員会がその広範な任務を的確に果たしていくため、國、地方の行政について高い見識を有する方をバランスよく配置する必要があるというふうに考えておる次第でございます。

本法案の成立後、国会における御議論を十分参考にいたしまして、任命権者でございます内閣総理大臣が衆参両院の御同意を得られるような適切な人選が行われるであろう、内閣総理大臣は國権の最高機関たる国会の御同意をいただけるにふさわしい立派な人選をやついていただけるものというふうに考えておる次第でございます。

○山口国務大臣 委員が御指摘されましたように、かつて行革審が特殊法人の整理合理化について審議をする、そのため各省庁からビアリングを予定をした、ところが当時は各省庁において十分な協力が得られなかつたという残念な事態があつたということを私もお伺いをいたしております。ただいま思っています。

○山口国務大臣 委員が御指摘されましたように、かつて行革審が特殊法人の整理合理化について審議をする、そのため各省庁からビアリングを予定をした、ところが当時は各省庁において十分な協力が得られなかつたという残念な事態があつたということを私もお伺いをいたしております。

○野中國務大臣 地方分権の推進につきましては、昨年の九月に全国知事会を開催して、地方六団体から地方分権の推進に関する意見の申し出がなされました。また、各地方公共団体の議会から地方分権の意見の申し出や各地方公共団体の議会の意見書について重く受けとめるべきだと考えておりますが、所信を伺いたいと思います。

○冬柴委員長 冬柴鐵三君。終わります。

とを考えます。事柄の性格から十分な規模の人員配置と予算措置が重要だと考えますが、政府の御見解を承りたいと存じます。

○山口国務大臣 御指摘のとおり、委員会に事務局を置きまして、事務局長のほか必要な職員を配置することにいたしております。

○畠山委員 ありがとうございました。

二二

第一類第八号 地方分権に関する特別委員会議録第八号(その一) 平成七年四月十三日

○山口国務大臣 地方制度調査会におきまして地方分権の推進に關しまして精力的な審議を重ね、昨年十一月に答申を提出されたところであり、政府としてもこれを重く受けとめていかなければならぬと考えております。

このため、政府といたしましては、行政改革推進本部地方分権部会において、地方制度調査会や地方六団体等の意見をも十分に聴取をいたしました。幅広い議論を行いました上で、地方分権大綱を策定したところでございます。このたびの地方分権推進法案はこの地方分権大綱に沿って立案したものでございまして、今後とも各方面の御意見を十分踏まえつつ、地方分権の推進に積極的に取り組む決意でございます。

○冬柴委員 自治大臣にお伺いいたします。

地方六団体の提言は國の役割として十六項目を列挙し、また、地方制度調査会答申は國の役割を限定的なものにしていくべきだとしております。

○野中國務大臣 国と地方公共団体の役割分担のあり方につきましては、地方分権を推進する上で基本となるものであると考えております。

○野中國務大臣 国と地方公共団体の役割分担のあり方について、委員会の自主的な判断にゆだねられるべきものであります。御指摘の地方六団体の意見や地方制度調査会の答申、さらには本委員会を初めとする国会での御質問等を十分踏まえたものとなるよう、私といたしましても期待をするところであります。

また、地方分権推進計画は、あくまでも地方分権推進委員会が勧告したこのような指針を尊重いたしまして、かつ地方分権推進法案の第二章に規定する基本方針に則して政府で作成しなければならないものであります。

ところが、國の役割の明確化とあわせて、地方公共団体は地域における行政を広く担い、企画、立案、実施などを一貫して処理していくべきものと規定されました基本方針もこの大綱方針を踏まえたものであります。したがいまして、地方分権推進委員会の指針や地方分権推進計画を通して、国が分担すべき役割が明確になっていくものと考えております。

また、國の役割の明確化とあわせまして、地方公共団体につきましては、地域における行政の自立的かつ総合的な実施の役割を広く担うことを目指して、具体的な権限移譲等が推進されるものと考えております。

○冬柴委員 ちょっと時間があき過ぎましたけれども、ただいまの同じ質問につきまして、総務庁長官の見解を伺いたいと思います。

○山口国務大臣 國と地方の役割分担につきましては、國としては、内政に関する役割は思い切つて地方自治体にゆだねまして、國が本来果たすべき役割を重点的、効果的に担うとともに、地方公共団体は地域における行政を自主的、総合的に担うよう行政システムの変革が求められているものと認識をいたしております。

このため、昨年十二月の地方分権大綱におきましては、「國が本来果たすべき役割を重点的に分担することとし、その役割を明確なものにしていくものとする」と明記しているところでございまして、本法案に規定された基本方針も、この大綱を踏まえたものであります。

地方分権推進委員会におきましては、本法案の基本方針に沿って十分審議を尽くされ、充実した内容の具体的指針を勧告していただけるものと期待をいたしております。政府といたしましては、委員会の勧告を最大限に尊重いたしまして、推進計画を作成する所存でございます。こうした地方分権推進委員会の指針や地方分権推進計画を通じて、國が分担すべき役割が明確になっていくものと規定の「その他の所要の措置」はこうした場合も想定した規定でありますので、御理解をいただきたいと存じます。

また、國の役割の明確化とあわせて、地方公共団体は地域における行政を広く担い、企画、立案、実施などを一貫して処理していくべきものと規定しております。同制度は、機関委任事務のあり方とともに関連する事柄であります。

○冬柴委員 重ねて総務庁長官にお伺いをいたします。

地方自治の確立を図る観点から見れば、機関委任事務制度及び地方事務官制度は地方の自主性、自立性を阻害していると考えております。機関委任事務につきましては、五年後までにはすべてなくしてしまい、その結果として、地方自治法第五十条、国家行政組織法第十五条を改正をし、その制度そのものをなくしていくべきだと私は考えておりますが、重ねて長官の見解をお尋ねをいたします。

また、地方事務官制度につきまして、同様になくしていくべきであると私はかたく信ずるわけですが、長官の答弁をいただきたいと思ひます。

○山口国務大臣 機関委任事務につきましては、政府として積極的に整理合理化を推進することにいたしております。

事務自体の必要性を吟味いたしまして、不要と認められるものにつきましては事務そのものを廃止をします。また、事務自体の必要性の認められるものであつて地方公共団体の事務とすることが適当なものにつきましては、積極的に団体事務化を図ることにより機関委任事務としては廃止をしていくということになると存じます。また、最終的に国の中身として残らざるを得ないものもあると考えておりますので、機関委任事務制度そのものあり方についても検討してまいりたいと考えます。

○山口国務大臣 地方分権を推進いたしまして、

地方公共団体の自主性、自立性を高めていきます。そのため、地方公共団体への権限移譲はもとより、國の関与、必置規制の整理合理化をどのように進めていくのか、政府の方針をお示しをいただきたいと思います。

○冬柴委員 重ねて総務庁長官にお尋ねをいたします。

地方自治の確立を図る観点から見れば、補助金等の整備規制につきまして、基準の彈力化をそれぞれの基本として、その整理合理化を推進してまいりたいと考えております。

もとより、その検討に当たりましては、国会に

おける御論議や各方面的御検討を十分踏まえて対応することには当然であります。検討の結果、制度の廃止ということになれば、所要の措置を講ずることになる、第五条の「その他所要の措置」はこうした場合も想定した規定でありますので、御理解をいただきたいと存じます。

○冬柴委員 では、次には自治大臣にお尋ねをいたします。

地方自治の確立という観点から、補助金等の整備規制につきまして、基準の彈力化をそれぞれの基本として、その整理合理化を推進してまいりたいと考えております。

○野中國務大臣 御指摘のように、地方分権を推進し地方自治の確立を図ります観点から、國と地

方団体との役割分担を明確にしつつ、地方団体の

自主性及び自立性を高め、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現を図るため、地方団体への補助金等の整理合理化を進めることが必要であります。

その整理合理化の方針につきましては、地方制度調査会の答申、地方六団体の御意見をも踏まえ、今回の法案に先立つて閣議決定いたしました地方

分権の推進に関する大綱方針で定めているところであります。具体的には人件費補助に係る補助金、交付金等の一般財源化等、さらに奨励的補助金等の基本的な縮減、また経常的国庫負担金等の対象分野の限定、また公共事業等に対する国庫負担金等の対象の限定と投資の重点化等を進め、真に必要なものに限定していくこととしております。

○冬榮委員 最後に、総務庁長官にお尋ねいたしました。地方分権推進委員会の勧告につきましては、国会に報告する必要があると我々は考へておるわけですが、その点について御所見を伺いたいと思います。

○山口国務大臣 審議会等の答申や御意見は、從来から、国会はもとより、広く一般に公表されてまいりましたところでございます。地方分権推進委員会の勧告の取り扱いにつきましても、国会における御論議の結果を十分尊重いたしまして対処いたしました。

○冬榮委員 法案につきましては、お尋ねすべきことは網羅的にお尋ねさせていただきました。

地方分権というのは、我が國が明治維新後、先進西欧諸国に追いつけ追い越せという観点から、戦前は富国強兵という一つの大きな、強大な国家目的のもとに、一つの、合理的と申しますか、働きをしてきたことは事実であります。國は富くなつたと思います、強くなつたと思いますが、その結果は、昭和二十年の敗戦ということで、その利益といふものは国民に均てんされなかつた、国民の幸せにつながなかつたということがはつきり

しているわけでございます。

戦後、新憲法は、「地方自治の本旨」ということで、そういうことであつてはならないという法体系を整備したもの、灰じんの中からこの日本を立て直し、そして経済の発展を一日も早く進めよう一つの国家目的のために、ある面からいえば戦前以上の一極集中、國家への権力の過度の集中がなされたようと思われてなりません。

なるほど、五十年、いろいろな問題を抱えましたけれども、日本の国は、世界の百八十カ国から及ぶ国の中で、国民一人当たりのGNPは第一位、また世界のGNPの一六%を占めるという経済大国にはなりましたけれども、思い返せば、この国の繁栄が国民の豊かさの実感、潤い、温かさ、そういうものにはつながつていなかつたようになります。

最近の、豊かさの陰に潜む精神の荒廃といふのは憂うべきものであります。二十一世紀の我々の子供たちにそういうものを譲り渡してはならないと思うわけでありまして、まさにこれにこたえる改革がこの地方分権であろうと思いまいとい思います。

○山口国務大臣 審議会等の答申や御意見は、從来から、国会はもとより、広く一般に公表されてまいりましたところでございます。地方分権推進委員会の勧告の取り扱いにつきましても、国会における御論議の結果を十分尊重いたしまして対処いたしました。

○冬榮委員 法案につきましては、お尋ねすべきことは網羅的にお尋ねさせていただきました。

地方分権というのは、我が國が明治維新後、先進西欧諸国に追いつけ追い越せという観点から、戦前は富国強兵という一つの大きな、強大な国家目的のもとに、一つの、合理的と申しますか、働きをしてきたことは事実であります。國は富くなつたと思います、強くなつたと思いますが、その結果は、昭和二十年の敗戦ということで、その利益といふものは国民に均てんされなかつた、国民の幸せにつながなかつたということがはつきり

迎えようとするこの節目に当たりまして、今回、地方分権推進の大きなうねりが出てまいりました

ことを、私どもはその節目にあつた者として感慨深く存じておるところでございます。

お互いに、この法案が制定され、そして成立をし、さらに実り多い成果が得られますように一層努力をしてまいりたい決意であります。

○冬榮委員 ありがとうございました。

終わります。

○笛川委員長 穀田恵二君。

言、勧告等に関する規定しているものがございま

○穀田委員 私は、この間、この法案の中身に対して、特に地方自治の確立という立場からいろいろ質問してまいりました。「地方自治の本旨」ということについて、とりわけ強調してきたところです。

今回は最終ですが、具体的な、そういう今起つている国と地方自治体のかかわり合いの中で、そういうものが、先ほどありましたように、国

関与を縮小させる、また地方公共団体における自主性、自立性を高めるということになるんだろうかと、ということについて、きょうは質問させていただきたいたいと思っています。

特に、前々回の質問で、私は、地方の自主性を尊重していく上で直ちに実行できる点として、通達行政の改善を提起しました。

毎年、かなりの数の通達が國から地方自治体に對して出されています。この通達のそれぞれについて、例えば、この通達は地方自治法二百四十五条を根拠とするものとか、それを根拠にして出しているのか、明確に記載してはどうかと私は提起しました。ところが、答弁は、行政局長が行つたわけですが、一般論に終始をして、根拠を示すべ

くではないかということに対し、通達を出す根拠があるみたいな話であつて、一般論に終始して、それが得られないと思つております。

したがつて、改めてそこから答弁を求めたいと

思っています。

○吉田(弘)政府委員 地方公共団体に対する通達の話でございます。

これは先般も御質問がございましたしてお答えいたしましたが、そもそも、主務大臣が担任する事務

の運営その他の事項について、地方団体に適切と認める技術的な助言とか勧告等を行うことがであります。また、特別に、個別法の規定においても助

言、勧告等に関する規定しているもののがございましてこれが、一般的には、國から各地方公共団体への通達は、この規定を根拠に行われているものと考えておる次第でござい

ます。また、規定されているところでございます。一般的には、國から各地方公共団体への通達は、この規定を根拠に行われているものと考えておる次第でござい

ます。また、特別に、個別法の規定においても助

言、勧告等に関する規定しているもののがございましてこれが、一般的には、國から各地方公共団体への通達は、この規定を根拠に行われているものと考えておる次第でござい

するということになりますと、峻別できるものは峻別して出したらしいわけであって、どこまで峻別できるかというのは、今お話をありましたように複数の場合があり得る、複数だったら複数書いたらいいんじゃないかと私は言っているわけなんですね。だから、問題は、根拠を明確にしてきちんと指導なり通達なりというのを出すべきじゃないか。

す、あわせて、地方自治法上の二百四十五条を根拠にして、私は、どうだといふうに書いたらどうだといふうに言つてゐるわけなんですよ。極めて具体的に言つてゐるわけなんですよ、僕は。そういうことだということなんです。

かしいのじゃないか、そう思うのですね。だから私は聞いているのですね。大臣、どうでしよう。

○二橋政府委員 宅地開発指導要綱についてでござりますが、この宅地開発指導要綱は、今お話をございましたように、乱開発の防止あるいは良好な都市環境の整備を目的として、地方公共団体がそれぞれの地域の実情を勘案しながら自主的な判断のもとに定めている行政指導の指針でござります。これは、各種の法令の補完をして、良好な部

思うわけでござります。
ただ、地方公共団体の中には、随分これに便乗して、そして非常に過度にわたつたところもあるわけでございますし、今日的な状況から考えますれば、昨年の七月に閣議決定をいたしましたよう

ら各省庁に、根拠が明らかにできるものは根拠をもつて明瞭にしてやつてほしいというふうに要請してはいかがでしようか。

○吉田(弘)政府委員 二百四十五条で、地方公共団体に技術的な助言、指導ができるという規定があるわけでございますし、それから、個別法でも同様に、団体事務について勧告等に関する規定をしているケースもあるわけでございます。

基づいて、この一百四十五条なりあるいは個別法について、団体事務については通知が出されているわけでございますので、あえて区別をしなければならないというのもなかなか、それによってどういう面が出てくるのか、そしてまた、先ほど申し上げたように、きっちりと区別できるかどうかといふ問題もあるわけです。

ただ、機関委任事務についてはまた別の体系が

ことがなされているわけでござります。
いずれにいたしましても、一般的な団体事務について、二百四十五条なりあるいは個別法の規定に基づいてやっているということになるわけでござります。

きょうも参考人の御意見がありましたように、福祉の問題、町づくりの問題というのには本来それだけの地方自治体独自でやるべきだということがある。それで、その町づくりに関する基本問題、乱開発にかかわる問題について宅地開発要綱なんかを定めると、それについて、要綱の行き過ぎを是正しろとか、それから要綱の適切な見直しを徹底すべきだと、か、こういうのがしそつちゅう出でているわけなんですね。これは、まさに地方自治体の自主性を尊重する姿勢ということにならないのじゃないか。こういうふうな通達文書を出すというのは、まず第一に、何か法律違反があつたのかということと、二つ目に、これは八二年の場合もそうですけれども、どうしてこれに自治省がかかわっているわけなんですか。だから、本来、自治省はそういうものを尊重して地方自治を統括して援助する、そういう所管の官庁なんだから、それは頑張りなさいとかいうのが筋であつて、そういうものに対する態度として、一々文句を言うみたいなやり方というのをおおきに

これはあくまでも地方団体に対しまして行き過ぎた宅地開発指導要綱についての是正を要請しているものでございまして、今後とも地方団体の自主性を尊重しつつ、今回規制緩和の推進計画をつくりましたけれども、これ等も踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えております。
○鈴田委員　自治大臣、どうですか。行き過ぎがあるというようなことを言って、結局は二回も三回も通達文書を出していく。しかも、今度の場合には規制緩和ということがありましたね。そういう形でそれはだめなんだというふうに言うのだから、本当に地方自治体の自主性を尊重することにならないのではないかと。どうお考えですかしら。
○野中國務大臣　今御指摘の指導要綱につきましては、あのバブルの全盛期にそれぞれ地方公共団体がよき環境を守りますために建設省及び自治省が一定の役割を果たす通達をしましたことは、私は、あの当時としてそれなりの役割を果たしたと

だから、私は、バブルの時代に適切な指導をしたのじやなくて、バブルの時代にそういうふうな形で進行するものに対しして地方自治体が、自分のところの町づくりの関係があるのでやさかに、せめてこうしよう、そして住環境を守るために、安全を守るために頑張ろうと言つておった内容についてまで、それは行き過ぎがありますよといいうような話はまずいんじゃないかと言つているんですよ。

○二橋政府委員 行き過ぎというのはどういうことをとらえて申し上げているかということを若干説明させていただきたいと思います。

確かに、宅地開発指導要綱を設けます目的は、先ほど申しましたように、乱開発を防止するとか良好な都市環境を保持するということで設けておるわけでございます。

例えて申しますと、具体的に設けた要綱の中で、これだけの公園面積を宅地開発に伴つて用意して

では、具体的に聞きますけれども、例えば行政指導の中身と関連して、地方自治体では、例えば宅地の乱開発を防ぐために宅地開発指導要綱をつくってきていますよね。今ではその数は、全市区町村の四三・三%、千四百五十自治体に上っています。ところが、建設省・自治省は、「事ある」とことにして、自治体の独自規制に対するいろいろ、撤廃などとか骨抜きだとかということを迫ってきてています。八二年には、自治省・建設省両省が通達を出して、要綱の行き過ぎ是正を指示しました。さらに、「きょううは建設省を呼んでいませんからあれですけれども、最近では九三年の建設省の建設経済局長による「要綱の適切な見直しの徹底について」と題する文書も送りつけているわけなんですね。きょううも参考人の御意見がありましたように、きょううも問題、叮々嘱の問題というものは本末をそ

な都市環境の整備を目的として、地方公共団体がそれぞれの地域の実情を勘案しながら自主的な判断のもとに定めている行政指導の指針でございます。これは、各種の法令の補完をして、良好な都市環境の整備を図る上で一定の役割を果たしていくと私どもも認識いたしております。

しかしながら、その一方で一部の地方団体における宅地開発指導要綱につきまして行き過ぎが指摘されているところでございまして、昨年七月の閣議決定、今後の規制緩和の推進についてといふものにおきまして、自治省と建設省で共同でこの実態調査をする、それに基づいて、その結果を公表するとともに、共同の通知を発しまして地方団体に対し行き過ぎの是正を要請したところでござります。

に、そのあり方についてそれぞれ地方公共団体がより見直しをされるべきであるという通達をしたことも適切な通達であつたと考えているわけでございます。

○鶴田委員 どうも最初の方がまずわかりませんね。つまり、バブルの時代に起こってきてる通達文書というのは、八二年に出ししているのは、要綱の行き過ぎを是正しろと言っているのですよ。つまり、住環境を守るために要綱をつくって頑張りなさいという要請じゃないんですよ、通達じゃないんですよ。乱開発なんかを実際にとどめるために、住環境を守るために、安全を守るために、そういうことについて地方自治体がつくった内容に対して、それは行き過ぎだといって指導したからおかしいのじやないかと私は言つているんであります。

きた宅地開発指導要綱についての是正を要請しているものでございまして、今後とも地方団体の自主性を尊重しつつ、今回規制緩和の推進計画をつくりましたけれども、これ等も踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えております。
○穀田委員 自治大臣 どうですか。行き過ぎがあるというようなことを言って、結局は二回も三回も通達文書を出していく。しかも、今度の場合も規制緩和ということがありましたがね。そういう形でそれはだめなんだというふうに言うのだったら、本当に地方自治体の自主性を尊重することにならないのではないかと。どうお考えですかしら。
○野中國務大臣 今御指摘の指導要綱につきましては、あのバブルの全盛期にそれぞれ地方公共団体がよき環境を守りますために建設省及び自治省が一定の役割を果たす通達をしましたことは、私は、あの当時としてそれなりの役割を果たしたと

だから、私は、バブルの時代に適切な指導をしたのじやなくて、バブルの時代にそういうふうな形で進行するものに対しして地方自治体が、自分のところの町づくりの関係があるのでやさかに、せめてこうしよう、そして住環境を守るために、安全を守るために頑張ろうと言つておった内容についてまで、それは行き過ぎがありますよといいうような話はまずいんじゃないかと言つているんですよ。

○二橋政府委員 行き過ぎというのはどういうことをとらえて申し上げているかということを若干説明させていただきたいと思います。

確かに、宅地開発指導要綱を設けます目的は、先ほど申しましたように、乱開発を防止するとか良好な都市環境を保持するということで設けておるわけでございます。

例えて申しますと、具体的に設けた要綱の中で、これだけの公園面積を宅地開発に伴つて用意して

ほしいということを開発事業者に求める。その場合に、都市計画法あるいはそれに基づく開発基準によりますと、開発区域の面積の三%程度の公園面積を設けるというのが開発の基準でございますが、地方団体が設けた指導要綱によつては、その倍の六%以上で、かつ一人当たり三平米以上の公園面積を求めるというふうな要綱をつくる場合がございます。

平成七年四月十九日印刷

平成七年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F

(第二類 第八号)

衆議院

地方分権に関する特別委員会議録 第八号(その二)

(一三四)(その二)

[本号(その一)参照]

派遣委員の福島県における意見聴取に
関する記録

一、期日

平成七年四月十二日(水)

二、場所

ウェディングエルティ

三、意見を聴取した問題

地方分権推進法案(内閣提出)及び地方分権の推進に関する法律案(冬柴鐵三君外三名)

提出について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 笹川 勇君

野田 聖子君

畠山 健治郎君

田中 甲君

山崎 広太郎君

木幡 弘道君

穂積 良行君

局管理官 行政管理

自治大臣官房審議官

意見陳述者

福島県知事

福島県市長会会長

福島市長

東和町長

服部 健一君

○ 笹川座長 午後一時開議
○ 笹川座長 これより会議を開きます。

第一類第八号

地方分権に関する特別委員会議録第八号(その一)

平成七年四月十三日

私は、衆議院地方分権に関する特別委員長の笹川堯でございます。

私がこの会議の座長を務めますので、よろしくお願いを申し上げます。

この際、派遣委員団を代表いたしまして「一言」あいさつ申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会におきましては、内閣提出「地方分権推進法案及び冬柴鐵三君外三名提出」、地方分権に関する法律案の両

外三名提出、地方分権の推進に関する法律案の両案につきまして審査を行つてあるところでございます。

当委員会いたしましては、両法案の審査に当たり、地方自治に携わる皆様から御意見を聴取するため、御当地におきましてこのような会議を催しているところでございます。

御意見をお述べいただく方々には、御多用中にもかかわりませず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いをいたします。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといいます。発言される方は、座長の許可を得て発言していくべきだないと存じます。

なお、この会議におきましては、御意見をお述べいただぐ方々は、委員に対しての質疑はできな

いことになつておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと存じます。

次に、議事の順序につきまして申し上げます。

最初に、意見陳述者の方々から御意見をそれぞれ二十分程度お述べいただきました後、委員より質疑を行うことになつておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 佐藤栄佐久君 まず初めに、本日、衆議院地方分権特別委員会の地方公聴会がここ福島県で開催され、意見陳述の機会を与えていただきましたことを対しまして、厚く御礼を申し上げます。また、今通常国会における法案の審議など、地方分権の推進に向けた国会関係各位の御尽力に深く敬意を表する次第であります。

さて、地方分権の推進は、時代の大きな要請となつておりますて、昨年十二月の「地方分権の推進に関する大綱方針」の閣議決定や法案の国会提出など、最近の地方分権をめぐる動向を見てみると、戦後五十年を経て、まさに地方分権推進元年と呼ぶふさわしい地方自治の大きな転換期を迎えようとしている感を深くいたしております。同時に、これまで臨時行革審や地方制度調査会からの答申など、地方分権の必要性について幾度となく呼ばれるながら具体的な進展がなかつた経緯を思いますと、今この時期にこそ、今後の地方分権推進のための確かな足がかりを築いていく必要があるものと考えております。

○ 佐藤栄佐久君 本日の公聴会において、地方行政に携わる者の声をお酌み取りいただき、今後の法案審議に少しでも参考にしていただけることを御期待申し上げる次第であります。

それでは、地方分権に関する基本的視点につきまして、私の所見を述べさせていただきたいと思

います。それでは、本日御出席の方々を御紹介いたします。

出席委員は、自由民主党・自由連合の野田聖子君、新進党の山崎広太郎君、日本社会党・護憲民主連合の畠山健治郎君、新党さきがけの田中甲君、以上でございます。

なお、現地参加議員として、穂積良行君、木幡弘道君が出席をされております。

次に、御意見をお述べいただく方々を御紹介いたします。

福島県知事佐藤栄佐久君、福島県市長会会長、長服部健一君、以上の方々でございます。

それでは、佐藤栄佐久君から御意見をお願いいたします。

○ 佐藤栄佐久君 まず初めに、本日、衆議院地方分権特別委員会の地方公聴会がここ福島県で開催され、意見陳述の機会を与えていただきましたことを対しまして、厚く御礼を申し上げます。また、

今通常国会における法案の審議など、地方分権の推進に向けた国会関係各位の御尽力に深く敬意を表する次第であります。

さて、中央集権化により諸機能の東京一極集中が進み、結果として地方圏の活力低下を招いているところでありますが、地方分権の推進が、東京一極集中の諸問題、すなわち人口過密問題、住宅問題、環境問題などの東京プロブレムを地方に拡散させるものではなく、国民一人一人が眞の豊かさを実感できる生活を実現するものでなくてはならないと思います。

このような考え方のもとに、眞の地方分権の実現に向けては、その担い手である方がビジョンを提倡し、先導していくことが必要であるとの認識に立ちまして、昨年七月に取りまとめたものが、お手元にお配りしております「地方分権・うつくしま、ふくしま宣言」と題した福島県の地方分権推進ビジョンでございます。この「地方分権・うつくしま、ふくしま宣言」では、「住民を基本とし

た“新市町村主義”と新たなパートナーシップの構築”という二つの基本的視点と、福島県みずからが地方分権の推進役となるべく四項目の宣言、さらに具体的な七項目の分権推進方策を掲げております。

では、土台官と住民との改めます。

ないのか、今の住民意識は地方分権を進めるになつていいのではないか、分権は中央の地方の官との縛りすぎないのではないか、意見も聞かれるところであります、ここで、地方分権の推進を求める強くかつ確かな要望があることを申し述べておきたいと思ひ

的行政主体として、広域道路・河川整備などの広域的行政分野、高度な技術的、専門的な行政分野、県土の総合開発等地域政策立案機能の分野など、広域的な地方行政需要への対応や、市町村の補完、支援、調整機能を担うべきであると考えております。

特に、都道府県と市町村との関係について申し

大綱方針¹⁾や、今回審議の対象となつておられます二つの法案にも、私どもの「住民を基本とした」新市町村主義²⁾及び「新たなパートナーシップの構築」という基本的な視点や、独立性を持つた地方分権推進機関の設置などの提言趣旨は、表現の違和感あれ、おおむね盛り込まれているものと受けとめておりますが、このような分権推進に関する

初めて、「住民を基本とした『新市町村主義』」とは、住民の視点に立って、住民を基本として国と地方を通じる役割分担を見直してみよう、そして、住民にとって必要な行政サービスは住民にとって最も望ましい行政主体が提供すべきであるとの基本に立ちまして、地方分権の担い手は地方であること明確にすることあります。またその上で、行政の役割分担は、住民で最も身近な、住

福島県の地方分権推進ビジョン「地方分権・つくしま、ふくしま。宣言」が、分権推進のための基本的視点として、まず、「住民を基本とした新市町村主義」を掲げ、地方自治の真の担い手は住民一人一人であり、住民の視点に立って分権を考えるべきであるとしているゆえんもここにあるわけであります。

述べれば、都道府県と市町村のそれぞれの役割、機能が有機的に作用し合うことによって、例えれば、規模の小さな町村に対しましては、県による人材派遣や事務の受託などの支援体制をとることなどによって、現在の地方の二層制はよりその効果を發揮することになるであります。また、当面、現在の二層制を前提として地方分権を推進していくことが望ましいと考えております。

る地方の立場からの考えに改めて耳を傾けていた
だきたいと思うところであります。
ちなみに、地方の受け皿能力ということで、や
やP.Rじみた話をさせていただきますと、一昨年
福島県では、本格的なコンピューターサイエンス
の教育、研究を目的とした会津大学を開学させま
した。会津大学は、コンピューター理工学とい
う最先端の専門分野に取り組む我が国初の大
学であります。

」で行政の役割分担も、住民の権限も是れが、住民の意向が反映されやすい市町村を中心に整理されるべきであり、このような視点のもとに権限、財源等の再配分がなされるべきであるということであります。

あります「新たなパートナー・シップの構築」とは、「住民を基本とした、『新市町村主義』」をベースとしまして、国、都道府県、市町村の役割分担を明確にし、上下関係ではなく、パートナーとしての

また、このような国と地方の新たな役割分担に基づき、これまでの軽微で個別的なものではなく、大幅で分野包括的な権限移譲と、その裏づけとなる地方税財源の充実強化を望んでいるところ

特に、住民の視点に立つてということに関連して参考までに申し上げますと、福島県では、先般、
地方分権につきまして一般県民を対象にアンケート調査を行いました。その結果、地方分権の推進
について全般的に高い関心度が示され、地方分権を進めるべきだと思うかとの設問に対しま
は、九四%の人が地方分権を進めるべきであると答えております。つまり、九四%、言いいかえればほとんどすべての住民が分権推進派であるといふことあります。

関係を確立し、それぞれが自立的な行政主体として主張的な意思を持ちながら協調していくこととするものであります。

特に、国と地方の役割分担については、国は、
国際社会において我が国に求められている役割、
責任が高まっている状況を踏まえまして、外交、
国際経済、国際貢献等の对外政策に関する分野、
全国的視点、規模で行われることが必要不可欠な
施策や全国的な統一が望ましい基本ルールの制定
等の分野などを、より重点的、限定的に担うべき

次に、地方分権を論じる際に何かと論点になることがあります。地方の受け皿能力について申し述べたいと思います。

これまで、地方分権に対する慎重論としまして、市町村の規模の格差など、地方の受け皿能力の不足を指摘する声がありました。また、道州制や連合制などの制度論議も、受け皿能力をカバーする観点からなされてきた面もあつたと思います。しかし、私は、地方は分権の受け皿として土

また、分権を推進すべき理由としては、これは複数回答でございますが、「地方の特性を活かして、地方の活性化を図る必要があるため」七八%とする答いが最も多く、次いで、「行政サービスは地域の実情に沿って提供されるのが望ましいため」六六%、また、「住民の意見が反映されやすい行政運営が望ましいため」六一%との答いが続いております。

であると考えております。

一方、地方は、国が担う役割以外の内政分野を担当することを基本として、市町村は、住民に最も身近な行政主体として、保健・福祉・教育・文化などの住民生活に密着した分野、個性的で魅力ある地域づくりのための地場産業振興、住宅・都市計画など地域の特性を生かせる分野など、多様な分野で自主的・自立的な施策を展開していくべきであ

分な実績も能力も有しているものと見ておりま
し、制度論議や受け皿能力云々ということにはばかり
りとらわれていては、地方分権の新たな段階を切り開いていくことはできないものと思われます。
そこで、この「住民を基本とした、新市町村主義」及び「新たなパートナーシップの構築」とい
う新たな視点が必要であり、このような考え方の方ともとに地方分権が推進されることを強く望みたい
と思います。

このような考え方のもとに、昨年度福島県では、自立した施策展開を図るため、政策形成機能や総合調整機能の強化を大きな目的の一つとして、大規模な行政機構改革を実施したところであります。また平成四年には、県と市町村の共同研修施設でありますふくしま自治研修センターをオープンさせました。このセンターでは、恵まれた環境の

もとに、県と市町村の職員が一体となつた研修が行われております。その密度の濃い研修カリキュラムは高い評価をいただいているところですが、時代の潮流変化に即応した企画能力や創造的能力を有する人材を育成するため、研修体系の充実を図りながら、さらに県内自治体職員の能力開発を推進してまいりたいと考えております。

さらに今年度は、分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政運営の確立を図るため、新たな行財政改革大綱を策定し、行財政全般にわたる見直し、改善を行っていくことなどいたしております。

次に、機関委任事務について申し述べたいと思

います。

機関委任事務については、一説には都道府県の事務の約八割を占めると言われる中で、地方の自

主性、主体性を阻害し、行政責任をあいまいにしていることや、国と地方との経費負担区分が不明確であるために財政負担を強いて

いること、さらには、議会の関与に一定の制約があることなど、地方の自立的な行政運営の弊害になつてゐるところであります。

このようないままでの機関委任事務に関する問題点はこれまで再三にわたり指摘されており、特に、昭和六十一年に第二十次地方制度調査会により、機関委任事務の整理合理化を一層推進すべき必要があるとの答申がなされ、これを受

け、同年、機関委任事務の整理合理化法が制定されたところですが、具体的な改善は一向に進んでいないのが実態であります。

このため、本県が提唱しております「地方分権」をつくしま、ふくしま。宣言においても、分権推進を

実を図りながら、さらに県内自治体職員の能力開発を推進してまいりたいと考えております。

さらに今年度は、分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政運営の確立を図るため、新たな行財政改革大綱を策定し、行財政全般にわたる見直し、改善を行っていくことなどいたしております。

次に、機関委任事務について申し述べたいと思

います。

機関委任事務については、一説には都道府県の事務の約八割を占めると言われる中で、地方の自

主性、主体性を阻害し、行政責任をあいまいにしていることや、国と地方との経費負担区分が不明確であるために財政負担を強いて

いること、さらには、議会の関与に一定の制約があることなど、地方の自立的な行政運営の弊害になつてゐるところであります。

このようないままでの機関委任事務に関する問題点はこれまで再三にわたり指摘されており、特に、昭和六十一年に第二十次地方制度調査会により、機関委任事務の整理合理化を一層推進すべき必要があるとの答申がなされ、これを受

け、同年、機関委任事務の整理合理化法が制定されたところですが、具体的な改善は一向に進んでいないのが実態であります。

このため、本県が提唱しております「地方分権」をつくしま、ふくしま。宣言においても、分権推進を

進めるための具体的な方策の一つとして、機関委任事務を原則的に廃止し、その権限を財源とともに速やかに地方に移管すべきであると主張している

ところであり、機関委任事務の抜本的整理合理化

に向けて、具体的かつ効果的な方策が講じられる

必要がありますと考へております。

さて、これまで地方分権についていろいろと申

し述べてまいりましたが、この席で一番強調させ

ていただきたいことは、冒頭に申し上げましたよ

うに、本年を名実ともに地方分権推進元年と呼べ

るような年にしなければならないということであ

ります。このために、地方分権の基礎理念と分権

推進方策の基本事項を定めた法律が、今通常国会

において速やかに成立することが強く望まれる

ということであります。

戦後、シャウブ勧告において行政事務配分の三

原則が示されて以来、これまで地方分権につい

ては、さまざまな議論や提言が数多くなされてまいりま

した。そして、今地方分権を求める声は時代の大

きな潮流となつております。今こそ、地方分権に

関する議論の長い積み重ねの成果を生かすときで

あると考へております。どうか、国会の強いリード

を拝命いたしまして足かけ十年になるわけでござ

ります。きょうのようくに国会議員の諸先生方

が、地方分権の問題について、この一番末端で行

政を預かっている我々の声を地方に出向いて直接

聞こう、こういう催して本県、特に福島市におい

てになつたというのは、全く感動でございます。

厚く御礼を申し上げます。

今知事さんから地方分権の大綱についての力強

いわばアピールがあつたわけでござります

が、地方分権の問題について、この一番末端で行

政を預かっている我々の声を地方に出向いて直接

聞こう、こういう催して本県、特に福島市におい

てになつたというのは、全く感動でございます。

の地方の声を聞いて国みずからが温かい手を伸べる、こういうことがあります地方にとつては必要になつてくるのではないだろかということが、第二点でございます。

第三点は、非常に小さなことで恐縮なのであります。それぞれの市には計量検査という大事な業務がございまして、特に奥さん方にとつては、あの高い牛肉を皿ばかりの上に載つけて、自分が三百グラムと言つたのが本当に三百グラムきちつと計量されているかどうか。

その計量のベースになる基準器というのがあるのであります。これはどういうことなのか、長い歴史の中で、基準器というののはつくば市にしかございません。したがつて、全国の計量行政にかかるところの職員というのは、自分の計量器を、地方の一つの尺度でありますから、それをついでつくばまで行つて、そして自分のそれそれ民間関係の指導をしている基準器に間違はないかどうかというものをはかつてもらひます。

北は北海道から南は九州、沖縄まで、はかりを担いだ全国の行政官がつくばにずっと集まるさまで、恐らく絵にかいたら大変百鬼夜行のような姿にならうと思ひますので、これはぜひ私どもの知事さんに、この基準器は、知事さんのところに行くと基準器があるから、福島県は佐藤栄佐久知事さんところに行つて、よろしい、これでオーケーだという太鼓判をもらえば、それぞの消費者行政とかなんかはできるよと、これは早速やつていただきたい。地方分権という大きなを振るわなくともすぐできることでござりますから、その辺からひとつ地方に、知事さんに権限を与えていただきたい、こんなふうに考へておるわけでございます。

また、働く人々のために、そこでいろいろな芝居を見たり、自分自身が演劇をやつたり、古典落語のまねをしたり、あるいは二階、三階ではいろいろな研修ルームがあつたり、体力の増強のための、一生懸命ペダルをこいで前に進まない自転

車とか、いろいろあるのであります。それは車では非常に喜ばれてるのであります。問題は、中央でお考へになつて、地方の一般市民あるいは働く人々の福祉増進のためにせつかくつぶつていただけ立派な建物のわきに、何でかんでもニユアルとしては駐車場をつくらなくてはならない、二百台の駐車場というのは必須義務だ。まあ私どもも背に腹はかえられませんから、その指定を受けるときには、大変恐縮なんであります。ですが、結構ござります、そのようにいたしますと言つたのですが、建物がどんどん出てます。

アでございまして、今までのクローズしていた店を取つ払つてしまつて、月極駐車場、つまり月決用者がそういう遠路集まつてくるいろいろな利潤のため御自分の駐車場を開放して、もちろん百円なり百五十円なりみんな市民は払いますから、何もあえてそういう民間業者を圧迫して、高いお金で財政投資してお約束どおりの二百台の駐車場をつくらなくてもよさうなものではないか。大体一般的に考へますと、そういうことは我々の時代、地方においては常識なんであります。我が国は、戦後半世紀にわたり、経済の発展と国民生活の安定を最大の課題として行政運営が行われてまいりました。その結果、所得水準も向上し、経済面では一定の評価を受ける成果を上げましたが、その反面、多くの国民は真の豊かさを感じせず、また、首都圏への一極集中や地域経済の空洞化、環境破壊等の諸問題が顕在化しております。

我が町村長は、かかる現状を開拓するとともに、住民の多様な価値観に対応して地域の特性を反映した町づくりや、住民の声が迅速かつ的確に反映できる行政を行えるよう、抜本的に権限と財源が移譲される地方分権を実現することが、二十一世紀に向かっての国民の目標であると確信をいたしております。このために、我々地方団体関係者は、長年にわたり地方分権の推進について要

ばつちりやるから心配するな、みずから、身近なことはあなたたちでやつてくれ。私なりに解釈をいたしますと、どうもこれが地方分権の眞髄の一番身近なところなのではないだろかな、こんなふうに考へております。

大体十分しゃべりましたので、余りしゃべつてしまふと今度服部さんの番がなくなりますし、恐らく知事さん、後でまた補足的にもつと身近なことをおつしやりたいと思いますので、あえて五分ずつ知事さんと服部さんにお分けしまして、地方の実情を申し上げて、私は十分間で終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○鈴川座長 ありがとうございます。

次に、服部健一君にお願いをいたします。

○服部健一君 私は、福島県町村会長でございまして、安達郡東和町町長の服部健一であります。

よろしくお願いいたします。

では、座させていただきます。

これから地方分権の問題について意見の発表をさせたいだけます。お二方の御意見と大分ダブるところがあろうと思いますが、御了承いただきたいと思います。

我が國は、戦後半世紀にわたり、経済の発展と国民生活の安定を最大の課題として行政運営が行われてまいりました。その結果、所得水準も向上し、経済面では一定の評価を受ける成果を上げましたが、その反面、多くの国民は真の豊かさを感じせず、また、首都圏への一極集中や地域経済の空洞化、環境破壊等の諸問題が顕在化しております。

したがつて、そういう点についても、これもまた地方分権という名前にしては余り小さいのであります。しかし、地方分権というのはそれほど大きなところから崩していくのではなくて、みずから、身

望をしてまいりましたが、本年二月二十八日の閣議で地方分権推進法案を決定して、今国会に提出された運びとなりましたことは、地方分権の推進が具体化に向けて大きく前進したものであり、まさに喜ばしいことであります。

地方分権の主役は、地方自治体であります。国から地方への大幅な権限移譲を進め的一方で、国と地方を通じる行政構造、住民意識、行政需要の実態にまで踏み込んだ受け入れ準備を整えることが急務であると考えます。そして、これと並行して、中央地方にまたがる政治改革を積極的に実施し、地方自治の根幹にかかる制度の改革には幅広い観点からの論議が必要であることはもちろんのことであり、一步一歩着実に実現させることが大切なことではないかと思います。

我々町村長といたしましては、地方分権の実現は、内閣や国会などの手にゆだねるということでなく、みずから至上のテーマとして、人材確保や事務能力の向上など、名実ともに独立する自治体としての新しい町村のあり方を打ち出しています。

地方六団体で組織しております地方分権推進委員会がまとめました報告書でも、地方自治の責務を果たすためには、「より足腰を強めて自立する」ことが肝要である」とみずからに向かって強調しております。そして、「自立的な地方行政システム」の確立とともに、「国に依存しつつ地方は責任を回避する」というような「甘え」の姿勢を自らが正し、まず、地方が率先して、「地方分権」の推進について具体的な提言を行う必要がある」とも指摘いたしております。

このようなことから、これから地方分権推進の理念及びその方策等について、若干の御希望を申上げたいと存じます。

地方分権の基本理念は、地域の特性に応じた個性ある地域づくり及び住民福祉のより一層の質的な増進を図るために、住民自治を強化し、地方公共団体の自主性及び自立性を最大限尊重した行政システムを構築することであると考へます。

以上のような理念に基づき、まず、市町村と県との関係に関する基本的な考え方は、個性豊かな魅力ある地域社会をつくるためには、多様化した住民ニーズを的確に把握できる立場にある。最も身近な行政主体である市町村が住民に身近な行政を処理することが必要であります。このため、市町村が、町づくりや住民生活に関する総合的な多様性を有する行政を、住民の意思を反映しながら自主的、自立的に、しかも自己完結的に行う主体となり得るようすべきであります。

一方、国、県は、市町村では処理できない広域的な行政需要への対応や、時代の変化に即応した市町村行政の補完、支援等の機能を発揮すべきであると考えます。

かについて、行政の簡素化、規制緩和の推進の観点から十分検討すること、二つには、おののおのの行政分野ごとに関係事務の持つ意味を明確にして、秩序ある考え方のもとに当該事務を一括して体系的に計画的に移譲すること、三つには、移譲された事務を市町村が実施するために必要な人員や財源の確保について十分配慮すること、四つには、事務の移譲後において、当該事務が円滑に実施されるよう、市町村担当職員研修の実施や事務処理マニュアルの策定等、必要な支援策を講じること、以上のことと、以上のように、町村の事務執行能力に対する議論についてあります。

最後に、地方分権の推進に伴う財源の保障と財源分配のあり方についてあります。

地方分権の理念を現実のものとするためには、町村が行う事務に見合った必要な財源を措置されることが不可欠であります。この場合、町村は一般に人口に比し広い面積を有し、食糧の供給、水資源の涵養、自然環境の保全のため重要な役割を果たしていることに十分配慮されるべきであると思います。

また、一般に町村においては財源に乏しい現状にありますが、これは主として今までの我が国全体の経済社会情勢の変化に起因するものであり、したがつて、その結果として生じた財源的ハンデキヤップについては国全体の責任としては正しく、町村が自主的、自立的に手攻を執るること

予定では二十分ずつということになつておりますが、もしお三方、補足的に御発言がありましたら、どうぞ。

○吉田修一君　さつき言い落としたのが二つございまして、一つは、長い間の中央集権のもとでいわば育つてきただ方都市でございますので、職員そのものが、やはりお国の示すことについては間違いないといつ魔術にかかつてゐるような、長い慣習の中で、そんなことは絶対だめなんだ、こういう一つの魔術のような、あるいは何というか、まじないみたいなものにかかつてゐる嫌いがあるのではないか。

一つは、市営住宅でございます。もういつ大風が吹いてきて屋根が吹つ飛んで倒壊しても不思議でないような市営住宅、もちろん「雨」はたてなま

また、市町村行政に対する国、県等の関与については、地方分権の理念に反することとならないよう、その是正を徹底すべきであると考えます。また、市町村と国、県の機能分担をより望ましいものにするためには、市町村優先の原則を踏まえて、関係法律等を全般にわたって改正することが必要であります。しかし、現行法のもとにおいても、可能な限り市町村への事務移譲等により事業費配分の適正化に努めることが望まれます。

また、国、県から市町村への事務移譲に当たっては、法律改正を行う場合及び現行法のもとで年々場合のいずれの場合にあっても、次の考え方を基本とする必要があると思います。

設の共同設置等による事務の共同処理、近隣の市等を含め他の地方公共団体への事務委任、あるいは県等から的人材派遣などにより対応することができ、さらに、事情によつては、県が当該事務について代行をする仕組みをつくる方法も考えられ、現状を固定的にとらえて事務移譲が困難であるとするのではなく、住民に身近な行政に係る事務はあらゆる手法を用いて町村に移譲するよう努めるという姿勢に徹すべきであると思います。

また、町村における事務執行体制の整備については、もとより我々町村自身の課題として、職員の意識改革の促進、町村の行政改革の遂行と行政の透明性の確保、そして、行政への住民参加の推

可能な限り包括的に交付するようになります。
り、また、国庫補助負担金の交付申請に係る事務負担を大幅に削減し、最小限度必要なものに限ることをすべきであると考えます。

また、国庫補助負担金に係る超過負担は、本来あつてはならないものであるのみならず、特に、財政力の乏しい町村にあつては行政運営にゆがみを与えるものとなるので、その解消を徹底すべきであると常々考えております。

以上、地方分権の推進についてこのような発言の機会を与えていただきましたことに深く感謝を申し上げ、私の意見発表を終わらせていただきま

ないんだと言つたら、三年だ。
よし、それじゃ直接話してみようということ
で、県を通しそれぞれの本庁に行きますと、市長
さん、それはそういうことではあるかもしれない
けれども、実情に沿つて私どもも対応の仕方はあ
るのであって、恐らく市長が考へているのは、そ
れを壊して住環境のいい新しい施設をおつくりに
なるようなお考え方で、今までの古いベンベン草
の生えているような施設を壊したいんでしょう。
こういうことで、やはり直接話をするときわか
つてもらえた。

だから、何も地方分権というのは、今まで骨格
がきちつとできたものを、それを何でもかんでも

の意識改革の促進、町村の行政改革の遂行と行政の透明性の確保、そして、行政への住民参加の推進等について積極的に取り組まなければならないものと考えております。

申し上げ、私の意見発表を終わらせていただきま
す。
ありがとうございました。

だから、何も地方分権というのは、今まで骨格がきちっとできたものを、それを何でもかんでもよこせといふのじゃなくて、私は、やはり理の通るものはアピールすると通るのじやないか。一回

通つたら、それを制度化するのが地方分権なんじやないだろうか。これが一つでござります。

もう一つは、実は地方分権になりますと、税と
も長い間全国市長会でお世話になつた畠山先生と
か、全国市議会議長会でお世話になつた山崎先

生、もう十分地方の実情は御存じであろうと思うのですが、実は地方には泣きどころがございまし

で、国の省庁で所管されていたものを、いいことだらうと一遍にどんと来られて、しかも、じや財原もこれもそつくりあなたにやるはと言われたと

きに、それをこなすだけのいわばうちの方の受け皿、あえて人材とは申しませんが、受け皿がいろ

いろいろなわけでござりますから、地方分権のいわば下におろし方を、段階的におろすような方法と云うものが非常に大事なのではないか。

しかも、財源の問題についても、町長さんがお話をされましたけれども、例えば地方交付税の国

税三三%を一挙に50%にしろなどといつたって、これは荒唐無稽な話なのでありますから、要するに、地方に差限を落とすからには、地

方にも財源をそれなりの充当はするけれども、じや、こんなことではどうだという、言うなればこ

れからの具体的な財源配分の問題であるとか、その財源を使って行政を進めるところの市町村職員の資質の向上などを研修であるとか、これが

裏腹の関係で進みませんと、地方分権ということ
でかなりの権限は地方におりたけれども、何かこ

なれない、ころごろしたものが胃袋にたまつてしまつて消化不良を起こしてしまう。

はどうしても進めてもらわなければならぬ、しかし、進め方を温かく、地方の実情をよく知つて

いて、本当はくれたくないのだけれどもしようがないからくれてやるじゃなくて、これはおろすけしげー、二つ星ナビ二才頭は二つの形へ一方向け

それぞれの持ち味を發揮しろよといふことが、これからは、権限をよこせ、しかし指導はしてくれ

ろ、大変これは虫のいい話なのであります、中
のいい話をきょうの公聴会ではつきりやはり自治

体を預かる者としては申し上げた方が、座長としでも先生方としてもよりよく御理解いただけるのではないかと思って、あえて非礼を省みず実情を申し上げた次第です。

○鶴川座長 ありがとうございました。
それでは、知事さんも町村会長さんもよろしくうございませんか。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○鶴川座長 これより委員からの質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野田聖子君。

○野田(聖)委員 私は、自由民主党、野田聖子でございます。岐阜県岐阜市の出身議員でございます。

本日は、佐藤知事、そして吉田市長さん、服部町長さん、お忙しい中、この地方公聴会への御出席、まことにありがとうございました。私たち委員会の委員は、党派を超えて、地方分権の推進は皆様方、御意見書が全国津々浦々からたくさん届いておりまして、一日も早く成立させようということで、本日の地方公聴会に臨んでいたる次第でございます。

今お三方からお話をいただきまして、非常に前向きであるということに感銘を受けましたし、私自身、福島県に来る前に若干の懸念とか疑問とかございましたのを、大方、知事さんや皆様方のお話で解決させていただいたわけですが、改めて、重複する質問になるかもしれませんけれども、お許しいただきました、御答弁を賜りたいと思います。

それ、読売新聞平成七年四月九日付の記事にて、非常にショックを受けた記事がありました。それは、東北地方のある県の副知事は「今は中央省令と自治体の権限配分の話ばかり。住民が何を望んで

おり、そのためには国と地方のどちらに権限をゆだねればいいかという議論が欠けている」という指摘がございました。

確かにこの地方分権の話というのは、細川総理、そして羽田総理、村山総理、三代にわたって続いておりますけれども、残念ながら政府は国民に対する世論調査はしておりません。ただ、本日知事さんから、県民に対しての分権の調査をされたということで、この「ある県」というのは福島県ではないのだなということはつきりわかつた次第でございます。

そこで、まず最初の質問は、地方分権、今回私たち闇法と衆法と二本立てで提出しております。それでお手元に行つてあると思います。それぞれごらんになつていただき、読んでいただいて、若干の違いとか、いろいろな相違点を発見されたらよろしくお願いします。それぞれのコメントを聞かしていただければありがたいと思います。

○佐藤栄佐久君 政府の案と新進、衆議院の案と二つ出ておりますけれども、まず最初に申し上げたいのは、私、意見陳述でも申し上げましたように、昨年の今ごろ、あるいは半年前でございますが、こういう両方の法律が、大綱ができ、法律まで提案されるということは考えてもおりませんでした。そういう意味では、ここまで先生方のお力添えで進んだということに本当に感謝を申し上げておるわけでございます。

それだけに、我々の受け止め方、地方の受け止めのカリキュラム等についても、受け皿としてのカリキュラムを徹底して進めていくこと、完全違う責任で、私も実は先ほど自治研修センターのお話を申し上げましたが、この研修センターでの研修のカリキュラム等についても、受け皿としてのカリキュラムを徹底して進めていくこと、うようなことをいろいろ打ち合わせをしているところでございます。それぞれの考え方の違いが申しあげてあるところでございます。

それから、それぞれの考え方につきましては、

例えば一つだけ申し上げますと、時限立法にすべきはあるいはそうでない方がいいかということを一つとりましても、時限立法というのは、五年間で進めようという政府の非常に強い姿勢があらわれておるといふうに考えております。ですから、時限立法で五年間で完結しようというところまで行くかどうかは別にして、もし行かない場合には新たな法律が、また推進法が出てくるのであろうといふうな期待。そういう決意として受けとめております。

また、時限立法でない考え方に対する対しては、より継続的につづと進めていくういう意思のあらわれといふうにも考えておりまして、私はそういう意味では、どちらにも考え方としては感謝を申し上げておる、その姿勢は同じだろうといふうに考えておるところでございます。

○吉田修一君　どうも後ろの方からいっぱい資料が来るものですから、何をしゃべつていいかわからなくなつてしまふのですけれども、情報過多ということになるとなかなか困るのであります。が、私なりの考え方を率直に申しますと、違ひはないと思います。

でありますから、一日も早くこの法律を議決していただきたい、あやつぱり国は地方の実情、地方の痛みといふのをよくわかっているんだな、こういうことで頑張っていただきたいと思いますし、時限立法とかなんかの問題、今知事さんも触れられましたけれども、時限立法ならその中で、もうこれ以上論議することはない、これ以上上積みすることはないと、あらゆるもの五年以内にきっちり積んで、そして本当の地方の自治のための権限がそれぞれの地方の隅々までずっと行き渡るような、それこそ血の通つたわば行政というものに、具現化のために頑張っていただきたい。

顧みますと、日本が当時の外圧の包囲の中で、アメリカであるとかイギリスであるとかフランスであるとか、あるいは北からはロシアであるとか、ああいう外圧の中で統一国家をつくるために

は、随分大きな痛みをして、結局中央集権という強力な政府をつくらないことには列強に肩を並べた日本はできないんだという、そこまではわかるのでありますし、それまではいいのでありますけれども、その後がずっと中央集権がどんどん強くなつてしまつて、本当に地方の時代と言われて久しいのでありますから、どうぞひとつ座長さんが、またそれぞれの先生方が一生懸命汗をかいでおられる時期に、これが地方自治の花が本当に開いて我々が実をいただけるような頑張り方をお願いしたいと思います。

思つて受けている行政サービスもあるわけです。このアンケートを見てもわかるとおり、県民によれば機関委任事務ということは「一言も触れてられない」つまり、そこでこの言葉の取り扱い非常に難しいと思うのです、これから先々にたって。それについて、ぜひ当事者としてこの「則廃止」ということをうたった具体的な御提案とうのを教えていただきたい。

○佐藤栄佐久君 この「うつくしま、ふくしま、言」でも申し上げておりますように、それぞれ役割をはつきりさせる、そういう中で考えますと、機関委任事務というのは、もちろん廃止しない方がいいような問題、先生も御承知のように

○野田(聖)委員　ありがとうございました。
今までに国に集中している力の配分を県に、そしてひいては市町村の皆さんに委託するとか、お渡しするということなのですけれども、実は、先週統一地方選挙がございまして、全国で新しい知事さんが決まり、かつ、地方議会の県議会または政令指定都市の市会議員さんたちが決まりたわけです。私もせっかく福島に来ることになりましたので、福島の新聞を取り寄せまして、福島県の選挙状況というのを調べてまいりました。
つまり、何が申し上げたいかということは、地方分権の法律が通るということは、まさにこれはもう文字どおり権力が移行されるわけでございまして、首長さんの責任は重くなる反面、その責任に伴う権利、権力も増大するということは間違いないことなのです。しかし、それをやはり監視するのが住民の代表である地方議会である。地方議員の役割というのがますます重要になってくる。
しかも、長丘やからむるに地方議会に対する注

○野田(聖)委員 ありがとうございました。
今までに國に集中している力の配分を県に、そしてひいては市町村の皆さんに委託するとか、お渡しするということなのですけれども、実は、先週統一地方選挙がございまして、全国で新しい知事さんが決まり、かつ、地方議会の県議会または政令指定都市の市会議員さんたちが決まりました。私もせっかく福島に来ることになりましたので、福島の新聞を取り寄せてまして、福島県の選挙状況というのを調べてまいりました。
つまり、何が申し上げたいかということは、地方分権の法律が通るということは、まさにこれはもう文字どおり権力が移行されるわけでございまして、首長さんの責任は重くなる反面、その責任に伴う権利、権力も増大するということは間違いないことなのです。しかし、それをやはり監視するのが住民の代表である地方議会である。地方議員の役割というのがますます重要になってくる。
しかし、最近やもすると地方議会に対する住民の意識が低くて、選挙に対する関心も低いという退潮ムードがある中で、今度の選挙はどうだつたかというと、福島民友という新聞と福島民報といふ新聞を取り寄せましたところ、ことしの県議選の投票率は七〇・五二%で、戦後、過去最低であった。そして、非常に特徴的なのは、福島市長さんお見えですけれども、県都福島市の選挙がなつた。そこで、福島民報の論説を読むと、無投票当選者の中には「何人かの新人も含まれ、別に新人が悪いということじゃないのですけれども、『県政に実績のない候補者が、信任されるのは、どうも納得がいかない』というマチの」つまり住民の「声も聞かれた」という記事が書いてあります。
つまり、問題は、今まででは國が監督していたから、地方議会にそういうふうな無投票で何もわからぬ人が出てきたとしてもある程度任せられた。

けれども、結局こうなつてしまつと若干気がかりだなという感じがするわけですね。そういう選挙の結果をとらえてみてどういう御判断というか、要是、この新聞に書いてあつたことは、中央政界の政局の構図がそのまま地方に来た。つまり、県政についての争点がなかつた。まあ、はつきり申し上げて、自民党がいいか、それ以外がいいかみたいな選挙が多かつたというような報道がされているのですけれども、それでは幾ら地方分権と言つたところで、肝心かなめの地方議会がそういうような流れでは困るのじやないかなという感じはするのですが、そういうことについてどうお考えでしようか。

○佐藤栄佐久君 今度の選挙についてはいろいろ見方もあるうかと思います。私は、一つは、今までの中央集権のそういう体制の結果がこういう選挙にあらわれてきているのではないかと思いますね。それが一つですね。それから、中央との関係でいいますと、政党間の、新しい過渡期いろいろあるのでしようが、その辺の論点が非常に希薄であつた。そういう点が大きな理由ではなかつたか。

○佐藤栄佐久君 ふるさと創生一億円事業、あれは評価がいろいろあるのですが、一億円ずつ何にもひもつてない金を、ひもつきでないと言うと語弊がありますが、それぞれの村に一億円ずつ意味もなやつたような見方がされていますが、現実には、一億円の財源をどう使うかということで、まさに住民の皆さんの意見を聞きながら各町村で考えまして、非常にそのことによつての活性化が出てきたのですね。

これは、河川の改修、あるいは市営住宅の問題もお話を出ましたが、「一つ一つが立ち入ることができないような形で進められている中での住民の動きとか町村の動き」というのは、これは非常に活性化がなくなるわけでございまして、そういう結果がこの中央集権の今の体制の結果ではないか。その辺を改革していくのに、やはり地方分権といふのは非常に大きな意味を持つ。

それから、地方分権は、先生もう進められたよなお話をございますが、推進委員会がこれからどの程度本当にやつてくれるのかというの、あくまでこれから委員会でまた先生方のお力添えで進めることでありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○野田(聖)委員 時間がなくなりましたので、どうもありがとうございました。今後とも御活躍をお祈り申し上げます。

ありがとうございました。

○山崎(広)委員 新進党の山崎広太郎でござります。

私ども新進党は、衆法というか議員立法を出していまして、いわゆる政府提案の法律、閣法と我々が提出した衆法というのがございまして、それなりの違いはあるわけです。ただ、我々は、政策もよくできている、いわゆる中央官庁を説得し、あそこまでよくつくり上げたといふうに思つていますけれども、地方分権をより実効上がらしめるために心配な点を衆法で添えたというか、加えたという感じでございます。

例えば、五年の時限立法、時限立法は私はそれなりに効果はあると思います、五年という期間を区切るということは。ただ、一方で、果たして五年でできるのかな、今中央が持つてゐる機関委任事務にしき、その中のやれる部分を五年間で地方に渡すというだけじゃないぞという気持ちが私どもありますし、本来的に、中央と地方とのこれらは違つてくるということを、やはり自治体の皆さん方に御認識いただかなければいけない、それと、行政体もそうですが、やはり県民、市町村民の意識啓発も必要だといふうに思うわけでございます。

戦後五十年もたつて、もう各地方もいろいろな整備もできて、まあ、子供でいえば年も三十になります。ところが、国の親は今もつてまだ子供だ、子供だと言つて、細かいところまで口を入れて、お金も小遣い錢程度しか渡さないという状態で、子供の方も何か親がかりで、まだおんぶにだつて、それの方が楽なものですから、自分で判断せぬで自立しようとしないというか、そういう状況で来たと思うのです。

しかし、一応のレベルをある程度達成してきました。ただ、今の日本がそうであるように、親はいつも元気じゃないわけですから、やはりそろそろ親のためにも、国のためにも地方は自立する段階に来ているだろうということと、この地方分権はもう避けられないことだというふうに私は思つておるわけでございます。

感いがおありになろうと思います。今おっしゃつたようには、細川政権が地方分権ということを重点で取り上げて一年数ヶ月ですから、そして今や法律が提案されて、今二つの法案がありますけれども、間違いなくこれは歩み寄つて、必ず今国会で成立するだろう。五年の時限立法になつていてから、五年間でそれなりの成果を上げるということもあります。だから、非常に急テンポで進んでいるということを地方の皆さん方も御理解をいただきたいと思います。永田町発地方分権、今までそういう感じがするわけで、したがつて、地方からの盛り上がりというものが私どもはまだないという感じがいたします。

ただ、私は、この地方分権というのは、本当に地方自治体に対して、地方自治体にとつては大変な責任というか、むしろ非常に重い、自分で判断して決めていかなければいけない、今までではもう中央政府におんぶにだつて、ただ要求しておれば済んでおつたということから本当に根本的に質が違つてくるということを、やはり自治体の皆さん方に御認識をいただかなければいけない、それと、行政体もそうですが、やはり県民、市町村民の意識啓発も必要だといふうに思うわけでございます。

そこで、知事さん、私はここへ来て初めて知つたわけですが、もう既に新市町村主義なんかを福島県は取り上げておられるということで、本当にびっくりしたわけでございますが、その辺の最終的なねらい、今はまだ県、市町村の行政体の覚悟をどうこれから訴えていくか、本当の自治意識を持たなければだめなんですよということをどう言つたように、住民、県民、市町村民に対して自覚をどうこれから訴えていくか、本当の自治意識を持たなければだめなんですよということをどう訴えていくかということもあるのじやないかといふことが一つ。

それと、議会は何をしているのだろうか。私は議会出身なものですから、四年前から、議会に特別委員会でもつくりてこの地方分権に対応しなければいけないと言いつけてきました。今度改選期ですから、地方議会が特別委員会でもつくりて、対応を本当に議会としても考え方なければいけないと言いつけてきました。今度改選期ですから、地方議会が特別委員会でもつくりて決めていかなければいけない、今までではもう中央集権がこれだけの経済をつくり上げるのに役に立つてきたように、中央集権で戦後やつてきたり、五十年たつて、これはある意味で明治以来の中央集権がこれだけの経済をつくり上げるのに役に立つたことは、厳しいいろいろな状況の中では、たどりついたところまで口を入れて、お定の基準のもとにある程度のレベルに達するといふ意味では、それなりの役割を果たしてきました。そこで出ておりまして、そういう意味でうふうに私は考えておりまして、その辺の問題があるなど、そういうことで、決して戦後のそれを否定するものではないのです。

しかし、一応のレベルをある程度達成してきました。ただ、ここで考えるのは、それでは新しい時代に向けてどうなのか。あるいはいろいろな不満もまたその中で出ておりますので、そういう多様性なり多元的な価値観なりを皆さんを持っておる中で、やはりいろいろ問題があるなど、ということの

現実には、私自身も例えれば昨年九月の知事会で、とにかく今しかないよという発言を最初にさせていただいたので、その後五、六人の知事さんも発言したのですが、私自身も、ここまで進む、あるいは監視機構、勧告等も含めてこういう法律ができ上がるだろうということころまで考えておりませんでした。ですから、当然のことながら、住民も、今でも皆さん意識は、例えば一億円ふるさとのときはまたそういう種はいろいろ残りましたけれども、自分たちで何かやろうという種は残りましたが、現実にはまだまだ口をあけて親鳥からいだくのを持つていて、という態勢だと思いますので、そういう意味では、おっしゃるような住民、市民の皆さんへのアピールは非常に大切なことだ。

ただ、そこで一つ私自身考えていますのは、住民自治なり市民といふものの参加というのがある場合には、当然行政としての、福島県は情報公開もやりましたが、情報の公開の問題とか、どういうふうに住民が行政に参加するか、そういうことについての民主化も、これから進めるに当たつて非常に重要な課題である、そういうふうに考えております。

それから、議会の問題は、議会がどういうふうに考えるのかは私の口からはちょっとあれできなさいですが、やはり今までの体制の中での今議会の皆さんの考え方だと思いますので、これは地方分権が来たら、あるいは推進委員会でのいろいろな動きの中でがらっと柔軟に変わっていくと思いまますので、期待しています。

○吉田修一君 山崎先生、今の問題なのですが、地方分権のいわば波といふのは、あるいは芽生えているのはいろいろな過程から芽生えてきていると思うので、竹下内閣のときのふるさと創生資金、市も町も村も一律一億である。それで、それのあるふるさとの人々が、その一億円については、国のマニユアルはないから自分たちの頭で考えなさい。あれがやはり地方分権に小さな灯をともして、一つの端緒ではあるなと思うのです。

福島市でも、あの一億を使って「一体何をしよう」。まさか金の還べ棒一億円のをつくったのではどうもあれですからね。ちょうどいいあんばいに、私どもは、「栄冠は君に輝く」であるとか「君の名は」であるとか、つまり小関裕而先生のふるさとなのでござります。したがつて、ふるさと創生資金の一億というものを一つのパン種にして、一般財源もこれに加えて、小関裕而記念館というのをつくりまして、バスで来るほどの人数ではないのですが、自分の母校あるいは会社の社歌、そういういつたものをたくさんつくつておりますので、本当に定年退職した方々が三人、五人集まつて、自分の母校の歌を聞きに我々のふるさとの小関裕而音楽堂に来ている。

そうしますと、福島市もあれを端緒にみんなで考えて小関裕而記念館をつくつた、みんなで考えれば何かいいものができそうだぞ。国からは国のいろいろな地方振興のマニュアルは来るのでですが、それはそれとして尊重しながらも、余り金がないからといって、しかしみんなが知恵を働かすところはJ.Rの公衆便所なのです。どういう風の吹き回しか、夜になると今はやりの方々が、なんにもまだお使いいたいだいていないのですけれども、新幹線の駅前に公衆便所がございまして、これはJ.Rの公衆便所なのであります。どういう風の吹き回しか、夜になると今はやりの方々が、冬は段ボール二、三枚持つてそこに入つてしまつて、中から戸にかぎをかけて暖かいところですやすやお休みになる。それで夏は夏で、また涼しいから公衆便所の中でお休みになる。これでは一般のトイレを使う人が使えませんから、みんな駅前の私どもの交番にトイレを借りに来ておるわけですね。それでお巡りさんが悲鳴を上げてしまいまして、何とかしていただけないだろうかということです、これも駅前に公衆便所をつくろう。

しかし、公衆便所をつくるのだったら、先ほどお話ししたが、役所だけでつくつたのでは余りおもしろくないから、みんなで委員会みたいなものを作つくて、体の不自由な人、赤ちゃんをお母さんのお母さん、あるいは足腰の不自由な車いすの

方、それから我々の役所、議会、そんなものも含めてあれやこれややつていて、本当の胸算用は三千万で駅前の公衆トイレをつくるうといふことだつたのですが、いろいろな知恵を出し合つてきたら、確かにいい知恵なのでそのとおりにやつたら、六千六百万かかつてしまつたのです。

やはり地方の時代といいますか、申しわけありませんが、國のマニユアルにはないけれども、住民がその不自由さを克服して何かつくらなければならぬ。何かつくるのも、用足しきえすればいいのじやなくて、シンボル的なものをつくるうと、いうことで集まるるにそういうものができるという時代に変わつてきておりますから、ひとつ委員長や先生方にお願いしたいのは、全國で地方の中にあつよつと沸き起つてゐる、おらげの村、おらげの町にはこういうアイデアがあつて、こういうことをやりたいんだ、それを支援してくれるような形の中で、地方分権というものの大綱といつのが徐々に育つていくような一つの國の施策をやつていただけば、本当に我が日本の国政というのは善政だと思いますね。

それで、今度の地方六団体の意見書では、機関委任事務制度の廃止あるいは地方事務官制度の廃止までうたつておられる。それから、福島県の「地方分権」。うつくしま、ふくしま、宣言でも、原則廃止ということをうたつておられるわけですね。明確にうたつておられる、これは福島県も、あるいは地方六団体も。

なかなか全國の方は廃止までいかぬのですよ。廃止という文字をまだ非常に嫌っている段階なんですがれども、廃止して何ら支障がないんだぞといふ地方の氣概がここへ出ていると思うのですけれども、この辺の現場からの実態とそういう廃止をうたつておられる根拠について、知事さん、お考え、お感じをちょっととお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤栄佐久君 これは野田先生の御質問にもお答えしたとおりでございまして、やはり推進法の中で方向をはつきりさせる必要がある。

その方向というのが、先ほど言いましたように、国と地方の役割、国と都道府県と市町村と三つに分けての役割分担を申し上げましたが、決して国の役割を限定しろということではなくて、機関委任事務等に関しては、県の事務の八割がそうでございますが、そのほとんどが地方に関する住民の生活とか教育とか、住民のそういう生活と関連するものでござりますので、そういうものに関しては原則廃止ということの方向をはつきりした方がいいのではないかということをうたつたわけですがございまして、その中で、原則廃止ですから、後どうしても……(山崎(庄)委員)引き受け、やれるということですね」と呼ぶはい。これはもちろん条件はいろいろございますが、事務分配によっての財源の問題等々ございますが、そういうことでございます。

でなかなかこれはおっしゃりづらいと思うので、無競争という福島市の出来事でござりますので、無競争ということは。

八名の議員さんがおられまして、全部お会いしましたが、これは從来の長い間議員さんをやつて四名、これが全部出られて、そのまま当選。社会党の議員さんといふのは、実は市議会から行つた新人でございまして、お二人。それから公明党、これも市議会から県議会の方にかわつていかれた方。あと、共産党は從来の方。

一番最初に、新人になられた、市議会にいた二人の方と公明党的三人にお会いしたのですが、非常に危機感を持っています。それは、初めての県議会の選挙なので、自分が果たして公明党なら公明党という立場で戦つて、基礎票というのが自分は自分なりにこれくらいはとれるだろう、これを確認したかったというのが一つと、それから社会党の方々も、市議会のときに自分の得票したそれをその固有の票とは比べ物にならない票をとらなないと当然当選できないのであります、その確認ができなかつたということで、特に新人さんは、これから県議会に初登庁をされるのであります。それが、そういう点では何か非常に切迫した危機感を持つております。

また、従来の自民党的四人の先生方も、これは

本当に長老の方々なのであります。が、今回の無職選を契機にして、自分の議会人としての議会活動というのは今までと違つた、もう少し足で稼いで、もっと隅々まで入つて市民、県民のそれぞれの要望というものをさらに吸い上げるような、かなり労働もきつくなるなどというようなことを異口同音に言つておられます。

それで、福島市という方は県庁所在地で、従来非常に政争の激しい場所でござりますので、定数八に對して恐らく九名か、少なくともそれくらいは出て、必ず激しい選挙戦になるのではないかと、非常に衆多形で八人が無投票になつたのでは

なくて、その水面下で実はかなり激しい、いわば自薦他薦がありまして、しかし大体において、この定数八に対して、おれが出ても、これほどベランの方の中に入つて、あるいは新人が三人出でいるけれども、その中に割つて自分が着に入るといふことはおぼつかないのじやないだらうかといふそろばんをはじかれたということを聞いております。

したがつて、県庁所在地定数八、みんな仲よくやりましょね、万歳といふようなものでは決してなくて、先生方は、今までの多選の方々は多選

なりに、初当選の方は初当選なりに、やはり一つの危機感と議会における使命感というものを從来

以上にお考えになつてゐるのではないだらうか、こんなふうに思ひます。

知事さんは、御自分の六十名の議員さんでござりますので、知事さん御自身はなかなか言いづら

いのであります。今度は私のことであつて、問

もなく市議会は、定数四十に対して、報道関係の

方から今のことろわかつてゐる情報をとりますと

四十一なので、これは私も人ごとではないのであ

りますので、地方分権も呼ばれてゐる中に、選良

もしくは、これから県議会に初登庁をされるのであります。が、そういう点では何か非常に切迫した危機感を持つております。

また、従来の自民党的四人の先生方も、これは

本当に長老の方々なのであります。が、今回の無職

選を契機にして、自分の議会人としての議会活

動というのは今までと違つた、もう少し足で稼

いで、もっと隅々まで入つて市民、県民のそれぞ

れの要望というものをさらに吸い上げるよう

なことがあります。が、やはり労働もきつくなるなどというようなことを異口同音に言つておられます。

それで、福島市という方は県庁所在地で、従来

非常に政争の激しい場所でござりますので、定数

八に對して恐らく九名か、少なくともそれくらい

は出て、必ず激しい選挙戦になるのではないかと、非常に衆多形で八人が無投票になつたのでは

ないかと、そのように考えてみます。

これは一億円の問題のときに非常にそういうこ

とを、一億円のときも、実は県のある者と話した

あれが十二、三人は出でたのですね。今度は、多分二、三人じゃないかと思うのですよ、一つの選挙区。

ですから、その過渡期ですね。その中で、ちょ

つと判断がつかないというか、非常に迷つて

いるけれども、その中に割つて自分が着に入るといふことはおぼつかないのじやないだらうかといふそろばんをはじかれたということを聞いており

ます。

したがつて、県庁所在地定数八、みんな仲よく

やりましょね、万歳といふようなものでは決し

てなくて、先生方は、今までの多選の方々は多選

なりに、初当選の方は初当選なりに、やはり一つ

の危機感と議会における使命感というものを從來

以上にお考えになつてゐるのではないだらうか、

こんなふうに思ひます。

知事さんは、御自分の六十名の議員さんでござりますので、知事さん御自身はなかなか言いづら

いのであります。今度は私のことであつて、問

もなく市議会は、定数四十に対して、報道関係の

方から今のことろわかつてゐる情報をとりますと

四十一なので、これは私も人ごとではないのであ

りますので、地方分権も呼ばれてゐる中に、選良

もしくは、これから県議会に初登庁をされるのであります。が、そういう点では何か非常に切迫した危機感を持つております。

また、従来の自民党的四人の先生方も、これは

本当に長老の方々なのであります。が、今回の無職

選を契機にして、自分の議会人としての議会活

動というのは今までと違つた、もう少し足で稼

いで、もっと隅々まで入つて市民、県民のそれぞ

れの要望というものをさらに吸い上げるよう

なことがあります。が、やはり労働もきつくなるなどというようなことを異口同音に言つておられます。

それで、福島市という方は県庁所在地で、従来

非常に政争の激しい場所でござりますので、定数

八に對して恐らく九名か、少なくともそれくらい

は出て、必ず激しい選挙戦になるのではないかと、非常に衆多形で八人が無投票になつたのでは

ないかと、そのように考えてみます。

これは一億円の問題のときに非常にそういうこ

とを、一億円のときも、実は県のある者と話した

ます。

したがつて、県庁所在地定数八、みんな仲よく

やりましょね、万歳といふようなものでは決し

てなくて、先生方は、今までの多選の方々は多選

なりに、初当選の方は初当選なりに、やはり一つ

の危機感と議会における使命感というものを從來

以上にお考えになつてゐるのではないだらうか、

こんなふうに思ひます。

知事さんは、御自分の六十名の議員さんでござりますので、知事さん御自身はなかなか言いづら

いのであります。今度は私のことであつて、問

もなく市議会は、定数四十に対して、報道関係の

方から今のことろわかつてゐる情報をとりますと

四十一なので、これは私も人ごとではないのであ

りますので、地方分権も呼ばれてゐる中に、選良

もしくは、これから県議会に初登庁をされるのであります。が、そういう点では何か非常に切迫した危機感を持つております。

また、従来の自民党的四人の先生方も、これは

本当に長老の方々なのであります。が、今回の無職

選を契機にして、自分の議会人としての議会活

動というのは今までと違つた、もう少し足で稼

いで、もっと隅々まで入つて市民、県民のそれぞ

れの要望というものをさらに吸い上げるよう

なことがあります。が、やはり労働もきつくなるなどというようなことを異口同音に言つておられます。

それで、福島市という方は県庁所在地で、従来

非常に政争の激しい場所でござりますので、定数

八に對して恐らく九名か、少なくともそれくらい

は出て、必ず激しい選挙戦になるのではないかと、非常に衆多形で八人が無投票になつたのでは

ないかと、そのように考えてみます。

これは一億円の問題のときに非常にそういうこ

とを、一億円のときも、実は県のある者と話した

ます。

したがつて、県庁所在地定数八、みんな仲よく

やりましょね、万歳といふようなものでは決し

てなくて、先生方は、今までの多選の方々は多選

なりに、初当選の方は初当選なりに、やはり一つ

の危機感と議会における使命感というものを從來

以上にお考えになつてゐるのではないだらうか、

こんなふうに思ひます。

知事さんは、御自分の六十名の議員さんでござりますので、知事さん御自身はなかなか言いづら

いのであります。今度は私のことであつて、問

もなく市議会は、定数四十に対して、報道関係の

方から今のことろわかつてゐる情報をとりますと

四十一なので、これは私も人ごとではないのであ

りますので、地方分権も呼ばれてゐる中に、選良

もしくは、これから県議会に初登庁をされるのであります。が、そういう点では何か非常に切迫した危機感を持つております。

また、従来の自民党的四人の先生方も、これは

本当に長老の方々なのであります。が、今回の無職

選を契機にして、自分の議会人としての議会活

動というのは今までと違つた、もう少し足で稼

いで、もっと隅々まで入つて市民、県民のそれぞ

れの要望というものをさらに吸い上げるよう

なことがあります。が、やはり労働もきつくなるなどというようなことを異口同音に言つておられます。

それで、福島市という方は県庁所在地で、従来

非常に政争の激しい場所でござりますので、定数

八に對して恐らく九名か、少なくともそれくらい

は出て、必ず激しい選挙戦になるのではないかと、非常に衆多形で八人が無投票になつたのでは

ないかと、そのように考えてみます。

これは一億円の問題のときに非常にそういうこ

とを、一億円のときも、実は県のある者と話した

ます。

したがつて、県庁所在地定数八、みんな仲よく

やりましょね、万歳といふようなものでは決し

てなくて、先生方は、今までの多選の方々は多選

なりに、初当選の方は初当選なりに、やはり一つ

の危機感と議会における使命感というものを從來

以上にお考えになつてゐるのではないだらうか、

こんなふうに思ひます。

知事さんは、御自分の六十名の議員さんでござりますので、知事さん御自身はなかなか言いづら

いのであります。今度は私のことであつて、問

もなく市議会は、定数四十に対して、報道関係の

方から今のことろわかつてゐる情報をとりますと

四十一なので、これは私も人ごとではないのであ

りますので、地方分権も呼ばれてゐる中に、選良

もしくは、これから県議会に初登庁をされるのであります。が、そういう点では何か非常に切迫した危機感を持つております。

また、従来の自民党的四人の先生方も、これは

本当に長老の方々なのであります。が、今回の無職

選を契機にして、自分の議会人としての議会活

動というのは今までと違つた、もう少し足で稼

いで、もっと隅々まで入つて市民、県民のそれぞ

れの要望というものをさらに吸い上げるよう

なことがあります。が、やはり労働もきつくなるなどというようなことを異口同音に言つておられます。

それで、福島市という方は県庁所在地で、従来

非常に政争の激しい場所でござりますので、定数

八に對して恐らく九名か、少なくともそれくらい

は出て、必ず激しい選挙戦になるのではないかと、非常に衆多形で八人が無投票になつたのでは

ないかと、そのように考えてみます。

これは一億円の問題のときに非常にそういうこ

とを、一億円のときも、実は県のある者と話した

ます。

したがつて、県庁所在地定数八、みんな仲よく

やりましょね、万歳といふようなものでは決し

てなくて、先生方は、今までの多選の方々は多選

なりに、初当選の方は初当選なりに、やはり一つ

の危機感と議会における使命感というものを從來

以上にお考えになつてゐるのではないだらうか、

こんなふうに思ひます。

知事さんは、御自分の六十名の議員さんでござりますので、知事さん御自身はなかなか言いづら

いのであります。今度は私のことであつて、問

もなく市議会は、定数四十に対して、報道関係の

方から今のことろわかつてゐる情報をとりますと

四十一なので、これは私も人ごとではないのであ

りますので、地方分権も呼ばれてゐる中に、選良

もしくは、これから県議会に初登庁をされるのであります。が、そういう点では何か非常に切迫した危機感を持つております。

また、従来の自民党的四人の先生方も、これは

本当に長老の方々なのであります。が、今回の無職

選を契機にして、自分の議会人としての議会活

動というのは今までと違つた、もう少し足で稼

いで、もっと隅々まで入つて市民、県民のそれぞ

れの要望というものをさらに吸い上げるよう

なことがあります。が、やはり労働もきつくなるなどというようなことを異口同音に言つておられます。

それで、福島市という方は県庁所在地で、従来

非常に政争の激しい場所でござりますので、定数

八に對して恐らく九名か、少なくともそれくらい

は出て、必ず激しい選挙戦になるのではないかと、非常に衆多形で八人が無投票になつたのでは

ないかと、そのように考えてみます。

これは一億円の問題のときに非常にそういうこ

とを、一億円のときも、実は県のある者と話した

ます。

したがつて、県庁所在地定数八、みんな仲よく

やりましょね、万歳といふようなものでは決し

てなくて、先生方は、今までの多選の方々は多選

なりに、初当選の方は初当選なりに、やはり一つ

の危機感と議会における使命感というものを從來

以上にお考えになつてゐるのではないだらうか、

こんなふうに思ひます。

知事さんは、御自分の六十名の議員さんでござりますので、知事さん御自身はなかなか言いづら

いのであります。今度は私のことであつて、問

もなく市議会は、定数四十に対して、報道関係の

方から今のことろわかつてゐる情報をとりますと

四十一なので、これは私も人ごとではないのであ

りますので、地方分権も呼ばれてゐる中に、選良

もしくは、これから県議会に初登庁をされるのであります。が、そういう点では何か非常に切迫した危機感を持つております。

また、従来の自民党的四人の先生方も、これは

本当に長老の方々なのであります。が、今回の無職

選を契機にして、自分の議会人としての議会活

動というのは今までと違つた、もう少し足で稼

いで、もっと隅々まで入つて市民、県民のそれぞ

れの要望というものをさらに吸い上げるよう

なことがあります。が、やはり労働もきつくなるなどというようなことを異口同音に言つておられます。

それで、福島市という方は県庁所在地で、従来

非常に政争の激しい場所でござりますので、定数

八に對して恐らく九名か、少なくともそれくらい

は出て、必ず激しい選挙戦になるのではないかと、非常に衆多形で八人が無投票になつたのでは

ないかと、そのように考えてみます。

これは一億円の問題のときに非常にそういうこ

とを、一億円のときも、実は県のある者と話した

ます。

したがつて、県庁所在地定数八、みんな仲よく

やりましょね、万歳といふようなものでは決し

てなくて、先生方は、今までの多選の方々は多選

市長は議会に対して、今まで國のいわばマニユアルどおりに市はやつていたのだからしょがないではなくて、今度は市長の河川行政に対する、道路行政に対する質問でありますから、むしろ議会というのは、執行部と議会とのやりとりといふのは、もつと我々のこれから考えられる限りの中においてはかなり熾烈なやりとり、それで住民にとっては、執行部と議会が熾烈なやりとりをすることによってむしろ行政の中身というのはもう少し詰まってきて、いわばうまい料理ができるのではないかだろうか。

これは、市長にとってはつらいのですよ、あるいは市長を支える執行部の職員にとってはつらいのですけれども、いよいよそういう権限が地方におけることになつて、地方の時代というと名前は格好いいのですが、これは汗をかきますね。しかし、やらざるを得ないと思うのです。

○島山委員 もう時間がなくなつてしましましたが、それでは最後に、服部町長さんのお話の中に財源確保の問題に触れられておりましたが、特に財源確保では川上的な感覚で財政措置をしてくれ、川上の要素というのは水であり、空気でありあるいは森林であり、いい空気をつくっているというような言葉が、やはり自然環境等々の問題だとお受けをいたしましたが、そういう観点でやはり財源をもつと厳しく見て、手当をきつちりしてということだと思うのですが、何かその辺でもつと具体的に、推進計画の中にこんなことを織り込んでほしいというような御要望があるとすれば承りたいと思います。

○服部健一君 いろいろ我々首長としての考え方等については福島市長さん余すところなく言つていただきましたので、そういう意味ではないのですが、先ほどもちょっと話が出たのですけれども、一億円かるさと創生事業も、あれは初めはソフト事業でないとだめだと言つておつたのですね。そのうちまあハードでもよからうというようなことになつてきたようありますし、その後交付されたものも、そういうことで対応してきてお

ります。

これは大変によかつたと思つているのですが、さらには、以前は国で示したメニューによつて何

うのが実情であります。近ごろは、地域が意欲があつてやろうとするものは国で支援する、こ

ういうふうに考え方が変わつてきておるようであ

ります。だからについては大変ありがたいこと

だと思つております。

それだけにまた、自主的に自分たちがやろうとする、この勉強もしなくてはならないわけでありまして、今回の地方分権の問題につきましては、特に農振地域整備計画の変更とか、農地の転用とかの問題、これは国から県、それから県から町村へ可能な限り移譲していただきたいというふうに思いますし、先ほど来福島市長さんからお話をあり

ましたように、やはり知事さんに相当部分の国の

権限を移譲してもらつて、そうすれば当然、県と町村との間柄ですから、その実情はよくわかるわ

けであります。

そういう意味では、今後ともひとつ地方の事業

を支援するということ、それから、特に私ども農

村地帯なものですから、農業関係の農地転用ある

いは農振地域の変更等についての権限は可能な限

り移譲していただきたい、こういうふうにお願い

いたします。

○島山委員 ほかにございましたら、特に

それでは、もう一問よろしいですか。

○篠川座長 どうぞ。

○島山委員 先ほどのお話の中では、知事さんと市長さんの間でちょっと受け方が違うような気があるとすれば承りたいと思います。

○服部健一君 いろいろ我々首長としての考え方等については福島市長さん余すところなく言つていただきましたが、あえてある人と言いますけれども、名前は出しませんけれども、県というのは果たして地方自治体なのかというふうな議論も極端に言えます。

○島山委員 ありがとうございます。

○篠川座長 田中申君。

○田中(甲)委員 さきがけでございます。実は市町村から見れば、県はあれは國の出先機関でし

てねというような意見も率直に言つてあるのです。

もしもその辺のところで率直な御意見が市長さん、町長さん、ございましたら出していただきまし

て、何か大変に御縁の深さを感じておるところであります。

私がちょうどこの場所に座らせていただきまして、大変に親心で、ほんどの質問を前段の質問者

がしてくださいまして、さきがけの方に質問する

内容が余り残つております。そんな中であります

が、きょうは大変に楽しみにしておりまして、

現場の声をぜひとも聞かせていただきたい、そ

ういう気持ちで参りましたので、何点かお話を聞かせていただきたいと思っております。

衆法と闇法のよい面を認め合つて、より地方分

権推進に実り多い法案をつくろうという姿勢で、

今、篠川委員長を中心にして進めております。

まず最初に地元の現場の声を聞かせていただきたいと思う点は、地方分権推進法から若干外れま

すが、関連の、この国会で審議がされました市町村合併法の一部を改正する法律案、これは知事さ

んにも市長さんにも町長さんにも、今九十の市町

村をお持ちである、その中で市町村合併につい

て、地方分権を進めていく流れの中でのどのようにお受けとめになられているか、意見をお聞かせいた

ただきたいと思います。

○佐藤栄佐久君 今回の法律によりまして、住民

議論とか市町村建設計画あるいは議員が二年任期

とか、いろいろ合併しやすい制度になつたとい

うことに關しては非常にすばらしいことだと思います。

○佐藤栄佐久君 今回の法律によりまして、住民

議論とか市町村建設計画あるいは議員が二年任期

制改革特別委員会に所属をしておりまして、福島県の方にやはり委員派遣をさせていただきまし

た。大変にお世話になつております。そのときも私がちょうどこの場所に座らせていただきまし

て、何か大変に御縁の深さを感じておるところであります。

私が親心で、ほんどの質問を前段の質問者

がしてくださいまして、さきがけの方に質問する

内容が余り残つております。そんな中であります

が、きょうは大変に楽しみにしておりまして、

現場の声をぜひとも聞かせていただきたい、そ

ういう気持ちで参りましたので、何点かお話を聞かせていただきたいと思っております。

衆法と闇法のよい面を認め合つて、より地方分

権推進に実り多い法案をつくろうという姿勢で、

今、篠川委員長を中心にして進めております。

まず最初に地元の現場の声を聞かせていただき

たいと思う点は、地方分権推進法から若干外れま

すが、関連の、この国会で審議がされました市町

村合併法の一部を改正する法律案、これは知事さ

んにも市長さんにも町長さんにも、今九十の市町

村をお持ちである、その中で市町村合併につい

て、地方分権を進めていく流れの中でのどのようにお受けとめになられているか、意見をお聞かせいた

ただきたいと思います。

○佐藤栄佐久君 今回の法律によりまして、住民

議論とか市町村建設計画あるいは議員が二年任期

とか、いろいろ合併しやすい制度になつたとい

うことに關しては非常にすばらしいことだと思います。

○佐藤栄佐久君 今回の法律によりまして、住民

議論とか市町村建設計画あるいは議員が二年任期

制改革特別委員会に所属をしておりまして、福島

県の方にやはり委員派遣をさせていただきまし

た。大変にお世話になつております。そのときも

私がちょうどこの場所に座らせていただきまし

て、何か大変に御縁の深さを感じておるところであります。

私が親心で、ほんどの質問を前段の質問者

がしてくださいまして、さきがけの方に質問する

内容が余り残つております。そんな中であります

が、きょうは大変に楽しみにしておりまして、

現場の声をぜひとも聞かせていただきたい、そ

ういう気持ちで参りましたので、何点かお話を聞かせていただきたいと思っております。

衆法と闇法のよい面を認め合つて、より地方分

権推進に実り多い法案をつくろうという姿勢で、

今、篠川委員長を中心にして進めております。

まず最初に地元の現場の声を聞かせていただき

たいと思う点は、地方分権推進法から若干外れま

すが、関連の、この国会で審議がされました市町

村合併法の一部を改正する法律案、これは知事さ

んにも市長さんにも町長さんにも、今九十の市町

村をお持ちである、その中で市町村合併につい

て、地方分権を進めていく流れの中でのどのようにお受けとめになられているか、意見をお聞かせいた

ただきたいと思います。

○佐藤栄佐久君 今回の法律によりまして、住民

議論とか市町村建設計画あるいは議員が二年任期

とか、いろいろ合併しやすい制度になつたとい

うことに關しては非常にすばらしいことだと思います。

私が親心で、ほんどの質問を前段の質問者

がしてくださいまして、さきがけの方に質問する

内容が余り残つております。そんな中であります

が、きょうは大変に楽しみにしておりまして、

現場の声をぜひとも聞かせていただきたい、そ

ういう気持ちで参りましたので、何点かお話を聞かせていただきたいと思っております。

衆法と闇法のよい面を認め合つて、より地方分

権推進に実り多い法案をつくろうという姿勢で、

今、篠川委員長を中心にして進めております。

まず最初に地元の現場の声を聞かせていただき

たいと思う点は、地方分権推進法から若干外れま

すが、関連の、この国会で審議がされました市町

村合併法の一部を改正する法律案、これは知事さ

んにも市長さんにも町長さんにも、今九十の市町

村をお持ちである、その中で市町村合併につい

て、地方分権を進めていく流れの中でのどのようにお受けとめになられているか、意見をお聞かせいた

ただきたいと思います。

○佐藤栄佐久君 今回の法律によりまして、住民

議論とか市町村建設計画あるいは議員が二年任期

とか、いろいろ合併しやすい制度になつたとい

うことに關しては非常にすばらしいことだと思います。

○佐藤栄佐久君 今回の法律によりまして、住民

議論とか市町村建設計画あるいは議員が二年任期

とか、いろいろ合併しやすい制度になつたとい

うことに關しては非常にすばらしいことだと思います。

○佐藤栄佐久君 今回の法律によりまして、住民

のかなということいろいろ考えていましたので、が、結果としてはよかったですと思っております。ただ、分散した中で、ある意味で広域的な生活圏づくりということで、生活圏と行政体圏といふのを別に分けて考えても十分成り立つといふうを考えておりますので、この合併論は、もう時代が違うから合併すべきだというような単純な進め方ではなくて、やはり住民あるいはその村なりその町の意思というのを大切に考えるべきであるというふうに考えております。

○吉田修一君　田中さんの御質問、本当にあります。たい御質問で、実は知事さんの御配慮によつて、県北、つまり福島市、二本松市、安達郡、伊達郡、ちょうど五十一年都市なのであります。が、拠点都市の指定を受けました。

したがつて、この拠点都市の中であれぞれ、二本松藩は二本松藩ならではの歴史あるいは文化、風土を持つておりますし、伊達郡、安達郡、福島、それぞれ町の成り立ちの中で特性を持つておりますから、それぞれの町の持つている特性というものを開花させながら五十一年の一つの圏域をつくつていこう。

単に町村合併で服部さんと私が一緒になつてしまつては、ではおれの方は名前はどうでもいいから何かにするか、こうではなくて、せつかく指定を受けた五十一年都市で、十年以内にそれぞれの拠点をつくろうということですから、福島市、つまり我々の福島の拠点都市の五十一年都市、そしてそれの首長さんは今のところ、心の片隅にありますのは何かちょっと持つておられる方もあるかもしれません、今のところは合併の機運といふのはございません。むしろ、指定を受けた拠点の中身をいかにスピードでいわば達成していくか、これが最大の課題でござりますので、今のところ県北についてはその機運はない。

しかし、最近県北が非常に変わりましたのは、工業が今まで考えられなかつたほど、一兆數千億、多分一兆四千億くらいだと思うのですが、平成三年十二月三十一日現在ですが、今ちよつと落

がぐんと伸びたということはございません。それと同時に、先ほど申しました県北一円の、果物を中心とした、あるいはそれに花も加わったところの農業が非常に伸びて、農業が馬力がついております。

したがつて、工業に従事している従業員のかなりの部分が実は農村出身の子供さんであつたりお孫さんであつたりしていまますので、農家の持つている勤勉、節約あるいは丁寧、そういうことが巧まずして、工業分野に就職することによつて工業の生産力の活力に、生産の上昇に、非常に大きい農業のエネルギーが工業の中で生きているというのでは、県北ならではの特性であろうと思います。

特に知事が、本県の広い生活圏の中でそれぞれ七つの生活圏ということになりますと、県北もその七つの生活圏の中に入るわけであります。県北については拠点を重点にして充実していく。特に農業と工業がそういう意味で人的に非常にうまく関連しながら、それぞれの多品種展開の農業と工業がこんなふうに伸びたのです、今は少し失速していますが。そんなことで、県北の持ち味といふのはそれぞれの持ち味がありますから、合併で全部牛乳みたいに一緒にしないで、それぞれの持ち味でやつていこう、こんな気持でおります。

○服部健一君　ちょっとまとめたものがありますので、意見を述べさせていただきます。

地方分権の論議の中ではしばしば町村の規模が小さいことが指摘されておりまして、自主財源の不足あるいは人材確保の困難等、そういうことがありまするために地方分権の受け皿として十分でないとの理由から、町村の合併論が話題となつてゐるようありますが、この件につきましては、さきの陳述で町村の事務執行能力に対する論議の中で申し上げたとおりでございますが、現在の町村でも、権限とそれに伴う財源が付与されれば、十分効率的な事務処理が行えるものと思つております。

したがいまして、権限移譲の受け皿の整備等の見地からのみ市町村の合併議論が行われることは適切を欠くものである。それで、農山漁村の地域社会を踏まえないと、単なる経済効率性の見地のみから合併を進めようとすることは、地域社会の崩壊につながるものである。

もちろん、地域の一体的な整備、あるいは市町村の行財政基盤の強化、高齢化社会に備えた社会福祉社等、住民に身近な行政サービスの充実等を図るために合併の必要性については、これを否定するものではありません。地域の実情により、住民の自主的な発意に基づく、いわゆる自主合併が行われることはまことに望ましい。

幸い、今国会に提出されました市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律では、提案理由で、「自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資するため」とされており、我々市町村の意見を十分に取り入れられた法律となりましたことはまことに喜ばしい限りであります。今後も現在の町村行政の実態と実績を深く認識され、町村行政についても十分に御理解をいただいた上で合併等の議論が行われるよう御配慮をいただければ幸いであります。ちなみに、私のところでございますが、安達地方一市六町村で広域圏を形成しております。広域消防、ごみ処理問題、それから屎尿処理、これらを組合の事務としてやっておりますが、年々負担が増嵩してまいりまして、将来は各市町村の財源も大体負担金が大半になつてしまふのではないかというような心配もござります。そういうことになりますと、これはいずれ合併という問題が出てくるのかなというふうにも考えますが、現在はまだ合併という機運もありませんし、そういう話題は出ておりません。

○田中(甲)委員 ありがとうございます。

近隣の町村と公共施設の重複、そういうこともたまたま国政の場でも問題になるのですけれども、そういうことではなくて、阪神・淡路大震災の災

書でいうことを多くの国会議員も現地の調査に入りまして見てきた中で、個人的にという前書きをつけた中であります。自治大臣も、二十万から三十万ぐらいの都市というものを整備していくことが、災害ということを考えた観点からも今後は重要なことになつてくるのではないかという発言がございました。

そういう意味では、一市六町村で今広域行政をやられているというお話をですが、町長さんの方で、災害に対する備えというのですか、そういう面から見た今の町村単位、町長さんの町における不安点ですとか問題点とか、もしございましたらお聞かせをいただきたいと思うのです。

○服部健一君 大変恐縮でございますが、私の町のことを申し上げますと、人口は九千二百名で大変これは減っておりますが、面積は七十二平方キロ。というのは、福島県には八十町村ございますが、その中では最も平均的な人口・面積の規模であります。しかしながら、大変山間地でございまして、非常に起伏が激しい、そういうところにおるものですから、先ほどちょっと申し上げたのですが、所得水準もまことに低いという状況にあります。そういうことで、何とか過疎脱却といふことを一番の悲願にしておるわけであります。

そういう中で、合併ということは考えてはおりませんが、今までの考え方からいふと、人口規模一万ぐらいはあるいは一番やりやすいのかなというような感じはいたしておりました。しかし、だんだん世の中が変わつてまいりますので、そういうことばかり言つていられるのかどうか。先ほど申し上げましたように、財政負担の問題も出てまいりますと、お山の大将で威張つているわけにはいかない、こんな気もいたします。

○田中(甲)委員 ありがとうございました。

知事さん、市長さんにもお聞きしたいのですけれども、災害と都市づくりという点もどのようにお考えになられているか、ぜひこの機会にお聞かせをいただきたいと思うのです、漠然とした質問で恐縮ですが。

○佐藤栄佐久君 先ほどちらつと申し上げました
が、福島県は幸い一極集中していらない県なので
す。福島・郡山・会津、それからいわき、大体三
十万ぐらいの都市が分散している。高速体系が縱
横三本ぐらいずつ、ここ十年、あるいは今後十年、
二十年で整備される。それそれが三本ずつです
ね。そうすると、七つの生活圏、都市と周りの町
村、農村、漁村で七つの生活圏になるのですね。
これはもう余り人口は、どうせ日本全体がふえ
ないのでですから、人口をふやして活性化しような
どいうことは考えずに、せいぜい三十万から大
きくても五十万、コンサルに頼みますと百万都市
を一つつくつてなんというお話を出てくるのです
が、二十一世紀はもうそういう時代ではないので
はないか。別に新宿みたいな駅がなくて
も、今の若い方は遊ぶところを非常に知っています
し、家庭も大事にしますし、どうも我々の時
代と違つてライフスタイルが変わつてくるだろ
う。

そういう中で、残念ながら、国なんかの多極分
散を聞いていますと、仙台と札幌に中枢都市をつ
くつてなんということで、多極分散というのは、
東京プロブレムをどう地方に分散するかという感
覚しかないのでですね。そうではなくて、例えば仙
台との関係でいうなら、仙台はいい町なのです
か、これは仙台の方が決めることですが、福島と
山形と三十分ずつで行けるのですから、南東北中
枢都市圏というのをここに考えて、それぞれ機能
分担したらしいのではないか。それと同じような
考え方を県内の七つの生活圏で考えて国土づくり
をしていくということで来たのですが、理論的に
これは成り立つのかどうかということで、非常に
心配しております。

しかし、もつと安全とかいろいろな、二十一世
紀を見据えた場合には、こういう考え方で県土づ
くりをするのが最もいいことではないか。そうす
ると、三十分でスキーにも行けますし、三十分で
海水浴にも行けるという県土に幸いなつてしまつ
ありますので、生活圏としては、福島県全域を月

間の生活圏として考えて、あとは一つ一つの日常
生活圏は七つのそれぞれの生活圏で進めていけ
ば、会津の方の町村も過疎化しないで済む。そう
いう県土づくりを進めていくこうということで考
えております。

○田中(甲)委員 そうしますと、災害に関して
は、うまくバランスのとれた、それにも対応でき
る国土に今なつてているというふうに受けとめてよ
ろしいですね。

○佐藤栄佐久君 はい。もちろん具体的には、い
ろいろ今度の震災を参考にして防災計画の見直し
等は進めておりますけれども、県土全体としての
物の考え方はこの方向でいこう、後はそれぞれの
都市のお考へで。

○吉田修一君 田中先生の御質問でございますけ
れども、これは各地にあると思うのですが、福島
市にも防災会議というのがありますし、今までは

一年に一回、ライフラインと言われる電気、ガス、
水道、電話、こういった関係の方々、それに気象
台であるとか陸運局であるとか食糧事務所である
とか、大体三十名近くの方々が一堂に集まつて防
災会議をやっていたのですが、このたびの大震災
を契機にして、形ばかりの防災会議をやつてもし
ようがないから、もう少し実のあるものにしようと
して、このたびのような災害が発生した場合にそ
のグループはどういう動きをするか、食糧関係は
どうするか、こういうふうにこれから幾つかの、
せいぜい三つか四つか考えられる専門部会でそれぞ
れ検討して、検討した結果をもう一回テーブルに
持ち寄つて全体会議で煮詰めていくということ
で、この防災会議を実のあるものにしていこう。

その中で出てきたのは、どういう経過なのか、
いろいろ経過はございましたけれども、自衛隊が入
つていなかつてありますから、自衛隊が入つ
てない防災会議というのは、やはりこれは一た
たでありますから、この空洞化をい

ん緩急あつたときまるで違いますから、だからう
ちの方も次回の防災会議からは自衛隊も入つてい
ただこうというのが一つ。

それから、先ほど知事さんも町長さんも言われ
たように、福島市だけの防災会議が何ば立派なこ
とをやつしていくもしようがないので、お隣の方々
と、いわきであるとか喜多方であるとか離れたと
ころとなかなか連携がとりづらいのですから、すぐ隣の二本松さんであるとか郡山さんであ
るとか、あるいは、うちの方には先ほど申しまし
た拠点がありますから、拠点のグループとの中で
防災会議をもう一回見直していこう、これが一つ
でございます。

それからもう一つは、これは本当に頭が痛いの
でありますけれども、福島市の三十年代の旧市内
の人口といふのは約六万だったのですが、福島
市は三万であります。これは何も福島市だけの問
題ではなくて、大体地方都市の二十万から三十万
くらいの都市の中心部といふのは、いわばいい部
分がだんだん外に出てしまつて真ん中が空洞化し
ているわけであります。

市政を預かつて五年目あたりから、二十四時間
都市構想といふ妙な都市構想、マニュアルも何も
なかつたのであります。二十四時間生き生きと
した、人の遺意の感じられるような町をひとつ
つくつていこうということで、夜中に人が住まな
い町といふのは、防犯上からいつても、防火対策
上からいつても非常に危険な町でありますから、
外に出ていった人口をもう一回、共同店舗である
とかその上に公営の住宅であるとか、民間投資も
含めて上に住宅をためて、そこに人の戻つてくる
ような政策展開をやりたい。

しかし、福島市だけで、あるいは知事さんの指
導をいただいて本県だけでやつてもしようが
ないのであって、二つ申しましたけれども、防犯
の問題については、近隣の仲間と隣組の組織をつ
くついく。それから、真夜中に人が住まない町
といふのはどこもあるのでありますが、これは
非常に危険な町でありますから、この空洞化をい

わば阻止して、人が戻つてくるために、どういう
中には必ず自治意識ということが出てくると思う
のですね。地方分権を進める中でも、なかなか自
治意識が持たれにくいという中において、防災と
いうのは、国や県、市町村の役割をどのように持
つていくか、自治意識をそこにどのように絡めて
いくかという観点で、非常に重要な、またわかり
やすい切り口ではないかと私は思つております。

持ち時間にもう限りがあるようではあります
が、私どもの政党で厚生大臣が出ておりまして、も
し新ゴールドプランや福祉の面に関しまして特別
御意見がありましたら、最後にお聞かせをいた
だいて、質問を終了したいと思います。

○吉田修一君 幸いに、田中さんのところの大臣
が厚生大臣ということでござりますので、一つ、
私どもの水道は全部の延長が一千百キロメートー
ル、太いパイプもあるのであります
が、その中に二百キロの石綿管のいわば送水管が
あります。昔、先生も市政担当のときおわりだ
った、質問を終了したいと思います。

○吉田修一君 幸いに、田中さんのところの大臣
が厚生大臣ということでござりますので、一つ、
私どもの水道は全部の延長が一千百キロメートー
ル、太いパイプもあるのであります
が、その中に二百キロの石綿管のいわば送水管が
あります。昔、先生も市政担当のときおわりだ
った、質問を終了したいと思います。

以上でござります。

○佐藤栄佐久君 最後に。

厚生省関係のゴールドプラン等につきまして
は、計画を市町村でつくりて積み上げていくとい
う、本当に地方分権の実験を今しておるわけで
す。財政面で、財源等の問題で非常に苦労してお
りますけれども、そういう意欲に対し敬意を表
して、お答えにしたいと思います。

○田中(甲)委員 ありがとうございます。

終わります。

○笹川座長 これにて質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつ申し上げます。

意見陳述の方々におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。お三方に心から厚く御礼申し上げます。

拝聴いたしました御意見は、両法案の審査に資するところ極めて大なるものがござります。改めて御礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しましても、深甚なる謝意を表する次第であります。

これにて散会いたします。

午後三時十九分散会

派遣委員の滋賀県における意見聴取に関する記録

平成七年四月十二日(水)

四

三、意見を聴取した問題

地方分権推進法案(内閣提出)及び地方分権の推進に関する法律案(冬柴鐵三君外三名提出)について

皆様御承知のこととおり、二月四日付で内閣より提出された「地方分権推進法案」及び「冬柴鐵三君等外三名提出、地方分権の推進に関する法律案」の兩法案につきまして審査を行つてゐるところどころでござります。両法案は、三月十日我が委員会に付託になりました。これまで、精力的に審議を進めてまいりました。当委員会いたしましては、両法案の審査に当たり、地方自治に携わる皆様方から御意見を聴取するため、御当地におきましてこのような会議、いわゆる地方公聴会を催しているところでございまます。

お願いいたします。
それでは、本日御出席の方々を御紹介いたします。
新進党の吉田治君、日本社会党・護憲民主連合の
網岡雄君、日本共産党的古堅実吉君、以上でござ
ります。
出席委員は、自由民主党・自由連合の蓮実進君
なお、現地参加議員として、川端達夫君が出席
されております。
次に、御意見をお述べいただく方々を御紹介い
ます。

これらの細かいところから始めようとしますと議論が百出する状況でありましたし、受け皿に関する問題はまさに百家争鳴の觀を呈し、総論では賛成でも、各論になるといつの間にかうやむやになってしまったというのが実態だったように感じております。

ところが、今このように地方分権の推進に関する基本的な法案が初めてまとめられ、国会で御審議をいただくという段階にまで至っておりますことは、私どもの積年の念願、すなわち自治行政は自治体に任せることの確立と、その具体化に向かって一日も早く一步を踏み出してほしいという願いがまさに成らんとしているものと、感慨を禁じ得ないものでござります。この上は、何としても法案の早期制定を図つていただきたい、それによって地方分権の流れを確固たる軌道に乗せることをめざしておきたいと思います。

地方分権の必要性につきましては、両法案とも、地方の意見を初めこれまでのさまざまな議論を踏まえ、これを集約する形で示していただいておりますので、改めて一から申し上げるまでもありませんが、住民のニーズやライフスタイルがますます多様化していく中で、今の体制のままでは十分な対応ができなくなるのではないかと地方で心配をされているのです。

衆議院地方分権に関する特別委員会の皆様方に
おかれましては、日ごろから地方行政の諸問題に
関しまして格別の御理解と御高配を賜り、深く感謝
を申し上げるところでございます。

地方分権の必要性につきましては、両法案とも、地方の意見を初めてこれまでのさまざまな議論を踏まえ、これを集約する形で示していただいておりますので、改めて一から申し上げるまでもありませんが、住民のニーズやライフスタイルがますます多様化していく中で、今の体制のままで十分な対応ができるなくなるのではないかと地方では切実に考えております。

申すまでもなく、行政施策の対象は生身の人間であり、また生きた社会経済事象であります。そ

ます。この会議の運営につきまして御説明を申上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといたします。発言される方は、座長の許可を得て發言していただきたいと存じます。

○中馬座長 これより会議を開きます。
私は、衆議院の地方分権に関する特別委員会派遣委員団の団長の中馬弘毅でございます。
私がこの会議の座長を務めますので、よろしくお願いいたします。
この際、派遣委員団を代表いたしまして一言いいます。
あいさつを申し上げます。

なお、この会議におきまして、御意見をお述べいただく方々は、委員に対しての質疑はできないことになつておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

次に、議事の順序につきまして申し上げます。

最初に、意見陳述者の方々から御意見をそれを二十分程度お述べていただきました後、委員より

行する仕組みとしての地方分権の推進が求められているわけあります。

こうした観点は住民生活にかかる行政の全体に求められることになりますが、特に自然環境の保全、地域の実情や開発との調整などを踏まえた多角的な視点からの対応を必要とする土地利用に関する権限などは、地方に移していくことの緊急性が高いと考えております。

私事にわたって恐縮でございますが、私は昭和二十一年に滋賀県庁に奉職をいたしました。自來、半世紀にわたりて滋賀の地域づくりに携わり、福祉や環境などの面での国に先駆けた施策も含め、県民とともに精いっぱいの工夫を重ねてまいりました。そうした取り組みの中で私にとってとりわけ印象深いのは、やはり国民的財産ともいべき琵琶湖を初めとする環境保全への取り組みであります。膨大な水量を持ち、誕生以来の長い間美しい姿を保っていた琵琶湖であります。琵琶湖は、県民の暮らしを映し出す鏡のように存在とも言える琵琶湖がみずから病状を訴えたものとして、県民に非常に深刻な衝撃を与えました。これを契機として、多少の不便はあっても琵琶湖を守るために粉石けんを使おう、富栄養化にストップをかけ、青い琵琶湖を取り戻そうという声が上がり、消費者グループを中心とした県民組織がつくり上げられました。こうした県民運動の力を得て制定しましたのがいわゆる琵琶湖条例であります。それ以後も、県立琵琶湖研究所の設立、世界湖沼環境会議の開催、国際湖沼環境委員会の創設、ヨシ群落保全条例などの取り組みを実施してまいりました。

しかしながら、この間、県民の意見も聞き、いろいろ知恵を絞った施設が、国との関係、かかわりにおいて思うように進まないことも一再ではありませんでした。琵琶湖条例あるいは風景条例の制定にいたしましても、その過程で、各省庁の方

針というよりは、中央でクレームがつきまして、たびたび苦しい思いをしたものであります。

琵琶湖の水環境の現状はと申しますと、水質的には、さまざまな対策を講じつありますものの一向によくなつてない、おおむね横ばいと称し、福社や環境などの面での国に先駆けた施策も含め、県民とともに精いっぱいの工夫を重ねてまいりました。

そうした取り組みの中で私にとってとりわけ印象深いのは、やはり国民的財産ともいべき琵琶湖を初めとする環境保全への取り組みであります。琵琶湖は、県民の暮らしを映し出す鏡のように存在とも言える琵琶湖がみずから病状を訴えたものとして、県民に非常に深刻な衝撃を与えました。これを契機として、多少の不便はあっても琵琶湖を守るために粉石けんを使おう、富栄養化

長期以降、急激な水質悪化に苦しむことになり、特に昭和五十二年五月、琵琶湖に初めて発生した大規模な赤潮は、県民の暮らしを映し出す鏡のよ

うな存在とも言える琵琶湖がみずから病状を訴えたものとして、県民に非常に深刻な衝撃を与えました。これを契機として、多少の不便はあっても琵琶湖を守るために粉石けんを使おう、富栄養化

長期以降、急激な水質悪化に苦しむことになり、特に昭和五十二年五月、琵琶湖に初めて発生した大規模な赤潮は、県民の暮らしを映し出す鏡のよ

うな存在とも言える琵琶湖がみずから病状を訴えたものとして、県民に非常に深刻な衝撃を与えました。これを契機として、多少の不便はあっても琵琶湖を守るために粉石けんを使おう、富栄養化

長期以降、急激な水質悪化に苦しむことになり、特に昭和五十二年五月、琵琶湖に初めて発生した大規模な赤潮は、県民の暮らしを映し出す鏡のよ

うな存在とも言える琵琶湖がみずから病状を訴えたものとして、県民に非常に深刻な衝撃を与えました。これを契機として、多少の不便はあっても琵琶湖を守るために粉石けんを使おう、富栄養化

長期以降、急激な水質悪化に苦しむことになり、特に昭和五十二年五月、琵琶湖に初めて発生した大規模な赤潮は、県民の暮らしを映し出す鏡のよ

うな存在とも言える琵琶湖がみずから病状を訴えたものとして、県民に非常に深刻な衝撃を与えました。これを契機として、多少の不便はあっても琵琶湖を守るために粉石けんを使おう、富栄養化

を進めていく必要があります。

例えば、自治体の首長に権限が集中し、腐敗の

温床になるのではないかという声がありますが、

私には角を痛めて牛を殺す論のようと思われます。

自治体が地域の総合的な整備を行おうとすれ

ばある程度の権限が集中することになりますか

ら、当然自治体も分権にふさわしい形の改革をし

てく必要がありますし、何らかのチェックの仕

組みを強化する必要もあります。しかし、そ

れよりも、今のように国の責任か地方の責任かわ

かりにくい状況にあるよりは、地方分権によつて

地方自治がより身近に感じられるものとなり、地

方行政への関心が高まれば、住民による監視の目

が厳しくなるなど、そうした内在的な統制と申

ります。

以上、地方の立場からの分権の必要性について

の考えの一端を申し上げました。今日、広く世論

は分権化を求めるに至っていると見えますが、中

には分権慎重論の声も聞こえてくるところであり

ます。

ただ、地方自治の確立のためには、自治体がす

べての事務において明確な責任を持つていく必要

がありますと考えます。その責任というのは、当然

のことでながら住民への責任であります。その責任を負うという体制にしてしまうこと

につながっております。

ただ、地方自治の確立のためには、自治体がす

べての事務において明確な責任を持つていく必要

があります。

これまでも、なかなか自主性を發揮できないよ

うな仕組みの中で、非常に苦労しながら創意工夫

にあふれる仕事をしてきております。むしろ、地

方の先進的な取り組みが國の仕組みとなつて取り

入れられ、全国的に広がつていった例も数多くあ

ります。

次に、両法律案の内容につきましては、これま

での各界での意見が集約されたものであり、特

に、分権推進のかぎを握ると言われている地方分

権推進委員会につきましては、両法律案を通じて

かなり具体的に書き込もうと苦心をいただき、勧

告・監視権限を与えるなど、世論にこたえる形に

していただきたいと感じております。

ただ、地方自治の確立のためには、自治体がす

べての事務において明確な責任を持つていく必要

がありますと考えます。その責任というのは、当然

のことながら住民への責任であります。その責任を負うという体制にしてしまうこと

につながっております。

そこで、私は、ぜひこの制度を改善して、自治

体の責任の明確化を図るべきであると考えております。例えば、国政選挙の事務や統計情報の整備、旅券の交付などは、国の事務として、国が基準を示し、地方に執行を委託する等の形が望ましいと考

えます。したがいまして、機関委任事務は、その概念を含めて抜本的に見直しを行い、

新たな仕組みを構築するぐらいの整理合理化を行

うという形が必要ではないかと考えております。

また、五年間の限界法とするか、恒久法とし

つつ五年程度で具体的な成果を上げることを目指す

ものとするかにつきましては、分権システムを確

立するためには息の長い取り組みが必要であります。しかし、やはり五年ぐらゐの間には一定の成果を上げていただくべきであります。そのためには、その進みぐあいを検証する意味でも、あらかじめ一つの目安を設けておくことは重要な意義があると考えておりま

す。時限立法と申しましても、五年を経た時点で所期の目的が達成できない状況であれば、当然期限の延長等の措置について議論がなされるはずです。そのほか、幾つかの点にわたって両法律案の違いが見られるところがありますが、その基本的な理念に隔たりはなく、地方分権の推進に向けての決意は相通じるものであると理解しているところです。

ともかくとも、地方の意見を十分に踏まえていたとき、できるだけ早く地方分権推進計画を策定し、実のある形で分権化を進めていただきたいと考えておりますが、特に申し上げておきたいことは、権限移譲を含め、国と地方の具体的な役割分担のあり方の議論には、必ずその地方の役割に見合うだけの財源の保障を役割分担と表裏一体として明確にしていただきたいということです。

このためには、税源の再配分や、課税自主権の強化を伴つた地方税の充実、現行の地方交付税制度の抜本的見直し、国庫補助金の一般財源化など、分権の趣旨に沿つた地方税財政制度を構築していくいただく必要があると考えております。

一方、地方分権の成果を確固たるものにするためには、自治体自身の行政システムも分権の時代を担い得る形に改革していくことが大切であります。二十一世紀に向けて、高齢社会への対応、社会資本の整備など、行政需要の増加は目に見えております。このため、みずから組織と事務執行を厳しく見直すリストラクチャリングにより、一層の効率的な行政を進めなければ、分権の意味は大幅に減少することになります。

本県におきましては、こうした観点から、昨年六月に、各界の有識者から成る滋賀県行政改革委員会を設置し、分権化を始めとする新しい時代にふさわしい県行政のあり方を検討していただきたいと、去る二月二十一日に、中間報告という形での御報告をいただきました。この報告の中では、行政改革の視点として、県、

市町村、県民が責任と役割を自覚すること、その上での市町村の意向や実情を踏まえつつ、必要な財源に配慮しながら、市町村への権限移譲を進めることなどとされています。また、既に分権の時代を見据えた取り組みを進めていることとされおり、その健全性の確保、効果的な行政運営と職員の能力開発などについても提言をいただいております。

本県としては、この報告を真摯に受けとめ、引き続き検討をお願いするとともに、実行可能なものについては速やかに具体化していくことにより、分権の時代を先導する覚悟を新たにしていくことになります。

本県では、琵琶湖に代表される豊かな自然の中で、自然とともに生き、すぐれた気風を身につけた先人たちの「淡海文化—あわうみの文化」とも呼ぶべき知恵や心を、現代の生活に生かすことにより、将来の世代にとっても価値のある、滋賀ならではの地域づくりを行つてこようという「新しい淡海文化の創造」を提唱、実践しております。既に、市町村や事業者、県民などの広い共感を得ながら具体的な取り組みを進めているところであります。例えば、昨年度から淡海文化市町村推進事業といものを実施しておりますが、これは、基礎的な生活の場である市町村を舞台に、市町村それぞれの個性を生かした住民参加型の事業に対する県が支援を行うというものであります。いわば、国において実施されたふるさと創生事業の滋賀県版というようなものであります。お互いの顔が見える地域の中で、市町村、住民が知恵を出し合い、力を合わせて主体的に地域づくりを競い合おうとするものであります。地方分権の道は、制度論はさておき、地方分権的な物の見方、考え方を確立する中でこそ開けてくるという意見があります。分権の時代にはそれにふさわしい新しい文化が生まれてくるものと信じ、今後とも取

り組みを進めていきたいと考えております。本特別委員会の委員各位におかれましては、このような理念は十分御承知いただいているところですが、地方においてもその思いは同じであり、地方分権の担い手としての腹をくくつておられます。そこで、市町村の役割というものが既に分権の時代を見据えた取り組みを進めていることとされおり、その健全性の確保を新たにしていただきたいと、ぜひとも法律案の早期制定に向けて御努力いただきますようお願い申し上げまして、私からの意見陳述を終わらせていただきます。

○中馬座長 ありがとうございました。

次に、山田豊三郎君にお願いいたします。

○山田豊三郎君 大津市長の山田でございます。

本日は、衆議院地方分権に関する特別委員会地方公聴会の場におきまして、私ども地方自治に直接接觸させていただいております市長の意見をお聞きいただけますことをまずもつて感謝申し上げるとともに、まことに光榮に存する次第であります。

本日は、滋賀県内の七市を代表いたしまして意見を申し述べたいと存じます。七つの市と申しますが、私ども大津市のように人口二十七万五千人の市から四万人口余りの市まで、自治体としての規模や地域の状況は異なりますが、いずれの市においても、それぞれ地域の実情に応じ、その特性を生かした町づくりを積極的に進めているところでございます。

そうした中、私は、大津市長として、また、滋賀県市長会の会長として、これまで微力ながら都市行政の進展に努めてまいったところでございましたが、本日は、大津市の実情等に即して、地方分権の必要性やその制度的なあり方についての考え方の端を申し述べさせていただきたいと存じます。

まず、地方分権の必要性につきまして、今日、日本の置かれている社会経済情勢を改めて見渡しますと、高齢化、国際化、高度情報化の進展といつた時代の潮流の中で、国内情勢はもとより国際

社会との関係におきましても大きく揺れ動き、また、成熟した社会がもたらす価値観の多様化や、これまでの経済成長優先から生活重視への意識の転換に伴い、今までにも増して、住民に最も身近な地方公共団体である市町村の役割というものが高まってまいりました。そのような状況のもとで、市町村にあります。特に、それぞれの歴史、文化、自然条件等を生かした町づくりを初め、高齢者福祉対策、文化行政の推進など、総合的行政課題への的確な対応が強く求められることとなりました。

そのためには、市町村、とりわけ人口の八割が集中する都市自治体が主体的に諸施策を実施し、自立的な行政を確立することが必要であり、その意味からも、それらの住民生活に密着した行政に係る権限について、できるだけ市町村にゆだねられるべきであると考えております。また、地方分権は、地域の自主性、自立性に基づき個性豊かで魅力に富んだ社会を築き、住民福祉のより一層の充実を図つていく上におきまして欠かすことのできない要素であると考えております。

都市自治体の取り組みにつきまして、今まで、市町村とりわけ都市自治体は、市民に直接する自治体として、国や都道府県に先駆けた施策を積極的に展開してまいりました。これらの町づくりの実践の中で培つてまいりました行政能力は、今後国や県からさまざまなものを受けた場合におきましても、それらを的確に遂行できる能力を十分備えているものと確信をいたしております。

全国六百六十余の都市自治体にあります。市町村に即応した都市政策のあり方について、これまでからも全國市長会等の場におきまして議論をさせていただいております。都市政策研究特別委員会におきまして、「権限移譲を中心とする地方分権のあり方について」をテーマに調査研究を行つて、全国市長会では、現在、私が委員長を務めさせていただいているところです。

市が制度化されたところでございますが、これも、平成元年に全国市長会で提唱いたしました第二政令指定都市構想が実を結んだものと存じております。中核市は、従来の政令指定都市に加えて、一定の要件を満たしている地域の中核的な都市に対しまして大都市特例を認め、権限や財源の移譲を行おうとするものであり、限られた都市が対象ではありますが、これまでの都市が果たしてきた役割というものを見えていたいた結果であろうと、意を強くいたしていの次第でございます。大津市におきます取り組みにつきまして、私ども大津市は、県厅所在市として、これまで県下五十市町村の自主的な町づくりを先導する立場と見て、必要となるさまざまな事務権限を得る中で、着実に都市経営を行つてきました。

古くは昭和四十七年に建築主事を設置することも、開発許可に関する権限を初め多くの事務権限について知事から委任を受け、また、水質汚濁防止法や大気汚染防止法に基づく政令に指定する都市として事務権限を付与され、いずれも適正な処理を行い、これまで良好な住環境の整備を初めとする快適な町づくりに努めてまいったところですござります。また、総合保健センターを設置して市民の健康管理に係る大半の業務を実施するとともに、ごみ処理や下水道事業等についても積極的な施設整備を進めてまいりました。さらに、広域的な行政の面におきましては、本市は、三市四町で構成する広域市町村圏において中心的な役割を果たすとともに、現在、隣接する志賀町と一部事務組合を設け、共同処理によるごみ処理行政と火葬場の運営等に当たっております。

このように、大津市ではこれまでその権限に基づいて積極的な事業展開を図つてしまつたところではございますが、現状を振り返って申し上げると、市民生活に関連する行政は、広域的な観点で国や府県の調整を要するものを除いては、地域の実情を最も承知いたしております市にできる限り任せいただきたいということでございます。

すなわち、事業実施に当たつて必要となる判断の材料は市が最も多く有しているのであり、市民の要望に対して迅速的確に対応するためにも、改めて都市自治体への積極的な権限移譲をお願いする次第でございます。

して、半数以上の職員が国、県の指導、関与等が強いことや、調査、報告等の事務量が多いことを挙げており、その意味からも制度における問題点を指摘することができると思います。

さらに、国による地方へのかかわりにおける問題点の一つとして、国庫補助金の制度が挙げられます。国は、補助金を交付しようとする場合には、補助要綱を作成し、補助の対象、単価、補助率等を定めて行いますが、このため、どうしても画一的な基準にならざるを得ないこととなります。同時に、地方自治体が補助金の交付を受けた場合には、事前協議から、内示、申請、交付決定、請求、事業終了後の清算、報告に至るまで、煩雑な事務手続に多大の時間と労力を要します。また、いずれの自治体においても、所管の省庁に対して陳情といったことを繰り返しているのが現状ではないかと思います。

先ほど申し上げましたアンケートの結果によりますと、本市におきましても、国庫補助金に関する事務に携わっている者は全体の二割で、またその職員の年間仕事量の三割を占めていることが明らかになりました。同時に、国庫補助金の問題点として、七割以上の職員が申請、請求、会計検査に係る事務量が多いことを挙げており、これを見ましても、国庫補助金制度につきましては、事務を簡素化するなど改めるべき点が多いように思われます。住民の幸せと魅力ある豊かな町づくりに向けて、知恵を絞り、アイデアを発揮するべき自治体の職員が、現実にはそうした機関委任事務や国庫補助金に関する事務処理に多くの時間と労力を費やすことを余儀なくされているということは、地方自治の本旨から見ても、やはり問題ではあると言わざるを得ません。

同時に、地方自治体の事務が機関委任事務のように全国一律の基準によつていたのでは、地域の実情に応じたきめ細かな町づくりを進めることはできません。町づくりのようない定の区域に限定された行政分野は、本来的に地方自治体で行えるようなシステムでなければならぬと考えています。

高齢者や障害者が必要としている個別的なサービスを提供するためには、地域住民の声が迅速かつ確に反映できる地方自治体はできる限り地方自治体において処理するという市町村優先の原則が貫かれるべきであると考えております。

財源保障等についてでございますが、ただ、ここで特に申し上げておきたいのは、幾ら権限が市町村に移譲されても、その権限に伴う財源の裏打ちがなければ、自主的、自立的に事業が遂行できないということです。移譲された事務を適切に執行するためには、その事務権限に応じた財政措置を講じていただくことが必要であると考えます。市町村が個性豊かな町づくりを自立的に進めていくためには、国と地方の役割分担に応じて、現行の税源配分を見直し、自主財源確保のための新たな税体系を構築することが必要ではないかと考えます。

また、財政上の措置だけではなく、職員定数や組織のあり方についても、市の自主性、自立性が尊重されるよう、十分な配慮をお願いいたしたいと存じます。特に、今後の急激な高齢化社会の到来に向けて、老人保健福祉計画を着実に実施していくに当たっては、職員の確保が不可欠であります。市みずからが効率的、効果的な人員配置等に努めなければならないことはもちろんであります。が、その上で、それぞれの市の地域特性に応じ、実態に即した柔軟な対応を認めていただくよう、お願いをいたしたいと存じます。

行政体制の整備についてであります。

地方分権は、その推進を國にお願いするというだけでは決して実現するものではなく、よしなば実現したといいたしましても、その受け皿となる市町村がこれまでのよう市府県や國に依存する体質のままであっては、本当の意味での分権改革にはつながらないと思います。

今こそ、我々市町村も、地方自治が住民の権利と責任において主体的に形成されるべきであると

いう基本的観点に立つて、その責務を果たすために、より足腰を強め自立することが肝要であります。みずからが考え、みずからが実施するという自立的な行政運営に向けての取り組みを進めていくに当たり、住民に直結する行政は我々が行うのだという強い決意を持つてこの分権改革に臨むことが何より大切であり、そのためには職員自身の意識改革ということがこれらの課題になるものと考えております。

正直に申しますと、これまで市町村の職員の意識や体質の中には、府県や国を頼りにし、言われただけの仕事をしておればいいという傾向があつたことは否めない事実でございます。その意識や体質がある限り、本当の意味での地方分権はおぼつかないと言わざるを得ません。このためにも、今後は職員の意識改革とあわせて、権限が市町村に移譲された場合においても、それを的確に処理し得る実力を備えるため、職員一人一人の資質の向上に努めることが肝要であり、その取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

そして、地方の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、都市自治体もみずからの中を改革を積極的に進めるとともに、今後とも行政改革などの継続した取り組みを進めていく必要があると考えます。

一方、地方分権が実現した暁には、まさに地域間、都市間の競争が新たに始まることを考えます。市民の要望に迅速的確にこたえ、他の自治体に先駆けたユニークで積極的な事業展開を図らなければ、たちまち市民の失望を招くことになりかねません。その意味で、地方分権は市の意欲と力量が試される場であり、各都市が互いに切磋琢磨し、市民の共感を得られる行政運営により一層努力することにより、それぞれの都市の個性をつくり出していくことになるものと痛感している次第でございます。

地方分権を進めるための法律につきまして、地方分権に関しまして、これまで長年にわたりまして論議が繰り返され、各界各層からさまざまな提

言や意見等がなされてまいりました。とりわけ、産業経済構造や人口動態もさまざまですが、私が町長を務めております山東町は、県の東北部に位置し、東海道新幹線あるいは名神高速道路において、冬の大雪の時期には必ずと言っていいほど交通機関に混乱を来しているところであります。

では、地方分権推進法案、地方分権の推進に関する法律案の二法案がそれぞれ政府案及び議員提案として提出され、審議が進められているところです。両法案の内容を拝見する限り、法の趣旨や目的等において、根本的に相違する部分はないように思います。

いずれにいたしましても、地方分権を推進するための法律が制定されることによりまして、分権改革は大きく一步を踏み出すものと確信いたしました。現在、衆議院の地方分権に関する特別委員会において、地方分権を推進するための法律の審議が精力的に行われておりますが、地方分権を推進するには、まずもって法律の制定が不可欠であります。この法律が一日も早く制定されるとともに、法律に基づいて地方分権推進委員会が速やかに設置され、分権の具体化に向けて早期に推進計画が策定されますよう、切に希望するものでござります。

最後に

最後になりましたが、本日御出席の委員の皆様には、法律の早期制定に向けてさらに御尽力賜りますよう、心からお願い申し上げまして、私の意見陳述とさせていただきます。

○中馬座長 どうもありがとうございました。
次に、山本博一君にお願いいたします。
○山本博一君 それでは、陳述をさせていただきま

す。
私は、滋賀県山東町長の山本と申します。
この機会に、滋賀県町村会を代表いたしまして、意見を述べさせていただくことは、まことに光栄であります。心から感謝と御礼を申し上げます。

前お二人の陳述に重なる点もあるうかと思いまので、お許しを賜りたいと思います。

まず、私の町の紹介を少しあせていただきま

ざいます。地勢や気候風土が大きく異なりますことから、産業経済構造や人口動態もさまざまですが、私が町長を務めています山東町は、県の東北部に位置し、東海道新幹線あるいは名神高速道路において、冬の大雪の時期には必ずと言っていいほど交通機関に混乱を来していることで皆様にも御承知いただいております岐阜県関ケ原町に隣接し、町のおおよそ六割を山林が占め、農林業を産業経済の基盤とする、人口が一万三千人の文字どおり山間の自然に恵まれた小さな町でございます。

さて、今回、中央と地方の新しい関係を目指す地方分権推進法案及び地方分権の推進に関する法律案が国会に上程されましたことは、明治以来の長年にわたる中央集権体制のもとでの我が国地方自治に新しい歴史が開かれ、地方に視点を置いた行政の枠組みを大きく前進させることとなり、長年地方自治に携わってきました者として、ひとしお感慨深く、本日御出席の議員の皆さん方を初め、関係者の方々に対しまして、深甚なる敬意を表するものでございます。

地方分権の基本は、今日までの諸情勢を背景に、住民に身近な課題については、地域の責任ある行政主体が地域の実情に即して、自主的に政策を決定し、執行することのできる仕組みを確立することにあると考えております。そのためには、国と地方の役割分担を見直し、国から地方へ権限を移譲すること、そしてそれに要する税財源の確保を通じて、地方自治体の自主性、自立性の強化を図り、二十一世紀に向けた、時代にふさわしい地方自治を確立することにあると存じます。

そのような基本理念の実現に向けた法案の中でも、我々地方自治体が重要視しておりますのは、調査、勧告の権限が付与された地方分権推進委員会でございます。

この委員会の権限は、政府が分権推進計画を作成する際に、具体的な指針を勧告すること、施策の実施状況を監視し、必要な意見を述べることとなっています。

当初、大綱で示された推進委員会の権限は、推進計画の具体的な指針並びに同計画の策定及び推進について、意見提出を行ふことができる」というものでございましたが、我々地方自治体等から、「地方自治本来の理念達成を求めて、歴史的な改革を行なう」という時に、意見の提出しか認められない監視機関は存在意義がうすい。」という強い意見が申された中で、委員会の権限が強化されましたことは、大きな前進と評価いたしております。

その中で、我々地方六団体からは、さらにこの委員会の委員構成につきましても、一定数の委員については地方関係団体からの推薦者とするといふことを要望いたしてはございません。

地方の意見が十分反映されるような委員会となれば、従来の中央集権の枠組みや仕組みを転換していくことが期待できないようなことにもなりかねない、という考え方でございます。委員にはぜひ一定数の地方関係者を加えていただき、地方の意見を十分反映できる推進委員会となるよう期待しております。

次に、地方への権限移譲の方法についてでございます。

まず、一たん都道府県に権限を移譲し、その後市町村に移譲してはどうかという方法が論議されていると伺っております。行政の最先端とも言える我々町村は、地域住民に最も身近なところであり、そのためには、地域住民から期待されている役割がおのずとあるわけでございます。

そうしたこと踏まえまして、地方分権が目指しているところの住民が主役となつて行政を構築していくためにも、国と地方、また地方の中でも都道府県と市町村の役割というものを明確にした上で、我々町村に課せられた役割を計画的かつ着実に推進進めることができるような権限移譲の方策を確立していただきたいと考えております。この点に関しましても、推進委員会で十分議論をいたさて、貴重なこの機会に、我々地方自治体の実

情をお聞き取り願いたいと存じます。

まず、国と地方の役割分担に関してでございま
すが、福祉部門について申し上げますと、我々が
地域の実情に即した福祉サービスを計画的、継続的
に提供できるよう鋭意取り組んでいく中で、特

向が変わつたり用地費用が変動するといった問題點が生じております。また一ヘクタール未満は、一平米に至るまで知事の許可でございます。県は、農業会議に諮問、答申を経て、許可というようなることになつております。

また、開発行為の許可に要する事業が長期にわたりを招いておりますので、地域に密着した事業が迅速かすよう、こうした許認可等の住民に身近な市町村に移願いするものでござります

さらば
が、昭和四十二年に町長に当選いたしまして、今まで七期二十八年にわたり地方自治行政に携わ

本県では、住民がでかけるだけ公平な標準を受けられるよう、近隣市町村がお互いに十分話し合って、連携をとりながら事業を推進しているところですが、福祉サービスの水準を確保するためには十分な税財源の確保が必要であると考へております。一例を申し上げますと、保育園の旧童措置費、これの父兄負担は六五%でございます。同じ町村で幼稚園も設置いたしております。幼稚園の方はこれは一律でございます、同額でございます。そうしますと、父兄負担を軽減せざるを得ません。

そのためには、より有利な国の補助金を取り入れて事業を実施する必要があり、国の補助金獲得のために、要望や陳情活動も随分と行つてまいりましたが、今日では、公共下水道事業はおくれておりますが、社会教育施設の整備も含めて一定の行

また、國と地方自治体の関係で長年課題となつております機関委任事務につきましても、住民に対する行政責任の明確化などの面から当然見直すべき制度であり、推進委員会で十分な議論を賜ぬままよう、これまたお願い申し上げたいと存じます。

次に、権限移譲についてでございますが、今日ごろ我々の仲間が、会うたびに異口同音に申されますのは、農地転用の問題でございます。

現在二ヘクタールを超える農地を取得する際は農林水産大臣の転用許可を得ることとされており、許可を得るまでにはおおよそ六ヶ月から一ヶ月の長期間を要することから、その間、地権者の辛

えております。さらに、豊かさに関しまして、価値観の変化と町政に対する要望も多様化いたしております。そうした中で、今後はますます住民が何を望んでいるかを見きわめ、地域がみずから考え方をして、工夫して、地域の実情に合った事業を展開していくことが一層強く求められていくことになつてくるものと感じております。

町村長が関係省庁に陳情を重ね、多大の時間と費用を費やして初めて事業を実施できるといった実情でございました。それだけに、地方分権の推進により、こうした時間と費用のむだが少なくなれば、費用のことはさておきまして、町村がこうしたことにして煩わされず地域の実情に応じた行政に専念できることになり、町村行政の一層の充実強化につながるものと大いに期待するものでございます。

ところで、権限を移譲される地方自治体についてでございます。

特に町村でございますが、自治体自体の中央に対する、あるいは県に対する依存体質についてもこの機会に大いに反省すべきであろうと考えております。また、政府は地方自治体の能力不足を理由に地方分権に対しても前向きでなかつたところがござりますが、この際、地方自治体は職員の意識改革とより一層の資質向上を図り、もはやそうしたことなどを指摘されないよう、精いっぱいの努力をしていくべきであると考えております。

地方分権をより確実なものにするために、国と地方の役割分担のあり方、財源の再分配、行政規模の適正化など基本的な課題が山積しております。我々町村においても、国や府県の動きを十分見きわめながら、また、適切な指導や援助を受ける中で、行政手続の公平性や透明性を確保し、事務事業を総点検し、組織、機構を合理化することなどにより、健全で効率的な行財政を確立するよう最善の努力をいたすべきであると決意を新たにしているところでございます。

滋賀県におきましては、稲葉知事が提唱されております「新しい淡海文化の創造」という理念に基づいて、本県の歴史と風土に根差した個性ある町づくり、これは市町村一律交付金三千百万という英断でござります、が進められております。県内各市町村では、住民参加によるシンポジウムや研修会の開催を通じて住民に地域の個性や魅力を再発見してもらう中で、自分たちの町は自分たちの

このたび地方分権に係る二法案が提出されたことにより、地方分権が具体的な実施段階に入った現在、地方自治史上歴史的なこの機会に、ぜひとも早期に法案を成立させていただきますようにお願い申し上げます。

我々町村も、地方分権の主役は地方であるという認識のもとに、各市町村が連携を深めながら分権を地方みずから課題としてしっかりと受けとめる体制を整えていくことに最善の努力を傾注いたす所存でございますので、法案の早期成立につきましては、重ねて何とぞよろしくお願ひ申し上げるものでございます。

以上をもちまして、まことに意を尽くせませんが、地方分権に関する私の意見陳述を終わらせていただきます。失礼しました。

○中馬座長 どうもありがとうございました。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○中馬座長 これより委員からの質疑を行います。蓮実進君。

○蓮実委員 「自由民主党・自由連合の蓮実進でございます。本日は、公聴会に稻葉知事さん、山田市長さん、山本町長さん、お忙しいところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

地方分権を進めていくことは、民主主義と地方自治の原則から、どなたにも異存はないと思っております。国と地方がお互いにやるべき仕事、分野をきちんと決めて、国民のために精いっぱいのサービスをするために、今のような、国から県、あるいは県から市町村、市町村から自治会などといふ中央集権的な考え方を改めて、できる権限を

このたび地方分権に係る二法案が提出されたことにより、地方分権が具体的な実施段階に入った現在、地方自治史上歴史的なこの機会に、ぜひとも早期に法案を成立させていただきますようにお願い申し上げます。

我々町村も、地方分権の主役は地方であるという認識のもとに、各市町村が連携を深めながら分権を地方みずから課題としてしっかりと受けとめる体制を整えていくことに最善の努力を傾注いたします所存でございますので、法案の早期成立につきましては、重ねて何とぞよろしくお願ひ申し上げるものでございます。

以上をもちまして、まことに意を尽くせませんが、地方分権に関する私の意見陳述を終わらせていただきます。失礼しました。

○中馬座長 どうもありがとうございました。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○中馬座長 これより委員からの質疑を行います。

質

○中島座長 これより委員からの質疑を行います。

○蓮実委員　自由民主党・自由連合の蓮実進でございます。本日は、公聴会に福葉知事さん、山田市長さん、山本町長さんお忙しいところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

地方分権を進めていくことは、民主主義と地方自治の原則から、どなたにも異存はないと思つております。国と地方がお互いにやるべき仕事、分野をきちんと決めて、国民のために精いっぱいのサービスをするために、今のような、国から県、あるいは県から市町村、市町村から自治会などといふ中央集権的な考え方を改めて、できる権限を

地方自治体に任せて、必要な財源をきちっと確保していきたいと思っております。

本日は知事さん、市長さん、町長さんから率直な御意見をお聞かせいただきまして、大変に参考になりました。これからの方策審議と成立後の施行にぜひとも生かしていく様に努力したいと
思つております。

りを見ていると、これで大丈夫なのかなどという想
がいたします。健全な運営、すなわち地域住民の
利益を守るためにいかにあるべきなのか、十分な
監督があつたのか、お互いにいかに協力し合つて
間違いのないようにしているのか、どうも怪しい
点があるような気がしてなりません。

省へたくさんの人を送って、そこで勉強してもらいうといふような形で、お互いに勉強をさせていただくといふような仕組みをとつておしまして、現にずっと実施をいたってきております。大変得るところが多いと思っております。

○山田豊三郎君　今御質問いただきました問題点についてまして、大津市におきましても、職員の採用は、特別の技術職員以外は、そういう特殊な免許の必要な職員以外は全部公開試験による採用試験制度をずっととつておりますので、人材の確保についてはどう苦労を今現在もいたしておりますが、

思つております。
せつかくの機会ですので、本日は、日ごろ私が
この地方分権問題に絡んで考へてゐることを、多少重複するかもしませんが、お尋ねさせていただきたいたいと思います。

そこで、私は、地方自治体の立場に立って、与えられた権限を本当に正しく円滑に運用をされようとするためには、これからもつとめと真剣に取り組んでいかなければならぬ。分権されたけれども、渡された方がおたおたしたり、形式的でござりませぬ、と思はぬう。

が、県で勉強したことなどを国に帰つて政策化していくというようなことを国に帰つておられますので、そういうようななことを我々も目の当たりにしてながら、やはりそういう勉強もさせていただいておらるこ、うふううと思つております。

た職員に対しまして職員研修を一定の期間置きまして窓口に配置するというふうな方法で進めております。

それは 地方分権問題でいつも持ち出される論
議ですけれども、国が権限を地方に渡しても、一
体地方はやつていいのかどうか、地方は毎日の
窓口の業務あるいは住民サービスをやるのが精い
つぱいで、これ以上のことをやる人もいなければ
力もないのではないかと言われている問題であり
ます。これは地方自治というか住民自治の基本に
反する暴論と言つてもよいのであります、地方
分権が具体化する過程の中で、國も自治体も真正
面からぜひ一度論じていかなければならぬ問題
だと私は考えております。お互いに曰ごろ感じて
いるものを作り合つて、地方分権を実現するため
にはどうしたらよいか、あるいは、優秀な人材
を確保し、地域住民の期待にこたえて事務を行う
には新しい工夫が必要なのではないだろうか、この
点について國がお手伝いをしてもらいいのではないか
か、研修や交流などで新しい制度をつくつてもいいの
ではないかと私は考えております。

私がこの点を重視しているのは、御承知のとお
り、最近マスコミをぎわわしている事件を見る
と、どうも國にはこの人材という点で地方自治体
への不信感があるのでないかと考えるからであ
ります。

皆さんに最初にお尋ねをいたしたいのは、地方分権時代に備えての人材の確保、人材の能力向上をいかに考えておられるのか、さきに申し上げましたが、まさに、国からの一般的な不信感をはね返していくために具体的にいかなる準備をしておられるのか、さらに、各自治体における人材確保がどう行われているのか、研修などはどう進められているのか、能力向上のための交流などの実態はどうなんだろうか、それらを含めて御意見を賜りたい。されば今後に期待することもお話をいただければ大変幸いだと思っております。

○稻葉總君 地方分権にとりまして、権限、財源人間の三ゲンが必要であるというふうに言われておりますけれども、人材の確保と能力向上につきましても、地方分権実現にとつて不可欠の問題であるというふうに考えております。

人材の確保という面では、県では公正な競争試験ということで、国と同じような試験を実施しておるわけであります。幸いに志望者もたくさんおりまして、優秀な人材が採れておるというふうに思

その一つは、言うまでもなく、今問題になつてゐる東京協和、安全両信用組合の問題であります。本日はその中身について論じるつもりはありませんが、信用組合という地域や職場に密着した大蔵省と東京都のやりとり

研修につきましては、いろいろな交流とかいろいろなことを考えて実施をしております。古くから国の方との、人材を派遣してもらうというようなことを行ってまいりましたし、また逆に、県からも色々

ただ、お詫びがありましたような信用組合、こういうような専門的な指導監督ということになりきりますと、やはりその分野の方々に来ていただいて、実地に指導していただきたいというふうなことも大変大事なことだなというふうに感じております。

あるいは係長になって三年目といふような研修をやり、そしてまた、自治大学とか市町村の研修修了への派遣等につきましても積極的に参加をさせていく、希望者にはどしどし参加させていくといふことで、職場に意欲的な職員が一人でも多く

くふえるようにといふうな体制で研修を進めております。昨年一年間の研修をとりましても、大体今二千八百人おります職員のうちで千二百十八人は何らかの研修を受けたといふうな形で進めておるのが現状でござります。

なお、さらに、人材とかあるいは企画能力を高めるために、市の方では、若い職員に対して企画委員会といふような自主的な組織をつくらせまして、大学の教授と対々で一年間、それはもう時間外ですけれども、執務時間外に、選抜した十人ほどの若い職員と大学の先生等との対話の中で、地方自治のあり方をどういうふうにするかとか、大津市の行政のあり方をどうするかというようなことを検討さすといふようなことで、研修する雰囲気をつくさせていくというふうなことも進めております。

また、職員の人事交流につきましては、私どもは建設省から助役の派遣を受けておりますが、そういうことで、物の考え方、国の考え方、また県からも指導を受けて、国、県のいわゆる政策立案に対する考え方に対して市の職員はどういうふうな点で勉強すべきかというふうなことを常に研究し、またそれを実行していくために、市町村国際文化研修所とかあるのは滋賀県総合研修所等へ派遣をいたしまして、よく言います、よその飯を食うて勉強していきといふような方法で、そういうところで他の市町村の人たちと意見を交わすことによって自分の視野をみずから広めていくということをやらせておるようなわけでございましょう。そのほか町村の合併等によりますいろいろな広域行政事務組合の職員の集まりの場とかいうふうなことで、お互いが切磋琢磨するようにやっていきたい。

そして、私、もう一つ職員に言つておるのでありますが、市町村の職員というのは、率直に言いますと、いろいろな御要請にこたえなければいかぬし、こたえることによっておのづから、わかつておつても間違つたことに引き込まれていくといふうなことが多い。それは、私はいつも職員に断る勇気

を持って言つてゐるのです。これはだめです、こ

れはできませんということを上手に断る能力を持てといふことをよく言うのです。その決断が、特に市町村の職員にはそれがなければ、うつかりしていると職員だけが責任を持たされ、やつた責任は市長、職員にあつて、言うてやらせた人は知らぬ顔してしまうぞ。強い信念でもつて仕事をしなければいかぬというのは、結局正しいことを正しくするために無理な要求をはつきりと断り切れる勇気を持つということをいつも指導いたしております。

以上でございます。

○山本博一君 先生御指摘いただきましたことは、県とか市よりも、一番弱小な町村はどうするんだ、そこに御心配をいただいているのではないかと思ひます。

確かに町村といたまでは、これはその規模がまままちでございます。結構やつていけるところもございますし、また心配な規模の町村も多いいだらも指導を受けて、國、県のいわゆる政策立案にいかに対応していくかということは、本当に大きなことだ、これはもう率直な考え方でございま

す。

確かに町村といたまでは、これはその規模差がございますから、まだ十年、十五年と使える人が多うございます。そういう人がたくさんおりますから、そういう者で補充していくといふ一つの方法があると思います。そういうようなことも考えながら、配置転換等でこの新事態に対応していきたい。

それからもう一つは、地域住民でございますけれども、分権を十分理解するような態勢にもう既に来ていると思います。と申しますのは、今の住民といいますのは、私どもよりもかえつて時代認識が進んでいるのではないかというように思われます。

しかしながら、私どもは、分権が推進されるといふことになれば、その方向に対応いたしまして真剣に取り組むということでございますが、私の町の実情は、一万三千人の小さな町でございます。行革もございまして、やはり経常経費の節減

ということもございますから、人件費につきましてはできるだけ節減をいたしております。一万三千人といいますと、職員はどのくらいおるんだと

いきますが、行政職を含めまして百三十人でございます。これは決して多い数ではないと思います。行政職を含めてでございま

す。

したがいまして、この分権の新事態になりましても、必要な人員は確保したいと思っておりまします。ただ、若い人の少ない時代でございますから、では優秀な人をすぐに採用するといふわけにはまいりません。もちろんそういう方向もとりますけれども、やはり配置転換によりまして、それに向きました職員を張りつけるということで対応していかたいと思いますが、ではその穴埋めをどうするかということございます。

私は、そこでひとつ地域に御理解をいただきたい。今若い人が少なくござりますから、ではそれをどうするかといふことになりますと、もう年配者しかおりません。そうしますと、高齢者ということになりますと六十五歳以上といふことになりますが、六十五歳といふことは高齢者の物差しでもあるかもわかりませんけれども、個人差がございますから、まだ十年、十五年と使える人が多うございます。そういう人がたくさんおりますから、そういう者で補充していくといふ一つの方法があると思います。そういうようなことも考えながら、配置転換等でこの新事態に対応していきたい。

それからもう一つは、地域住民でございますけれども、分権を十分理解するような態勢にもう既に来ていると思います。と申しますのは、今の住民といいますのは、私どもよりもかえつて時代認識が進んでいるのではないかというように思われます。

しかししながら、私どもは、分権が推進されるといふことになれば、その方向に対応いたしまして真剣に取り組むということでございますが、私の町の実情は、一万三千人の小さな町でございます。行革もございまして、やはり経常経費の節減

ということもございますから、人件費につきましてはできるだけ節減をいたしております。一万三千人といいますと、職員はどのくらいおるんだといふことがありますから、その方向に来ていますから、そういうことを考えますと、地方分権なんでもっと早くやっておいたら、そんなことを当然じゃないか、中央の方だと東京の方で企画されたことあるいはメニューによつて地方が行政をやるといふようなことはおかしいじやないか、自分たちの町は自分たちでやるんだといふうな意識は我々以上にあるのではないか、このくらいに思つておりますから、決して御心配は、こ

こはしていただかなくとも対応していきたいと思つております。

今申しましたように、私どもは平素からそうして非常に関心を持っておりますし、やるならできることでありますけれども、やはり配置転換によりますから、たゞこの地方分権の推進の機会にやらなければもう合併はできないんだというような認識を持ちながら推進をしていきたい、こういうふうに思つております。

大変まとまらないことを申し上げましたけれども、御心配をかけないよう対応していきたい、それから御心配をいたしております。

○蓮葉委員 よくわかりました。皆さんが自治体の責任者として努力されておられる実態はよくわかりました。これからは、これをいかに克服すべきか、私どもも国会において真剣に取り組んでまいります。

○吉田治君 続いて、吉田治君。

本日は、大変お忙しい中、意見陳述をお願いします。また質疑をお願い申し上げまして、ありがとうございました。

こういう機会でござりますので、数点、質問等をさせていただきたいと思います。

今意見陳述のお話の中で、政府案と衆議院提出法案の概念は一緒だ、基本的な部分は一緒だ、ですから早く通してほしいといふうなお話をありましたけれども、やはりそこをもう一度、認識というのですが、お聞かせいただきたいと同時に、私どもの主張を申し上げたいのは、やはり衆議院法の方では機関委任事務の廃止というものをつまつたけれども、やはりそこをもう一度、認識というのですが、お聞かせいただきたいと同時に、私どもの主張を申し上げたいのは、やはり衆議院法の方では機関委任事務の廃止というものをつまつたけれども、やはりそこをもう一度、認識といふ改善という言葉は一切述べられていない。知事さんが改善という言葉を言われましたけれども、やはり地方事務官制度を含めて原則廃止というものは

非常に重要じやないかな、私どもはそういうふうに考えております。

それから、五年間の時限立法に関しては、知事さんの方からは、五年間でいいじゃないか、必要なら延長すればいいと。私は、そうではないと思うのです。五年という時間、区切られてしまいますと、五年たてばここへ集まつて話をしている人の何人が残っているのか。延長すればいいではないかという話ですけれども、そのときになつて、では果たして延長ができるのかどうか、もう大体これで終わりよというのが普通のやり方ではないかなというふうに思つております。

この二点はこの法案において非常に大きな違いだと私は思うのですけれども、時間も限られております。それぞれ陳述人の方、一言で結構でござりますが、この件に関しまして御意見を賜りたいと思います。

○福葉穂君 機関委任事務が本来地方自治の考え方になじまないものである、ですから原則的には廃止すべきであるということは、私どもよくわかるわけで、ぜひそうしてほしいと思つております。

○山田豊三郎君 機関委任事務の中で整理合理化がきちっとされるということであれば、条文の書きぶりにはそこだわらなくていいのではないかということが現在の私の感じでございます。

○山田豊三郎君 機関委任事務につきましては、私が、個々の事務について言いますと、いろいろ議論が出てくるだろうということを思うものであります。

○吉田(治)委員 本当に今お話を聞かせていただき、私ども衆法を作成した方といたしましては、同じ法律をつくるのであればできるだけ具体的に踏み込んで、最終的な方向性まで持つていいといったふうに思つております。

○山田豊三郎君 本當に今お話を聞かせていただけでございますが、私は、今も大津市長がおつしやつせん。したがつて、現在実施いたしております事務はもう支障はないと思つております。

○山田豊三郎君 機関委任事務につきましては、私たち、市長会なんかではやはりこういうふうに明確にした方がいいという意見もございます。

○山田豊三郎君 機関委任事務につきましては、現実の問題として、機関委任事務の内容その他についていろいろと研究をしてみると、なかなか一挙にそこまではいくわけにはいかぬだろう。

だから、やはり法律としては、今回は推進委員会をつくつていただくことに重点を置いていただきいて、その中での委員会の構成等あるいは運営を見てみると、いろいろと意見を聴取していた

だく、そういう中で最終目的である機関委任事務の全廃に、廃止に持つていついただければいいのではないか。だから、そのことをどうしても法案に書いていたかなければいかぬというところまではこだわることはないのではないかという考え方であります。

それから、五年間の期限は、私は努力目標だとは思いませんけれども、この五年間にすべてが完結するのではなくして、できるところからやつて五年間で目標を達成できるように、やはりできるところから、二段制ということの書かれておりましたように、二ヘクタール以下につきましては、もつともつとひとつ彈力的にやってほしいと

方公共団体はそれを念願しておりますけれども、まず、できるだけの権限を県に移譲していただきたいと思います。それができなければ、県の段階でそれぞれの市町村の実態に即した権限移譲をしていただけるという二段階制がより現実的ではないかというふうに考えておるようになります。

○山本博一君 機関委任事務につきましては、私どもいたしましては、それほど多くはございません。したがつて、現在実施いたしております事務はもう支障はないと思つております。

○吉田(治)委員 本当に今お話を聞かせていただき、私ども衆法を作成した方といたしましては、同じ法律をつくるのであればできるだけ具体的に踏み込んで、最終的な方向性まで持つていいといったふうに思つております。

○山田豊三郎君 私は、市町村、私の市でいえば権限の移譲ということは、県からの移譲は任せてももらいたい、そして推進委員会の中などでとにかく一つのものをつくつてもらいたいという、ある意味で切実な、せつば詰まつたものを感じるときに、とにかく地方分権と名のつくものが早く上がつてもらいたい、そして推進委員会の中などでとにかく一つのものをつくつてもらいたいという、ある

意味で切実な、せつば詰まつたものを感じるときに、同じつくるのであれば、もっと深く、皆様の今言われたように、機関委任事務は廃止してもらいたいというふうなものまで含めてと、いうものができればななどいうことを非常に感じた次第でございます。

○山田豊三郎君 時間もございません。あと二点お聞かせいただきたいと思います。

今町長さん言わされましたように、各県と町村といふふうな話をなさいましたけれども、やはり、地方分権されていきますと、地方同士、県と市、県と町村、市と町村、近隣の市町村という関係が出てくると思いますけれども、この辺の調整が出てくるのか、権限をめぐつてのいろいろな問題が出てくると思います。その辺についてははどうだくと、いう程度になつてしまひました。

また、農業振興地域の指定の問題、変更の問題にいたしましても、ほとんどが私たちの町で計画をし、しかもそれを承認してもらうんだという考え方であります。

それから、五年間の期限は、私は努力目標だとは思いませんけれども、この五年間にすべてが完結するのではなくして、できるところからやつて五年間で目標を達成できるように、やはりできるところから、二段制といふことの書かれておりましたように、二ヘクタール以下につきましては、もつともつとひとつ彈力的にやってほしいと

うものはもう移管してもらつてもいいということにいたしますし、転用の問題は、先刻も申し上げましたように、二ヘクタール以下につきましては、もつともつとひとつ彈力的にやってほしいと

う程度になつております。したがつて、そういうものはもう移管してもらつてもいいということにいたしますし、転用の問題は、先刻も申し上げましたように、二ヘクタール以下につきましては、もつともつとひとつ彈力的にやってほしいと

うふうにお考えなさつていてるでしょうか。一言ずつお願ひしたいと思います。

○福葉穂君 県から市町村への権限移譲ということにいたしますし、転用の問題は、先刻も申し上げましたように、二ヘクタール以下につきましては、もつともつとひとつ彈力的にやってほしいと

うふうにお考えなさつていてるでしょうか。一言ずつお願ひしたいと思います。

○山田豊三郎君 私は、市町村、私の市でいえば権限の移譲などといふことは、県からの移譲は任せてももらいたい、それはやはり国との関係が出てくるなど

であります。そういうものについては残念ながらできないということでありまして、残つているものもありますが、今回また行政改革に取り組んでおりまして、中間報告では県の権限もできるだけ市町村に移譲しなさいという報告が出ておりますが、これはやはり国との関係が出てくるなど

であります。そういうものについては残念ながらできないということでありまして、残つているものもありますが、今回また行政改革に取り組んでおりまして、中間報告では県の権限もできるだけ市町村に移譲しなさいという報告が出ておりますが、これはやはり国との関係が出てくるなど

であります。そういうものについては残念ながらできないということでありまして、残つているものもありますが、今回また行政改革に取り組んでおりまして、中間報告では県の権限もできるだけ市町村に移譲しなさいという報告が出ておりますが、これはやはり国との関係が出てくるなど

であります。そういうものについては残念ながらできないということでありまして、残つているものもありますが、今回また行政改革に取り組んでおりまして、中間報告では県の権限もできるだけ市町村に移譲しなさいという報告が出ておりますが、これはやはり国との関係が出てくるなど

そういうような広域市町村圏の組織を利用してやつてはいる。だから、今後は、やはりそういう点についても、今度の自治法の改正によります連合といいますか、組織とかそういうものをもつと広域市町村圏でつくって、県からの移譲を受けるような努力を市町村自体がしなければいかぬのじやないか、このように考えております。

○山本博一君 知事の許可権限というもの、これは大事なものもあると思います。それは、広域的に高所から眺めてということだと思いますので、すべて町村に移管ということは難しい面もあるうす。

ただ、先刻も申し上げましたように、農業振興地域の整備ということにつきましては、もうほんの千平米の変更にいたしましても、やはり変更申請を出さなければならぬ。そこらあたりがちよつと私どもは、事務的な処理がおくれるとか、あるいはこんなことはもう任せてもらつた方がいいのじやないかというようなもの、個々にございま

○吉田(治)委員 今市長さんのお話の中で、ごみの処理、焼却場ですか、俗に言う迷惑施設等を結構奥へ持つていかなければいけないとなりますと、国有林の問題が出てきたり、そういうふうな別の意味での国との関係、権限じゃなくてそういう財産的なものとかも出てきてると思うのですけれども、そういうようなことについて一言ずつ御意見を賜わればと思ひのすけれども。

○山田豊三郎君 ごみとか廃棄物の処理のこととは市町村の責任で進めておるのでですが、一番問題は場所の確保なのです。だから私たちは、国有林という広い地域があるので、なぜ積極的に開放してもらえないのか。市町村長はもう本当に血の出るようだ、もう疊にでこちらをりつけて、この場所でやらせてくださいということを、本当に涙涙してお願いしてもなかなかできない。隣に広大な国有林があつたら、あの中で何とかできないのかな、ということ、これは市町村長すべての方の悩みまだあります。これから経済の発展とかいろいろな意味において、私はかつて明治維新のときに、英國製鉄所とか八幡製鐵所をつくられたように、アーヴィングのものをもつと資源化する工場とかそういうのをそういうところにつくるんだ、国直営のはなくして、少なくとも県に一ヵ所とか、近畿地方なら近畿地方で三ヵ所とか、そういう広い範囲で物を考えていかなければ、これは大変なことになるということで、そういうことをお願いをいたしております。

廃棄物処理とかそういう面でもつと國の方も、国の各省の件じやなくして、國の国土の中では廃棄物はどういうふうにして処理するかということを府県、市町村の実情を把握していただきたいということをお願いしております。

○吉田(治)委員 地方分権の中で本当に積極的に國も行うべきことがあるという御意見だと思いましが、最後に皆様方にお聞かせいただきたいのは、「私どもの大阪出身、今度横山ノック氏が知事になりましたし、また、この地方分権の話の中

は、中央の鉄のトライアンクルというものが地方へ移動するのじゃないか。先ほど知事さんは、腐敗が地方へはびこる、そういうふうな危惧は全くないというお話をあつたと思うのですが、やはり重要なのは、地方分権の住民意識ではないか。町長さんが、相當意識が高まつたというお話はあるかもしませんが、規制緩和でしたら、幾ら値段が安くなる、物価が安くなるということですけれども、やはり地方分権となりますと、こう皆さんびんとこられない。この間の統一地方選挙でも、私ども個人演説会へ行きましたが、地方分権と言つても、みんな、何という感じをされていたというのが実情ではないかと思うのです。

そういう中におかれで、やはり住民意識の高まり、高めるということが重要だと思うのですけれども、特にそれぞれ知事なり市長さん、町長さんとして、これから地方分権、こういうふうなことがされていくことについて、五年先もしくはその先に推進計画とかが出てくる、それの間にいろいろ何かをしようということをお考えになられているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○稻葉総君 地方分権、実際に動かしていくには、やはり住民意識の高揚が大事であるといふように思つておりますし、いろいろな意味で地方分権の啓発を進めていく必要があると思つております。既に県の広報紙なんかでも取り上げておるのですが、なかなか関心を持つていただけない。やはり、こういうふうになりますよということを具体的な例として言えるとわかりやすいと思うのですが、そうすると関心を持つていただけるのじやないかな、そんな気がしております。シンボジウムなんかもこれからやつていきたいと考えております。

○山田豊三郎君 私は、市民の方にやはりよく理解してもらうための市民会議というのを、年に五つほどの小学校区でやつて、直接市政の現状、問題点というのを討論をしてもらうというふうな会議を開いて自治意識を高揚してもらおうという方法です

それからもう一つは、何といいますか、非常に今問題点になつておるごみとか下水の処理場とか、そういうふうな問題は、今大津市は解決しましたけれども、その間において市民の直接関係の皆さんに実態を包み隠さず正直に話をするとことですね、今の状態を。それが案外今までできていなかつたので、だから私は隣の志賀町と共同でいろいろなことをやつてしまつたけれども、今日では和氣あいあいになりましたが、十年前では大変なことだつたのです。それは結局市の執行部の、市長の誠意といいますか、執行部の現場中心主義の行政について市民の方に本当に理解してもららう。これは、自分たちが自分たちの町は自分たちでいいことも悪いこともお互いが受け持ち合う中で仕事をしていく、それがふるさと都市意識であるということで、私はふるさと都市大津の町づくり運動ということを推進しているのですが、そういう意識を持つてもらうということ。

それからもう一つ、市の職員自体が意識改革をしなければいかぬというので、私は、非常にこれは難しいと言われたのですが、市の中堅の人、歳定年制になりますと、四十ぐらいの中堅の人、いわゆる元気はつらつたる人が、年功序列型ではまだ管理職につけないとかいろいろな問題があるわけですね。それで私は、去年初めて管理職登用試験制度というのをやりました。それで、府内の非常にもやもやとか、あいつが先に行つたとか、あれがこうしてこうしたとか、そういうことじやなくして、その一定の試験に合格しなければ管理職には登用しないよということをやりまして、私、ことし一年たつて府内が明るくなつたなと思つたのじやないか、このように思つてします。

○山本博一君 かつて、かつてと申しましてもこれは昭和六十三年でございますが、時の竹下総理大臣のあるとき創生一億円、あのときは私ども、一億円というような金を、もちろんこれは予算上

うことで主張をいたしまして、実現したものであります。したがいまして、水位調整そのものは、近畿地建が琵琶湖とそれから下流、淀川の関係も両にらみをしながら調整していくくという形になつております。

昨年の渴水に当たりましては、マイナス百二十センチまで下がつたわけです。そういう状況になる前まで、私どもとしては、「マイナス一メータ以上にならぬよう」に流量の制限を加えて、できだけ琵琶湖に残しておくようにした方がいいのではないかということを言つたわけであります。が、下流としてはどうしても水が要るのだから流量してほしいという形になりますて、これは将来百五十になった場合には水が出なくなる、ですから、その見通しの上に立つて流量調整されたと思うのですね。そのときに、天候の予測がかなり食い違つたということがありまして、どんどん下がつていつた。幸いにして百二十三でとまりましたけれども、私どもとしては、そういう百五十七センチまで下げられる工事ができておつても、その段階になる前から流量制限をしながら徐々に下げるという形をとつた方がいいという主張はしたのであります。これが上下流が調整委員会といふものを作つて、そして意見を述べながら地建が決定をする、こういう仕組みになつておりますので、それはそれで仕方がなかつたというふうに思つております。

ただ、我々としては、下流ばかり節水を呼びかけたりあるいは取水制限をしたりするよりは、することも大事であるけれども、それと同時に、琵琶湖の周辺からの取水も控えようではないかといふことで、琵琶湖からは、水は上げてもまた戻つてきますのでそれほど心配はないのですけれども、やはり滋賀県としてもそういう下流と同じよう、水のないつきさといふものを考え方ではないかということで、下流の制限の半分を実施をしました。こういうことであつまして、関係の市町村もそれには協力をしていただいたというふうに思つております。

○山田三郎君　琵琶湖の水位が大体プラス・マイナス・ゼロというのが海拔八十五メーターハーフセンチにまでなって、どこもかも干上がるし、井戸も困るしということは確かにございましたけれども、これは琵琶湖総合開発で、今知事さんおしゃつたように、マイナス一メーター五十まではいろいろと下げられるということにもう決まっていますので、このことは私はとやかく申すこともないし、沿岸の者は、とにかく水位が下がつたから、琵琶湖の水をこれ以上汚さぬようになれば、ごみも捨てるな、湖岸をきれいにせいということで、皆さん節水を何とかして呼びかけていらっしゃうということで一生懸命にやりました。

それしか方法がないわけなんですが、ただ、琵琶湖の水位が下がつた下がつたばかりを言うていて、また、今度ふえたときに、大阪の人々に水を流しますと、危險水位になりますし、マイナス三十、プラス三十ですか、一メーター五十ですか、最高一メーターハーフセンチから以上になりますと、これは洪水の危険水位になりますし、マイナス三十、プラス三十ですか、私らのところの田んぼまでが水につかるところもあるわけです。そういうときには早く洗い堰を切つて、流してくれ、流してくれと、市長が知事のところに行つて、早う流してくれと言つていかぬとならぬ。

しかし、そのときになると大阪の方々は、淀川の堤防がこれ以上危険水位になるから切つてはいかぬと言つて、琵琶湖はもう少し蓄えよと言われる。そういうことは知事さんに任せて、近畿町村としては湯水のときには琵琶湖の水をとにかく節水することと汚さないことに全力を挙げる

いうこと、洪水に対しては早く洪水の水が引いてもらえるようになります。それは下流の方とも話し合いをしてやつていただく。
ただ、そういう場合で、去年でも私は思つたのですが、もうちょっと渴水期に入る前の水を、もう二十センチぐらい多い目にためていたらどうですかということをよく私は建設省の人へ言ったのですね、プラス三十七センチとか五十センチで渴水期に入ると。ところが、台風が一回来るか来ないかで琵琶湖の水の十センチや二十センチは違うわけなんですよ。だから、台風のミス、見誤りといいますか、予測の範囲ということで変わるものでありますから、我々は、これはことしは危険水位までいったけれども、今プラス十五センチぐらいい、十二センチぐらいになつていると思うのですね。そうすると、今度一番満水状態で、先生方がおきょうごらんいただく瀬田川が満々として水をたたえておるということを言うてもいいぐらいの水位になつておるので、やれやれとしております。
○山本博一君 琵琶湖をきれいにする、守るということについては、知事さん、本当にこれは責任者ですから、随分と努力もしていただけておりました。それを受けて、私どもも合成洗剤を使わないように、富栄養化防止に協力いたしました。ところが、途中で無燃洗剤ということが出てきましたので、どうもちょっと腰が碎けたように思います。それから、石けんを使うんだということ、これも協力してまいりました。

今でも協力はさせてもらっております。ただ、私どもが今反省をいたしまして、県とされでは、知事さんを目の前にして申しわけないのですけれども、琵琶湖総合開発、つまり琵琶湖の周辺の整備、つまり渴水したときにはどれだけ水が下がるんだから、それの対策、それから景観も含めて周辺の整備ということに大きなお金を使われました。そうしますと、どうしても水を送る地帯、水源涵養地帯は、環境整備にいたしましても、なおざりになります。そういう嫌いは、これはやむを得ませんです。したがつて、離れているということもありまして、水をきれいにするんだ、汚してはならぬのだという意識は、やはり周辺の方とは、殊に知事さんの考え方とは多少ずれが来るのではないかということはもう仕方がないと思っております。そういう点では反省もしなければならないということ、琵琶湖総合開発が余りにも大きな投資、そして琵琶湖の周辺に偏ったということも言えるのではないかと思つております。しかし、そのため琵琶湖はきつと近畿の水がめとして整備されましたから、これはよろしいのですけれども、離れたところについては、水源涵養地帯としては多少不足な考え方もあつたということは否めません。けれども、協力してまいりましたし、今でもやはり水をきれいにいたすように努力をいたしております。

以上でございます。

○岡岡委員 一点だけ、済みません。

高齢者福祉行政について少しお聞きしたいと思ったのですが、時間がなくなりました。

それで、端的に二つお尋ねをいたしますので、最も象徴的と申しましようか、そういうようなことを一言でいいですが、こういうことがある、これが一番問題だということで御指摘をいただければありがたいと思うのです。

今高齢者のためのゴールドプランを新ゴールドプランに見直しまして、村山連立内閣としては新たなスタートを切つていくことを、平成七年度予

算でもスタートを切つていいわけでございますが、こういう高齢者の福祉行政をやっていく場合に、国からの権限移譲を望むものは、一体県は具体的に端的に言つて何か、市は一体何か、町村の場合は一体何か。それから、やめてもらいたい国

の関与といふものは、端的に言つて今までの県政、市政、町政の中で、こういうことがあった、これはぜひやめてもらいたいという象徴的な関与のものがあつたら、お聞かせいただけませんか。

○福葉穂君 高齢者対策であります、高齢者対策につきましては、現在はもう既に県から市町村の段階に移つてあるわけですね。県としては、市町村の高齢者対策の仕事についていろいろ調整をしていくという立場でありますといふうになります。

○山田豊三郎君 高齢者対策で、私は、六十五歳以上が高齢者だというふうに決めつけて、意欲のある人を、その意欲のある労働力を活用する施策になぜもつと熱心にならないのか。何か、私も高齢者の無料化の一人ですけれども、すぐ国が何やかやと大事にしていただける方向ばかりで、そうではなくて、元気な間はお互いに働きましょうといいますが、社会のために奉仕しましようという施設にもつともっと國も力を入れて、厚生省の方もやつてほしいなというのが私の考え方です。

しかし、病気をした人については市町村は責任を持つてやります。やりますけれども、そういう健康なお年寄り対策をもう少し——それはなぜかというと、年金がとまるし、これがとまるし、もう余りこれ以上は仕事をしてはいかぬやからといふような、いろいろなことがあるわけなんです。そういうふうなことについて、健常な元気なお年寄りは元気を出して働く、社会のために近くお年寄りは元気を出して働く、社会のために近くすよという意欲のある人をもつと励ます政策をしてほしいと私は思いますね、今の政策以外にですよ。

○中馬座長 では次に、古堅実吉君。

○古堅委員 日本共産党の古堅でございます。

御三人の公述人の皆さん、本当に御苦労さんです。一齊地方選挙のさなかでありまして、地方自治体に対する住民、国民の関心も從来になく高まっている、このように思います。

同時に、住民に最も身近な行政である地方自治体が住民のために何をやれるのか、何をしなければならぬのか、そういうことについて憲法や地方自治法に定められた住民福祉の増進といふうな立場から切実に求められているといふうにも思っています。

私は、いわゆる論議されております地方分権、それは憲法の言う「地方自治の本旨」にのつて、あるべき本来の地方自治体を求める声であります。主張であり、運動ではないか、このようにも考えています。

そこで、最初にお伺いしますのは、先ほども御質問もございましたけれども、機関委任事務制度の問題についてあります。

御存じのように、この制度のもとに自治体の首長が国の下部機関に位置づけられて、膨大な仕事を負わされています。しかも、その機関委任事務制度を執行する事務として、上記①に掲げる事務、すなわち国が所掌する事務のうち、国政選挙、旅券等國の事務で、地方公共団体において執行することが國民の利便及び行政効率の面から望ましいものについては、國が地方公共団体に対して財源を付与した上、委任するものとす

る」というふうに、極めて明確に機関委任事務についてのどうあるべきだという方針を持ってこれまで運動してこられたというふうに思います。ところで、先ほどおどろきましたとおり、委任事務三名それぞれの立場から、基本的な面についての御意見をお聞かせください。

○福葉穂君 この問題について、原則的には廃止にすべきものであるといふうに考へておることは、先ほどお答えしたとおりでございます。

そう思つておりますが、その議論を始めますと、いろいろな問題が出てまいりまして、全部実施されないということになつては大変なので、やはりできるものは早くやつてほしいという気持ちで言つてゐるわけでありまして、あくまでも原則的には地方自治の考へに沿わない、なじまないという考え方を持つてゐることは間違ひありません。

ん。

○山田豊三郎君 今知事もおつしやつたことと同様なのですが、我々六団体もそのようにはつきりとこの権限はすべて、機関委任事務は廃止して、市町村の固有事務といいますか、市町村で処理するようにしてもらるべきだという考え方には変わりがないのですが、しかし、現実にそれは変わらないのですが、しかし、現実にそれをやるということは我々としては、この法案の中でそれが区分されるまでこの法案を通してもらつては困るということではこれまた困る。だからこれ

は、委員会が設置されることによって、その委員

会などにも要請しておりますが、その「地方公共団体及び國の事務の範囲等」というところの②で現行の機関委任事務制度は廃止し、地方公共団体の事務とするものとする。ただし、上記①に掲げる事務、すなわち國が所掌する事務のうち、國政選挙、旅券等國の事務で、地方公共団体において執行することが國民の利便及び行政効率の面から望ましいものについては、國が地方公共団体に対して財源を付与した上、委任するものとす

る」というふうに、極めて明確に機関委任事務についてのどうあるべきだという方針を持つてこれまで運動してこられたというふうに思います。ところで、先ほどおどろきましたとおり、委任事務三名それぞれの立場から、基本的な面についての御意見をお聞かせください。

○福葉穂君 この問題について、原則的には廃止にすべきものであるといふうに考へておることは、先ほどお答えしたとおりでございます。

そう思つておりますが、その議論を始めますと、いろいろな問題が出てまいりまして、全部実施されないということになつては大変なので、やはりできるものは早くやつてほしいという気持ちで言つてゐるわけでありまして、あくまでも原則的には地方自治の考へに沿わない、なじまないという考え方を持つてゐることは間違ひありません。

そういふよな感じでございますので、ひとつ、自治意識の高揚のためにもやはりこうではつきりと機関委任事務は見直してもらおうんだ、町村がやるんだというなら、町村の事務にしてもらつたらいわゆる町村の実情ではないかと思つております。

そういふよな感じでございますので、ひとつ、自治意識の高揚のためにもやはりこうではつきりと機関委任事務は見直してもらおうんだ、町村がやるんだというなら、町村の事務にしてもらつたらいわゆる町村の実情ではないかと思つております。

この際改めてもらいたい、こういうように思つてほしこういうことが我々としては、この法案の中でもう一つの問題でございます。

○古堅委員 次に、國から地方への事務移譲の問題について伺いたいと思います。

この問題については、地方六団体からも全国町

と、それも規模の違う市町村、物差しをどうするんだということがございます。したがいまして、これはもう委員会の大きな課題だと思っております。

したがいまして、今こうしてほしい、ああしてほしいということは言えません。ただ、先ほど来陳述を申しましたように、分権にふさわしい税財源を再配分してほしいというところまでは言えるのです。どうかひとつその点御理解いただいて、この問題が一番大事な点だと思います。

以上でござります。

○古堅委員 時間です。終わります。

○中馬座長 これにて質疑は終了いたしました。

この際、一言お礼の言ひきつを申し上げます。

御意見陳述の方々におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。

拝聴いたしました御意見は、両法案の審査に資するところ極めて大なるものがありました。厚くお礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして深甚なる謝意を表する次第でございます。本当にありがとうございます。

では、これにて散会いたします。

午後四時二分散会

平成七年四月二十五日印刷

平成七年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局